

総称 山形牛

豊かな自然の中で育まれた黒毛和種は、肉質のきめが細かくまろやかな舌触りが特徴。そのおいしさには定評があり、すき焼き、しゃぶしゃぶ、ステーキがおすすめです。



果物

人気ナンバーワンの「佐藤錦」など品種も豊富な「サクランボ」、独特な香りと果肉のまろやかさが魅力の「ラ・フランス」、山形発の品種もある「リンゴ」、栽培の歴史が長い「ブドウ」があり、まさに果樹大国です。



山形セルリー

山形市は、東北随一のセルリー（セロリ）の産地です。山形セルリーの食感はやさしく、みずみずしく、えぐみや苦みが少なく柔らかい風味が特徴です。

※セルリーとは、英語表現 celery をフランス語訛りで読んだもの。

コラム

山形セルリーをブランド化

2014年に後継者育成と新規就農者の受け入れを目的にプロジェクトを開始。今では若手後継者も増え、生産量も順調に伸び、2018年4月には、地理的表示(GI)保護産品に登録されました。



伝統野菜

オカヒジキや蔵王カボチャ、山形赤根ホウレンソウ、悪戸イモ、山形セイサイ、堀込セリなど、地域で昔から大切に守り受け継いできた伝統野菜が数多くあります。

特産品

食用菊

山形市で生産が盛んな食用菊は、見た目も美しい食材です。黄色種と紫色種が栽培されており、散らした花びらをさつとゆでた後に水で冷やし、おひたしで食べるのが一般的です。



お酒

山形市内に蔵元は3社あり、最も古い蔵で約300年の歴史を誇ります。軟水・硬水の仕込み水の違いが味の個性を生んでいます。



お米

豊かな環境の中でこだわって作られたお米は、品質・食味が高いことでも知られています。「つや姫」「はえぬき」「雪若丸」と種類も豊富です。



(以下は広告スペースです)



お米の **たから蔵**

山形市内 **無料配達承ります**

10kg以上

お気軽にお電話ください

0120-415-089

受付時間 10:00~17:00(配達日は平日のみ。土日祝は休み)

株式会社 **アスク**

〒990-2338 山形市蔵王松ヶ丘二丁目1-36
TEL:023-695-4111 FAX:023-695-4567

やまがた市内3店舗

JAやまがた

おいしさ

直売所

落合店 山形市落合町16-1 TEL.023-631-2588

南館店 山形市南館三丁目7-4 TEL.023-645-5001

紅の蔵店 山形市十日町2-1-28 TEL.023-616-8001

LINEで旬の農産物の入荷情報、イベント情報を配信!!

QRコード: ID:@939ytoge

JAやまがた

JAやまがたPRキャラクター じゃるすず

雪若丸 つや姫

旬の農産物 全国発送承ります

JAやまがたオンラインショップ 好評稼働中!!

QRコード

JAやまがたオンラインショップ

JAやまがたオンラインショップ



ひっぱりうどん

大鍋でゆでたうどんを直接ひっぱりあげ、好みのつけダレで食べます。つけダレは、納豆やさば缶、生卵、ネギなどを入れて作ります。
(写真提供:市食生活改善推進協議会)



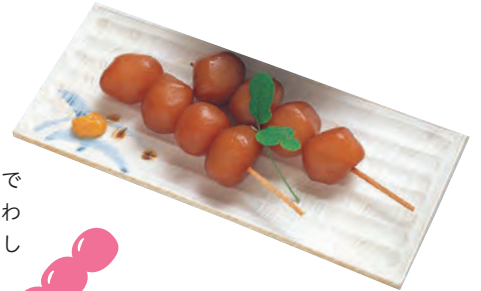
とんとん焼

小麦の生地に、魚肉ソーセージ、のり、紅ショウガなどをのせ、箸に巻きつけて焼いた市民のソウルフードです。



玉こんにゃく

スルメだしの醤油で煮込まれた素朴な味わいが魅力です。和がらしとの相性が抜群です。



いも煮

山形の郷土料理。里芋と牛肉、こんにゃく、ネギなどが入ったしょうゆ味の風味豊かな鍋料理です。



山形そば

山形の気候と清らかな水がおいしさを支えています。「寒ざらしそば」や「天保そば」など種類も豊富です。



すっぽこ(しっぽこ)

丼全体が熱々の餡で満たされた餡かけうどん。寒い時期に食べたい温まる伝統料理です。

〈以下は広告スペースです〉



優しい甘さ。なつかしい味。
一度食べたならやめられない、
でん六の看板商品です。





こけし

こけしの誕生は江戸時代末期に木の端材で子どもの玩具が作られたのが始まりといわれています。こけしは系統がいくつかに分けられ、市内には「蔵王高湯系」「山形系」が伝承されています。



ヤマガタハリコ 山形張子

幕末の頃、京都嵯峨人形の手法によって作られたのが始まりとされています。和紙を木型に水張りする製法で、描かれる表情にはどこか愛嬌があり、見る者の心を和ませます。



ヤマガタワガサ 山形和傘

江戸時代に山形は東北一の傘の生産地でした。現在は一つの和傘店によって伝統の技術が守られています。開いたときの油の香りと優しい雨音、日本の情緒に触れられる点が和傘の魅力です。



トウコウゲイ 籐工芸

山形に伝わる昔ながらのつる細工。籐を蒸して熱を加えながら曲げるといった伝統的な手法で、現代の暮らしに合った籐製品を作っています。

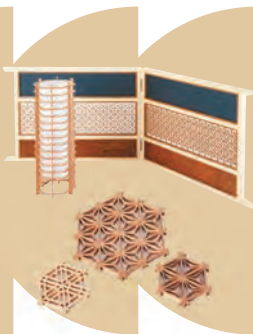


ヤマガタサシモノ 山形指物

指物とは釘を使わずに木を組み合わせて作る家具のことで、木に穴や切り込みを入れ、さし合わせることで名前の由来となっています。

ヤマガタタテグ 山形建具

細かく切り出した木片を釘を使わずに組んで作る「組子」という技術で作られます。機能的で美しい意匠を凝らした襖・障子などの建具は山形の気候風土や生活様式に良く合い、発展しました。



オシエ 押絵

江戸時代中期から流行しはじめ上流家庭の子どもの趣味として広まったといわれています。羽子板・懸額・歌舞伎絵・武者絵などに布帛で押し張り、中に綿を入れて立体感のある作品を作りだします。



ヤマガタウチハモノ 山形打刃物

室町時代に当時の将軍が腕の良い鍛冶師を率いて山形に城を築いたことから始まりました。現在も畑を耕す鋤や鎌、果樹や枝を剪定するハサミや包丁など、東北一の生産量を誇っています。



ヤマガタシッキ 山形漆器

漆の光沢を魅せる「花塗り」を主体として発展してきましたが、現在は伝統を基に生み出された「権之助塗」が継承されています。使えば使うほどに色艶が増す「朱マキ時」を施していることが特徴です。



キリバコ 桐箱

湿度の変化が激しい日本の暮らしの中で重宝されてきた伝統的な収納箱です。山形市周辺は良質な桐材が昔から豊富に採れ、中でも桐箱は鋳物製品などを入れる箱として製造されてきました。



トクギモッコウ 特技木工

約150年前より受け継がれ、臼やきねをはじめ、まな板や鍋蓋など市民の生活に使用されるものが作られています。ケヤキやアズサの原木を使用しており、使えば使うほどに味が出る造りです。



山形市フォトギャラリー



Yamagata
city
photograph
gallery



城下町やまがた雛まつり



山形市初市

四季折々の
おすすめイベント



©「古今雛」安部英子氏寄贈・山寺芭蕉記念館蔵

ヒョ
雛のみち

2月～
3月



最上川舟運や紅花交易によって、京都から山形に渡った時代雛を山寺と蔵王で展示しています。

所 山寺芭蕉記念館・蔵王



4月上旬
～中旬

霞城観桜会

約1,500本の桜が咲き誇る霞城公園は、市随一の桜の名所として知られています。「霞城観桜会」では、夜桜を楽しめるほか、満開の時期に合わせて大茶会や東大手門櫓公開なども行われます。

所 霞城公園

「山形花笠まつり」をはじめ、市内には一年を通して楽しめるイベントが盛りだくさん。四季の移ろいを感じながらぜひあなたも参加してみませんか。

東北四大まつりの一つとして知られる

4月上旬
～中旬



馬見ヶ崎さくらライン
ライトアップ

約2kmに渡って馬見ヶ崎川沿いに咲く桜を楽しめます。夜には一部ライトアップされ、見事な夜桜街道を見ることができます。

所 馬見ヶ崎川付近

春

スプリングフェスティバル

はしご車、高所作業車、パトカーなど約30台が勢ぞろいする「はたらく車大集合」。毎年家族連れで街なかが賑わいます。

所 ほっとなる通り(七日町・本町)



5月5日

5月8日
～10日

薬師祭植木市

熊本市・大阪市と並び日本3大植木市の一つと呼ばれている薬師祭植木市は、国分寺薬師堂の祭礼で、400年以上の歴史があるお祭りです。

所 薬師公園・薬師町通り・六日町通り・新築西通り・山形五中通りなど



5月中旬～
11月中旬

面白山紅葉川渓谷オープン

大小の滝や川を巡りながら紅葉川渓谷を散策できます。

所 山寺 面白山



山形市フォトギャラリー



Yamagata
city
photograph
gallery



山形花笠まつり



山形花笠まつり



4月下旬

蔵王連峰夏山開き

蔵王連峰夏山登山の安全祈願を行います。また、冬は閉鎖していた蔵王連峰を東西に横断する蔵王エコーラインの開通式も行われます。

サクランボ狩り

山形市郊外にあるサクランボ農園では、食べ放題のサクランボ狩りが楽しめます。佐藤錦、紅秀峰などの品種があります。



6月～7月中旬



6月下旬～7月中旬

むらまじわあじさい祭り

約515mの石畳の参道に植えられた40種およそ2,500株のあじさいが幻想的な景観を生み出します。

所 出塩文殊堂

（以下は広告スペースです）

明るい暮らしを支え、
電気を通じて
安心の街づくりに貢献します。

株式会社 旭電業

電気設備工事・設計・施工

山形市村木沢430
TEL.023-616-5410
FAX.023-616-5411
HP <https://asahidengyo.com>



8月14日

山形紅花まつり

アニメ映画「おもひでぼろぼろ」の舞台にもなった高瀬地区で行われ、紅花のプレゼントや体験イベントなどが催されます。

所 高瀬紅花ふれあいセンター



7月上旬



山形大花火大会

夏の山形の夜を演出する行事として市民に親しまれています。音楽に合わせた打ち上げなど観客を楽しませる催しが行われます。

所 事前にご確認ください



8月5日～7日

山形花笠まつり

東北四大まつりの一つとして知られ、約150団体、10,000人の踊り手が参加する山形市の夏の風物詩。市のメインストリートを舞台に、艶やかな衣装と紅花をあしらった笠を手にした踊り手が花笠音頭に合わせて群舞します。

所 十日町・本町・七日町大通り



「山形県花笠協議会 提供」

井戸水検査ならテラスで！

現在、井戸水を利用している方、災害時に利用を考えている方、一度検査してみたいいかがでしょうか？



採水



検査



報告

YBS企業グループ

環境測定分析コンサル 株式会社テラス

山形市大字志戸田550
TEL :023-643-3226
(担当:大石、半澤)



公共緑化土木・各種造園



OGAWA GREEN

緑・人・自然

株式会社 小川緑化土木

山形市大字松原294-9

TEL (023) 688-4978

FAX (023) 688-4357



重司量

株式会社 運輸機組

事業内容

- ◆ 重量物・精密機械運搬据付、医療機器搬入据付業務
- ◆ 各種クレーン作業工事
- ◆ 空調設備、レイアウト工事
- ◆ 一般貨物運送全般

従業員募集中!!

- ◇ 一般区域貨物自動車運送業
- ◇ 機械器具設置工事業許可第101074号

代表取締役社長 荒井 静雄

山形市大字十文字1411-1

TEL 023-687-4160(代)

<http://www.tukasagumi.jp>

9月下旬～
10月下旬



蔵王連峰の紅葉

山頂から温泉街にかけてさまざまな色をまとった鮮やかな姿を見ることができます。

みちのおくの芸術祭

偶数年に開催され、さまざまな体験ができる芸術祭。

所 山形市内

(隔年)
秋季



9月～
10月



芋煮会

馬見ヶ崎川河川敷を中心に、週末になると家族や友人たちなどのグループで芋煮を楽しむ姿が見られます。

所 馬見ヶ崎川河川敷ほか

面白山 コスモスベルグ

約7haの広大な花畑一面を約100万本のコスモスが埋め尽くします。

所 面白山高原



9月上旬～
10月中旬

(隔年)
10月上旬
～中旬



山形国際 ドキュメンタリー 映画祭

奇数年に開催される映画祭。期間中は多くの映画ファンが訪れます。

所 中央公民館、市民会館ほか



9月の敬老の日の
前日(日曜日)



日本一の芋煮会 フェスティバル

山形の一大イベントの「日本一の芋煮会フェスティバル」は、平成元年に市制100周年を記念して始まりました。直径6.5mの大鍋を使って、約3万食の芋煮を作ります。おいしさもスケールもまさに日本一の芋煮会です。

所 馬見ヶ崎川河川敷 双月橋付近

10月下旬～
11月上旬



山寺の紅葉

赤や橙など、錦秋の名にふさわしい壮大な自然美を望めます。

所 山寺

〈以下は広告スペースです〉

山形の暮らし、山形のみらいを支える皆様に応援します。

日本一の芋煮会でも
クボタが活躍中。



クボタトラクタ
REXIA



クボタミニバックホー
A333



お役立ち情報発信中!ぜひご登録ください!

株式会社南東北クボタ

お近くの営業所へお問い合わせください!

山形営業所

〒990-0853
山形市西崎75-12
TEL 023-644-2133

クボタ建機 (バックホー・ホイールローダ)

産業建機

〒990-0071
山形市流通センター3-3-3
TEL 023-622-1160

南東北クボタ
公式LINE



南東北クボタ
公式Instagram





樹氷ライトアップ

蔵王の特殊な気象条件からできる樹氷は、氷と雪が織り成す大自然の芸術品です。その樹氷を色彩豊かな照明でライトアップし、幻想的な世界へと誘います。

所 蔵王温泉・蔵王ロープウェイ山頂線沿線
および地蔵山頂駅周辺



四季折々の
おすすめイベント

※イベントやお祭りは変更・中止になる場合がありますので事前にご確認ください。

蔵王温泉スキー場開き

東北最大級のスノーリゾート。変化に富んだゲレンデ・コースをはじめ、美肌の湯ともいわれる温泉、世界的にも有名な樹氷など、一日中楽しむことができます。

所 蔵王温泉スキー場



1月10日

ウインターフェスティバル

街なか全部が栈敷席をテーマにした、冬の花火大会。霞城公園から打ち上がる約2,000発の花火が、冬の夜空を鮮やかに彩ります。



山形市初市

江戸時代初期から続く伝統行事。商業の株を象徴する「かぶ」や長寿を表す「白ひげ」などの縁起物のほか、家庭用品などの露店が立ち並びます。

所 十日町・本町・七日町の商店街沿道ほか

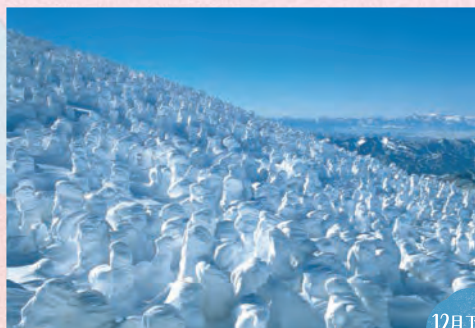


1月10日

蔵王樹氷まつり

白銀のゲレンデから放たれる花火やLEDライトで光のラインをみんなでつくるパフォーマンスなど、冬の蔵王温泉を楽しめるイベントが満載です。

所 蔵王温泉スキー場



12月下旬~2月下旬



12月下旬~2月下旬

（以下は広告スペースです）

山形市ガイド



未来にやさしく、地球にやさしく、人にやさしい。

Build your hometown and future.

総合建設業
（土木工事・建築工事・とび土工事・舗装工事・水道施設工事・解体工事）
産業廃棄物収集運搬業／建設廃材中間処分業／下水・配管清掃業
汚泥汲取清掃処理業／建設資材販売業（骨材・再生骨材）

石川建設産業株式会社

本社 〒990-2175
山形市大字中野目838-1
TEL 023-682-9282
FAX 023-682-9283

中山本店 〒990-0401
中山町大字長崎795-1
TEL 023-662-2198代
FAX 023-662-4710



360度の大パノラマを、安全、快適に。

蔵王ロープウェイ
ZAU ROPEWAY

山形市蔵王温泉229-3
TEL023-694-9518
FAX023-694-9143

蔵王アストリアホテル

山形市蔵王温泉字横倉ゲレンデ
TEL023-694-9603
FAX023-694-9181



いざというとき



災害時の被害を最小限に抑えるためには、日頃の準備が大切です。
ハザードマップで、事前にお住まいの地域の危険を調べましょう。
家庭内の備蓄、非常持ち出し品や避難時の対応などを、家族でしっかりと確認しましょう。

防災

問 防災対策課 TEL:641-1212(内線380)
FAX:624-8847

マイ・タイムラインを作ってみよう

地震や大雨、台風、大雪などの自然災害は、いつ発生するか分かりません。特に大雨や土砂災害、河川の氾濫などは状況が急激に悪化し、地震では発生直後から混乱が生じるなど、判断の遅れが命に関わる場合があります。

災害から身を守るためには、「自分や家族の命は自分たちで守る」という自助の意識を持ち、いざという時に“自分で行動に移せる”よう備えておくことが大切です。

マイ・タイムラインは、一人ひとりの防災行動計画です。災害が起きる前後に「何をするか」を時系列で整理しておくことで、落ち着いて行動できます。

災害の種類や、家族構成、住んでいる場所によって必要な行動は異なります。高齢者や乳幼児、障がいのある方がいるご家庭では、より早めの行動が必要になる場合もあります。

「いつ・どこへ・どのように避難するのか」

「在宅避難は可能か」

「連絡方法や集合場所はどうするか」



マイ・タイムライン

こうした内容を、平時のうちに家族で話し合い、整理しておきましょう。

いざという時に慌てないために、まずはご家庭でマイ・タイムラインを作成してみませんか。



洪水
ハザードマップ



土砂災害
ハザードマップ



揺れやすさ
マップ

家庭内備蓄品
(最低3日分、
できれば1週間分)

☑ 食料、飲料水

カップ麺、乾麺、レトルト食品、乾パン、缶詰、ビスケット、チョコレートなど
飲料水は1人1日3ℓが目安



☑ 1週間を想定した工夫と備え (ローリングストック法)

非常食の備蓄だけでなく冷蔵庫なども活用し、1週間分の食料を備えましょう。



☑ 生活必需品

トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ランタン、卓上コンロ(予備ボンベも)、暖房類(電気を使用しない石油ストーブ、燃料、使い捨てカイロ、防寒衣、毛布など)、懐中電灯(できれば1人1つ)、電池式携帯ラジオ(予備電池も)、モバイルバッテリー、携帯トイレなど



備蓄食品があれば いざ!というときも安心

主に災害時に使用する「非常食」だけでなく、日常に使用し、災害時に使えるものを「ローリングストック」してバランスよく備えることが大切です。また、外出中に災害が発生することを考えて、普段から持ち歩く飲料水やチョコレートなどの「持ち歩き用品」も備えておきましょう。

備蓄食品を上手に選ぼう

家庭にある食品をチェック



栄養バランスを考え、家族の人数や好みに応じた備蓄内容・量を決定

賞味期限が切れる前に消費し、消費したものは買い足す



注意

災害直後は炭水化物ばかり摂取しがちです。エネルギー源となる炭水化物はとても重要ですが、栄養バランスを考慮しないと、体調不良や病気になる可能性があります。そんなときに役立つのは、**缶詰**。魚介の缶詰や、コンビーフなど、長期保存ができる上、手軽にたんぱく質をとることができるのでおすすめです。

出典元:農林水産省ホームページ「災害時に備えた食品ストックガイド」より内容を抜かし、編集・作成

情報収集編

災害情報

山形市公式ホームページ

災害が発生またはその恐れがあるときには、特設ページで緊急情報などを発信しています。

山形市公式フェイスブック、 山形市LINE公式アカウント、 防災対策課X(旧ツイッター)



市からのお知らせや、災害が発生またはその恐れがあるときに緊急情報などさまざまな情報を発信しています。

緊急速報メール

災害が発生またはその恐れがあるときに、携帯電話、スマートフォン、タブレットなどに緊急情報を配信します。

防災情報メールマガジン

● 避難情報

避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)およびその解除に関する情報
避難所の開設・閉鎖

※緊急速報メールと同程度の情報を配信します。



● 災害情報

大雨等による市道の通行止めやその解除に関する情報
水道の断水や復旧に関する情報
注意喚起(大雨警報などの防災気象情報の発表時)

● 防災情報

災害に対する日頃からの心構え
など



ラジオ

国からの緊急情報を山形コミュニティ放送(ラジオモンスター76.2MHz)で配信します。



災害用伝言ダイヤル・伝言板

電話やインターネットの伝言板を利用して家族と連絡を取り、お互いの安否と所在を明らかにしましょう。移動する場合は安否メモを残しましょう。

災害用伝言ダイヤル171

☎171をダイヤルし、ガイダンスに従い伝言の録音・再生を行ってください。

災害用伝言板(web171)

<https://www.web171.jp/>にアクセスし、伝言の登録・確認を行ってください。



非常持ち出し品

☑ 貴重品

現金、通帳、印鑑、マイナンバーカード、保険証、携帯電話(充電器)、モバイルバッテリーなど



☑ 非常食・水

☑ 懐中電灯・携帯ラジオ

☑ 衣類・タオル・衛生用品

衣類(防寒用も)、タオル、ウエットティッシュ、洗面用具、携帯トイレ、生理用品、毛布、寝袋、使い捨てカイロ、マスク、軍手など

☑ 医薬品

傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬、常備薬、お薬手帳など

☑ その他

乳児用ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、ペット用品



〈以下は広告スペースです〉



山形ガス

〒990-2446
山形市白山三丁目1番31号
TEL 023-623-0085



土木一式工事
上・下水道工事
産業廃棄物処理業
除雪業務

PUBLIC WORKS

WATER WORKS

SNOW WORKS

山形市上水道工事指定店・山形市下水道工事指定店



総合建設業 阿相建設株式会社

山形県知事許可(般-4)第1018832号 ASOUKENSETSU

本社 〒990-2465 山形市南館西 15-31
事務所 〒990-0831 山形市西田五丁目 4-2
TEL.023-665-0822



警戒レベルと避難行動



令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されました。

警報・注意報の名称に「警戒レベル」が付記され、とるべき避難行動が分かりやすくなりました。

気象庁が発表する防災気象情報、山形市が発表する避難情報を的確に捉え、適切な避難行動をお願いします。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の 打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動	避難情報 (山形市発令)
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報	命の危険 直ちに安全確保!	緊急 安全確保

////////////////////// < 警戒レベル 4 までに危険な場所から かならず避難! > ////////////////////////

警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報	危険な場所から 全員避難	避難指示
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害 警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する 人は早めに避難、避 難の準備など	高齢者等 避難
警戒レベル 2	レベル2 氾濫 注意報	レベル2 大雨 注意報	レベル2 土砂災害 注意報	レベル2 高潮 注意報	避難行動を確認(避 難場所や避難ルー ト、避難のタイミン グなど)	
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを 高める	

緊急のときの我が家の 主要連絡先

名前 _____

電話番号 _____

メール _____

名前 _____

電話番号 _____

メール _____

安否情報を取り次いでくれる人 (遠方の親戚や友人)の連絡先

名前 _____

電話番号 _____

メール _____

名前 _____

電話番号 _____

メール _____

我が家の緊急時の 避難(集合)場所

避難場所(屋外) _____

地区避難所(屋内) _____

市避難所(屋内) _____





風水害編

Wind and flood damage

普段から注意しておくこと

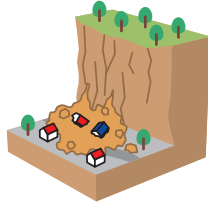
～風水害が発生する前に～

⚠️ 土砂災害に注意

● 土砂災害の種類

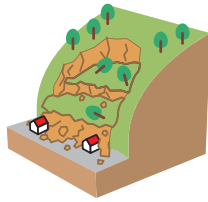
がけ崩れ

大雨や長雨などの影響で台地や段丘などの急な斜面が崩れる現象をいい、突発的で局所的に起きます。



地すべり

地中に染み込んだ融雪水など地下水が誘因となって、緩やかな斜面の土がゆっくりと広範囲ですべり落ちる現象をいい、同じ所で繰り返し発生する可能性があります。



土石流

集中豪雨などがあると、大量の水が溪流内の土や石、砂などととも、一気に津波のように流れてくることをいいます。



⚠️ こんな前触れに要注意!

- ▶ 山鳴りや木立の裂ける音がする。
- ▶ 川の水が急に濁り、流木が混じり始める。
- ▶ 雨が降り続けているのに、河川の水量が減る。
- ▶ 沢の湧き水や井戸の水が濁る。
- ▶ 斜面から水が吹き出したり、地面に亀裂が入る。



雨の強さと降り方 ※1時間の雨量

やや強い雨	10mm以上20mm未満	地面一面に水たまり
強い雨	20mm以上30mm未満	
激しい雨	30mm以上50mm未満	道路が川のように
非常に激しい雨	50mm以上80mm未満	傘が全く役に立たない。 視界不良。 車の運転は危険
猛烈な雨	80mm以上	

台風などの時期には十分な警戒を!

がけ崩れのほとんどは、大雨や長雨、集中豪雨などによる多量の水が、地中に染み込んで、抵抗力が弱くなった斜面が崩れ落ちやすくなるもので、台風などの時期に集中発生しています。また、雨が止んだ後に災害が起こる場合もあるので、十分な警戒が必要です。



安全な避難のポイント

1 歩ける水の深さは50cm

水深50cmを超えてからの歩行は危険です。万が一、逃げ遅れたときは建物の2階以上で救助を待ってください。

2 避難は徒歩で

車は数十cmの浸水でも浮いて動かなくなるので危険です。他の避難者や緊急車両の妨げにもなります。

3 マンホールや側溝に注意

急激な大雨が下水管に流れ込むと、マンホールのふたが開いてしまうこともあります。マンホールや側溝への転落に十分注意してください。



〈以下は広告スペースです〉



株式会社BOND

- 土木工事一式
- 各種電気工事
- 除雪・排雪作業
- 草刈・伐木作業
- 足場工事一式

山形市大字柏倉3-1

TEL 023-666-7719

<https://bond820.com>

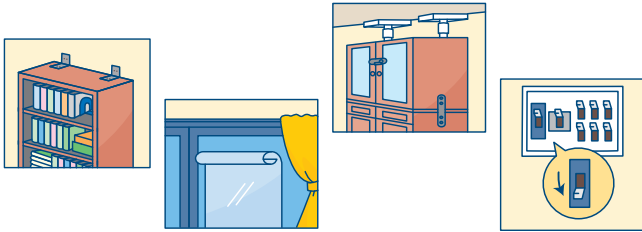


普段から注意しておくこと

～地震が発生する前に～

家の中の安全対策

本棚やたんす、食器棚など大きな家具が倒れたり、扉が開かないように固定しましょう。また、地震による電気火災には一定以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する感震ブレーカーが有効です。



●木造住宅耐震診断事業

市民の皆さんの地震対策を支援するために、木造住宅の耐震診断に対し費用の一部を助成します。

対象住宅の床面積	自己負担金 (消費税および地方消費税相当額を含む)
100m ² 未満	対象住宅の床面積に200円を乗じた額
100m ² 以上	20,000円

問 建築指導課 内線 478

地震が起きたら

突然の地震に見舞われたらどのように行動すれば良いのでしょうか。地震発生時にどこにいるかによって、行動が異なります。また、揺れているとき、揺れが収まってからの行動も変わります。それぞれの場合の最適な行動を紹介します。

揺れているとき

まず身を守ることを最優先に！姿勢を低くし、頭を守り、むやみに動かずに、揺れが収まるのを待ちましょう。



●在宅中の場合

- ▶ 倒れそうな家具から離れ、テーブルなどの下に隠れて頭を守りましょう。
- ▶ 余裕があれば、閉じ込められないよう扉を開けましょう。
- ▶ 慌てて外に出るのは危険です。

●外出中の場合

屋外で

ブロック塀や自動販売機、看板などの落下・倒れる危険があるものから離れ、かばんなどで頭を守りましょう。

エレベーターの中で

全ての階のボタンを押し、速やかに降ります。降りられなくなったときは、インターホンで外と連絡を取ります。

学校で

頭を守り、机の下へ隠れます。先生の指示に従い、慌てずにみんなと一緒に行動しましょう。

駅・商業施設で

係員の案内に従い行動しましょう。つり下がった電線などから離れてください。

地震の揺れを感じたら…

緊急地震速報がなくてもあわてず、まず身の安全を!!

※緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は数十秒しかありません

家庭では…

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- 無理に火を消そうとしない



自動車運転中は…

- あわててスピードを落さない
- ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度を落とす



このほか、普段から、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えておきましょう。

出典元:内閣官房ホームページ「もしも災害が起こったら…」より内容を抜粋し、編集・作成

揺れが収まったら

落ち着いて周囲を確認して、ラジオなどで情報収集。家族の安否の確認をしましょう。また、大きな地震の後には、同程度の地震がしばらく続く場合がありますので注意しましょう。

自分の周りの様子を確認

● 在宅中の場合

- ▶ 暖房器具や火は消し、ガスの元栓を締め、出火を防ぎましょう。
- ▶ 落下物や足元に注意しながら家の内外を目視しましょう。
- ▶ 近所で声を掛け合しましょう。

● 外出中の場合

- ▶ 落下物や足元に注意しながら周囲を目視してください。
- ▶ 地震に備えて、ブロック塀やビルなどから離れてください。



情報の収集

テレビやラジオで、緊急地震速報を確認。



家族の安否確認
 「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板(web171)」で伝言の確認・録音をします。
 災害用伝言ダイヤル・伝言板について P35

「とどまる」か「帰る」か「避難する」か決める
 自宅以外で安全な場所にいるならその場に「とどまる」、家に被害がなければ「帰る」、被災していれば「避難する」かを決めます。

避難が必要なとき

家が傾き倒壊の危険があったり、自宅の周辺で土砂災害や火災の危険がある場合は、避難しましょう。

いざ避難のときには

1 土砂災害から身を守る

- ▶ 避難中に雨が降っている場合は、地盤が緩むため特に注意しましょう。

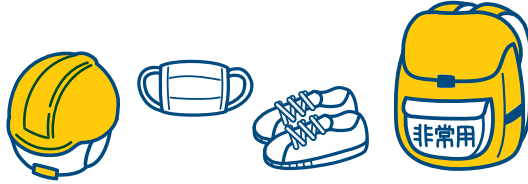
2 火災からの避難

- ▶ 物を持たずに、早く避難してください。
- ▶ 煙は上からたまるので、姿勢を低くし、下の階に向かって逃げてください。
- ▶ ドアは閉めて逃げてください(延焼・煙の拡散防止)。
- ▶ 煙を吸わないように、ぬれたタオル(なければ服の袖など)で、口と鼻を押さえてください。

3 避難は歩いて

道路に裂け目ができたり、マンホールなどが飛び出ていることがあるので注意してください。避難所へ行く際はテレビ、ラジオ、山形市公式ホームページなどで事前に開設状況を確認し、安全を確かめながら向かってください。普段からハザードマップで避難所や危険な場所を確認しておきましょう。

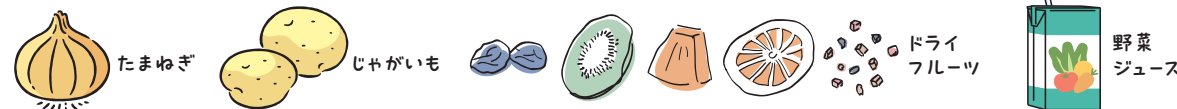
- ▶ ヘルメットや防災頭巾で頭部を保護しましょう。
- ▶ 長袖、長ズボンで動きやすい服装で避難してください。
- ▶ 非常持出品はリュックに入れて背負い、両手が使えるようにしましょう。
- ▶ 底が厚く履き慣れた運動靴をはきましょう。
- ▶ マスクやゴーグル、タオルを用意しましょう。



日頃からの心がけて いざ!というときも安心

便秘・口内炎など体調不良にご注意を!

大きな災害時には食事が偏り野菜不足からビタミン・ミネラル・食物繊維などの栄養素がとれず、便秘・口内炎などに悩んだという声が聞かれました。そんなときに備えて、じゃがいも、たまねぎなどの日持ちする野菜を、日頃から多めに買い置きしておきましょう。野菜ジュースやドライフルーツなども、あるといいでしょう。



POINT ● 費用、時間の面で、普段の買い物の範囲でできる ● 買い置きのスペースを少し増やすだけで済む
 出典元: 農林水産省ホームページ「災害時に備えた食品ストックガイド」より内容を抜かし、編集・作成

いざというとき 日常

いざというときに役立つ

山形市LINE公式アカウント

市の施策、イベント・観光情報、災害・防災情報などの市政情報を発信するほか、児童遊戯施設予約(コパル、ペにっこひろば)やごみの収集日のお知らせ機能など、生活に役立つさまざまな情報を発信しています。



↑「友だち追加」はこちらから



アカウント名: 山形市
ID: @yamagatacity

受信設定から欲しい情報を選べる

基本メニューの右下にある「受信設定」から受け取りたい情報を選べます。居住地の選択をすると前日にごみの収集日もお知らせしてくれます。



3つのタグで検索性もUP!

基本メニューのタグのほかに2つのタグがあり、「暮らし・子育て」では、子育て相談やスクスクなどの情報を、「山形市の魅力」では、観光や移住・定住の情報を発信!



くらしのガイド



分別・火災に注意! リチウムイオン電池

問 循環型社会推進課

近年、リチウムイオン電池を搭載した製品が正しく分別されないことにより、立谷川リサイクルセンターや収集車両で発火発煙事故が急増しています。使用済の充電式の家電は捨てる前に必ず分別方法を確認しましょう。



リチウムイオン電池を使った製品例



⚠️ 誤った処分方法は火災に繋がります!

処分方法

- ▶ 公民館等に設置されている充電式家電・充電電池回収ボックスへ
- ▶ 充電電池が取り出せる場合、充電電池はほかの電池類同様、透明袋で月1回の収集日に出す
※ 充電電池以外は、雑貨品・小型廃家電類へ(金属を含まない場合は、プラスチック類へ)
- ▶ 充電電池が取り出せない場合、家電製品本体ごと電池類として透明袋に入れて月1回の収集日に出す
- ▶ 小型家電リサイクル事業の対象品は専用回収ボックスへ



そのほか、ごみに関することは **P88** へ



山形市フォトギャラリー

Yamagata
city
photograph
gallery



山形まるごとマラソン



むらぎざわあじさい祭り



冬を安心・安全に過ごすための **道路除雪** 道路維持課

雪による市民生活への影響を最小限にするため、市道の除雪を行っています。スムーズに通勤や通学などができるように、ご協力をお願いします。

道路除雪ガイド

除雪の基本情報・ルールをまとめたパンフレットです。市ホームページからご覧いただけます。



4つのお願

- 1 除雪後の間口(自宅前)の雪処理はお互いに協力しましょう
- 2 除雪の障害となる物は片づけましょう
- 3 路上駐車はやめましょう
- 4 道路上や側溝、水路への雪捨てはやめましょう

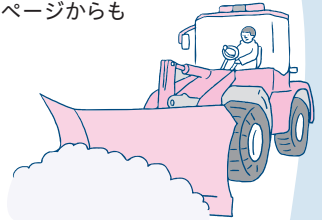


今、除雪車がどこにいるかがわかる!

除雪車が今どこにいるのかGPSで確認することができます。LINEから確認できるほか、市ホームページからも確認できます。



↑LINEの「友だち追加」はこちらから



スクスク **SUKSK** で元気に歳を重ねよう! 健康増進課

市民の健康寿命を損なう3大原因(認知症・運動器疾患・脳血管疾患)を予防するために、「SUKSK(スクスク)生活」を提唱し、推進しています。



山形市健康ポイント事業SUKSKに登録しよう



アプリを活用し、歩いた歩数や健(検)診受診などでポイントがたまります。ためたポイントで抽選に参加でき、記念品が当たります。



SUKSK
公式ホームページ

AI健康アドバイス(ヘルスチェックAI)があなたの健康づくりをサポート!

あなたの健診結果、直近の2週間の歩数などをAIが分析し、「中性脂肪」と「血糖値」改善のためのミッションが毎週届きます。



〈以下は広告スペースです〉

Well-Being YU LINEで使える健康アプリ

1日1分
がんばらない健康管理

山形大学医学部
20年の研究成果をアプリに。

健康診断・生体データ
健康結果からの予測で
生活習慣を見直す

まいにち記録
記録の習慣化と
取り込み履歴

個別アドバイス
大学教員監修の
個人向けアドバイス

ウェルアップアドバイス
運動、運動不足、夜間頻尿など
お悩みからわかるプログラムを
60種類以上提供!

山形大学Well-Being研究所
山形市飯田西2-2-2
www.yu-wellbeing.com
TEL:023-628-5015

人生の「もしも」を
私たちが「大丈夫」に変えます!

株式会社
Bell保険オフィス

その中心にあるもの
地域に貢献
すること

Bell(電話)が
通れば
即対応

ベルマーク
賛助協賛会社で
唯一の
保険会社

Bell保険オフィス
の社名に込めた思い

ベルタウン
1989年オープンした
50周年の
ショップラック

事業所所在地の
五十鈴
います!

認定
経済産業省
職業実践力強化事業

〒990-0061 山形市五十鈴2-3-5
TEL:023-633-2810 FAX:023-633-2815
営業時間:AM9:00~PM17:00 定休日:土日祝祭日



救急医療

休日や夜間に具合が悪くなったときは、「山形市休日夜間診療所」および「山形市歯科医師会休日救急歯科診療所」を受診することができます。

山形市休日夜間診療所 所 香澄町二丁目9番39号 ☎ 635-9955

	診療科目	診療日	診療時間
休日	内科、外科、小児科	日曜、祝日、年末年始(12月31日～翌年1月3日)	午前9時～11時45分 午後1時30分～5時
夜間	内科、小児科	毎日(年中無休)	午後7時～11時 (小児科は午後7時30分～10時30分)

山形市歯科医師会休日救急歯科診療所 所 香澄町二丁目9番39号 ☎ 629-9988

診療日	診療時間
日曜、祝日、年末年始(12月31日～翌年1月3日)	午前10時～正午、午後1時30分～4時 (受付時間:午前10時～11時45分、午後1時30分～3時30分)



24時間健康・医療相談サービス

自身や家族の健康や医療に関する相談を、専門スタッフが24時間無料でアドバイスします。専門スタッフが医療機関への搬送が必要だと判断した場合、そのまま山形市消防本部消防指令センターへ転送され救急隊が出動します。

☎ 0120-023-660 (山形市・山辺町・中山町の方対象) ※非通知設定では利用できません

このページは有料広告ページです

P114からの健康マップもご覧ください



あなたのそばの医療機関

内科

内科・循環器内科・胃腸内科

深瀬内科医院

院長 深瀬 憲雄

診療時間 受付30分前終了

	月	火	水	木	金	土
AM9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
PM2:30～6:00	●	●	●	●	●	●

休診日 日曜日・祝日・水曜日・土曜日午後

山形市落合町195-3

☎ 631-7010

内科

健康に関してご心配なことがあればご相談ください

内科・循環器内科・消化器内科
医療法人社団

まつだクリニック

検町 ● 院長 松田剛 医師 松田 綯子

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	●	●

TEL023 682-3136

山形市検町2-11-15

循環器内科

内科・循環器内科・呼吸器内科

かとう内科クリニック

院長 加藤直美

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	●	●	●
14:30～18:00	●	●	●	●	●	●

●休診日:木曜・日曜・祝日

山形市千手堂大門96-1 ☎ 023-687-1706

<https://katonakaclinic.wixsite.com/info>

耳鼻咽喉科

いしだ耳鼻咽喉科クリニック

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:30～17:30	●	●	●	●	●	●

休診日/木曜・日曜・祝日 ▲土曜午後/14:30～16:00

山形市 いしだ耳鼻咽喉科クリニック 検索 キッズスペース有

山形市清住町2丁目2番12号

☎ 023-674-7603

泌尿器科

泌尿器科・皮膚科

伊藤 泌尿器科クリニック

ITO UROLOGY CLINIC

日本泌尿器科学会認定泌尿器科専門医 院長 伊藤啓一

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	●

前立腺ガン検診 ☎(023) 615-1150

休診日/水曜・土曜の午後、日曜、祝日

医者街通り 山形市五十鈴1-1-28

泌尿器科

かわぞえ嶋北泌尿器科内科クリニック
Kawazoe Shimakita Urology & Physician Clinic

	月	火	水	木	金	土
午前	○	○	○	○	○	○
午後	○	○	×	○	○	×

午前: 9:00～12:30 受付は終了

午後: 14:30～18:00 15分前まで

山形市嶋北3-10-1

TEL: 023-665-1660

FAX: 023-665-1661

産婦人科

ソフロロジー分娩、
無痛分娩にも対応

医療法人横山厚生会

横山病院

産婦人科・小児科

山形市十日町 3-6-48

TEL 023-622-3415

歯科

患者さんの歯を残すことを目指す。予防治療の

緑町斎藤歯科医院

Midoricho Saito dental Clinic

院長 斎藤直之

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	×	●	8:30～13:00
14:30～18:00	●	●	●	×	●	14:00～17:00

☎ 023-622-0303

山形市緑町2-12-45

緑町斎藤歯科医院 検索



庁舎案内

山形市役所本庁舎

〒990-8540 旅籠町2-3-25 TEL641-1212(代表)

11階	選挙管理委員会事務局
10階	地域共生社会課、指導監査課、環境課、循環型社会推進課、廃棄物指導課、鳥獣被害対策課
9階	まちづくり政策課、まちなみデザイン課、建築指導課、公園緑地課、住宅政策課、建設契約課、工事検査課
8階	教育企画課、企業・卒業生連携室、教育総務課、学校教育課、社会教育青少年課、監査委員事務局
7階	道路整備課、河川整備課、雨水施設建設室、道路維持課、建築課
6階	産業政策課、Y-biz推進室、働きやすさ追求室、ブランド戦略課、観光戦略課、日本一の観光案内所整備室、旧千歳館整備室、インバウンド推進室、農政課、農村整備課、地籍調査室、森林整備課、農業委員会事務局
5階	防災対策課、情報企画課、文化創造都市課、スポーツ課、部活動地域展開推進室、新市民会館整備室、スポーツ施設整備室
4階	総務課、法令遵守対応室、市史編さん準備室、職員課、行政経営課、外郭団体経営改革室、財政課、調達契約課、資産マネジメント課、企画調整課、公民連携室、高等教育機関連携室、仙山連携推進室、公共交通課
3階	秘書課、広報課、議会事務局
2階	市民税課、資産税課、納税課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、こども家庭支援課、こども家庭センター
1階	総合案内、市民課、新斎場整備推進室、市民相談課、国民健康保険課、会計課、こども未来課、指導監査室、保育育成課、守衛室
地階	食堂・売店

市立病院済生館

〒990-8533 七日町1-3-26 TEL625-5555(代表)

11階	機械室
10階	消化器内科、人間ドック
9階	呼吸器内科、歯科・歯科口腔外科、整形外科、眼科、皮膚科
8階	リハビリテーション室、脳神経外科、脳・血管放射線科、リハビリテーション科、病児・病後児保育室「ひなたぼっこ」
7階	人工透析室、糖尿病・内分泌内科、内科、腎臓内科、血液内科、泌尿器科
6階	循環器内科、脳神経内科
5階	産婦人科、未熟児室、小児科、耳鼻咽喉・頭頸部外科
4階	手術室、外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、大会議室、中会議室、MEセンター、ICU
3階	臨床検査室、リハビリテーション室、管理課、医療情報管理室、輸血室
2階	各科外来、臨床検査室、栄養指導室、入院センター、地域糖尿病センター
1階	各科外来、脳卒中センター、薬局、地域医療連携室、医事会計窓口、医療相談室、がん相談支援センター、医事業務室
地下1階	救急室、中央放射線室、中央材料室、物品管理センター
地下2階	給食業務室、機械室



庁舎案内

〈以下は広告スペースです〉



便利屋 あなたの「困ったなあ」を解決!!

お手伝いサービス

—ケイ・ワークス—

K-WORKs

- お家の中での家具移動や電球交換など
- 病院や施設などへの荷物の移動
- 庭木の剪定・草刈りや外壁塗装など
- 買い物・空き家管理・墓掃除など
- 出張タイヤ交換

詳しくはHPをチェック

お気軽にお電話ください 見積無料!

023-686-4980

山形市大字青柳701-3

消防本部

〒990-0041 緑町4-15-7 TEL634-1199(代表)

3階	総務課、予防課、警防課、救急救命課
2階	通信指令課、東消防署本署

名称	所在地	電話番号
総務課	緑町4-15-7	634-1199
予防課		634-1195
警防課		634-1197
通信指令課		634-1198
救急救命課		634-1193
東消防署本署		634-1194
東消防署小荷駄町出張所	小荷駄町5-29	622-4621
東消防署高楯出張所	十文字448-4	686-3151
東消防署蔵王温泉出張所	蔵王温泉1195-1	694-9244
西消防署本署	西崎9-1	643-6119
西消防署成沢出張所	成沢西4-6-19	688-2300
西消防署天神町出張所	天神町53	684-0019
市民防災センター	西崎9-1	643-1191

上下水道部

〒990-0836 南石関27 TEL645-1177(代表)

3階	水道建設課、下水道建設課、浄水政策課、施設建設室
2階	総務課、経営企画課、検査室
1階	業務課、水道管路維持課、お客さまセンター、給排水センター

名称	所在地	電話番号
水運用センター	見崎川原52	681-8040
浄化センター	嶋南1-11-5	684-3272

東京事務所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル3階 +OURS八重洲
TEL03-5202-2173 FAX03-5202-2173

山形市保健所

〒990-8580 城南町1-1-1霞城セントラル

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 【4階】保健政策課、健康増進課、生活衛生課
土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

【3階】母子保健課

月曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁(閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページから「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください。

詳しくは、 P81～85をご覧ください⇒

山形市動物愛護センター

〒990-0894 船町1030-1
TEL681-1210 FAX681-1211

開館時間 午前9時～午後5時

閉館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

詳しくは、 P86をご覧ください⇒

相談

くらしの相談

問 市民相談課
TEL 641-1212(内線240) FAX 624-8418

相談	主な相談内容	曜日・時間	担当
一般相談	市政全般(苦情・要望・提言)に関することや、生活上の困り事、心配事などの相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	市民相談課
土地の利活用相談	土地に関する許可制限などの相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	市民相談課
行政書士相談	官公署に提出する書類その他権利義務・事実証明に関する書類などの作成と手続きについての相談	毎月第2月曜日 午前9時～午後4時	県行政書士会山形支部
人権・困り事相談	人権および身の上に関する悩み事	毎月第2火曜日 午後1時～4時	人権擁護委員
土地境界に関する相談	土地の境界に関する相談	毎月第2木曜日 午前10時～午後3時	県土地家屋調査士会山形支部
行政に関する相談	国・県などの行政全般についての苦情・意見・要望	毎月第3火曜日 午前10時～午後3時	行政相談委員
登記手続相談	法務局に提出する不動産相続・売買・贈与などに関する登記書類作成手続き、土地建物全般に関する相談	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時	県司法書士会山形支部

相談	主な相談内容	曜日・時間	担当
司法書士相続登記相談(要予約)	不動産の名義変更(相続登記)についての相談	毎月第2金曜日・第4月曜日 午前10時～午後4時	県司法書士会

※相談日については、原則として、毎月広報やまがたでお知らせしています。

消費生活相談

問 消費生活センター
TEL 647-2211 FAX 647-2202

受付内容 消費者トラブルや多重債務に関する事など、消費生活に関わる相談全般

受付時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

※消費生活センターについては、[P110](#)をご覧ください。

成年後見制度に関する相談

問 成年後見センター
TEL 674-0680 FAX 645-9073

成年後見制度に関するさまざまな疑問や悩みにお答えします。相談をご希望の方は、まずは電話でご連絡ください。

- ▶ 成年後見制度ってどういうもの？
- ▶ 成年後見人ってどうすればお願いできるの？
- ▶ 将来に対する不安に備えておきたいのだけれど…
- ▶ 手続きをするにも自分だけでは自信がない…

相談日 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時30分

〈以下は広告スペースです〉

行政相談

役所の仕事やサービスで、お困りのことはありませんか？

困ったら一人で悩まず行政相談！

相談無料・秘密厳守



医療保険
年金



道路など
公共施設



社会福祉



役所の手続き

ご相談は、下記の番号まで。または、お近くの行政相談委員へ。
メール相談・オンライン相談も受け付けています。

山形市担当行政相談委員：毎月第3火曜日、山形市役所 1階市民相談室で相談受付（予約不要）。

総務省行政相談センター

まぐみ山形

山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階

0570-090110

まぐみ山形



行政相談マスコット キクーン

フェアラ相談室


問 男女共同参画センター
TEL 645-8077 FAX 645-8055

相談	曜日	時間
一般相談	火・木・金・土曜日	午前
	月・水・日曜日	午後
法律相談	毎月第2・3・4水曜日	午後4時10分～6時
女性の健康相談 (思春期から更年期まで)	相談を希望する場合はお問い合わせください。	

※各相談には事前の予約が必要です。

※一般相談の詳細な時間は、お問い合わせください。

※法律相談のご利用はお一人年度内1回のみとなります。

※フェアラ(男女共同参画センター)については、 P110をご覧ください。

教育相談・言語相談

問 総合学習センター
TEL 645-6163 FAX 645-6164

▶ 教育相談室

子どもの不登校などの相談をお受けします。

電話相談 TEL 645-6182 TEL 645-6183

メール相談 Eメール soudan-y@ymgt.ed.jp

来所相談 総合学習センター(城西町2-2-15)
1階の教育相談事務室へお越しください。

相談日 月～金曜日
午前10時～午後4時
(年末年始を除く。受け付けは午後3時30分まで)

▶ 適応教室『風』の開設(不登校児童生徒対象)

学校復帰と自立を促す学習支援、集団適応支援やさまざまな体験活動指導を行っています(学校を通してご相談ください)。

▶ 幼児ことばの相談室

就学前のお子さんの言葉のことで気になることなどご相談ください。

電話相談 TEL 645-6163

※詳しくは、山形市総合学習センターホームページをご覧ください。



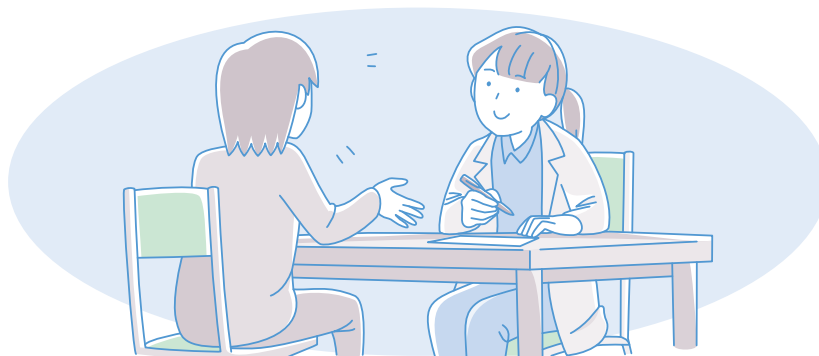
家庭児童相談

問 こども家庭センター
TEL 641-1212(内線546) FAX 624-8901

子育ての悩みや児童虐待の相談をお受けします。さまざまな子育て支援制度の活用や、内容によっては児童相談所などの関係機関と連携し対応します。

相談専用ダイヤル TEL 641-3636

相談日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(年末年始・祝日は除く)



外国人相談窓口

国際交流センター TEL647-2275 FAX647-2278

相談	時間	場所	対応言語
外国人一般相談窓口	火～金曜日 午前9時30分～ 午後6時	国際交流センター 事務室窓口	英語、韓国・朝鮮語、中国語
外国人専門相談窓口 (在留資格、帰化、永住、婚姻、家族の呼び寄せなど)	第1・3水曜日 午前11時～ 午後3時	国際交流センター 民間団体活動室	英語、韓国・朝鮮語、中国語

※専門相談日には、県行政書士会所属の行政書士が対応します。

※事前の申し込みは必要ありませんが、相談内容を事前にお知らせいただければ、よりの確なアドバイスができます。

また、上記以外の対応言語(タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語)については、事前の申し込みが必要です。

※国際交流センターについては、P110をご覧ください。

生きづらさに関する相談

生きているのがつらいとき、誰にも悩みを打ち明けられないときなど、相談しやすい方法で、お気軽にご相談ください。

▶ LINE 「生きづらびっと」

健康増進課 TEL616-7275 FAX616-7276

QRコードを読み取り、生きづらびっとをLINEの友だちに追加してください。



▶ 電話「#いのちSOS」

健康増進課 TEL616-7275 FAX616-7276

電話相談 ☎0120-061-338



※いずれもNPO法人自殺対策支援センターライフリンクが実施する事業です。

▶ LINE つながりよりそいチャット

地域共生社会課
TEL641-1212(内線595) FAX616-5106

孤独・孤立に関するさまざまな困り事や悩みを24時間365日いつでも気軽にLINEで相談できます。傾聴型生成AIと専門職(社会福祉士、精神保健福祉士など)が丁寧に対応します。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。



届け出・証明

届け出と証明

 戸籍届

 市民課4番窓口 TEL 641-1212(内線347) FAX 624-8411

	届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの (▲印は該当する方のみ)	留意事項
出生届	生まれた日を含め14日以内	原則、出生子の父母	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書 (医師または助産師の出生証明書付き) <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳	●命名に使える字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
死亡届	亡くなったことを知った日から7日以内	①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者など	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書 (医師の死亡診断書付き)	●斎場および霊きゆう車(霊きゆう車は使用料が必要)を使用する場合、事前に市役所に電話予約をお願いします。
婚姻届	届け出日から効力が生じます	夫、妻	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書 ▲国民健康保険資格確認書 (世帯主、氏に変更がある場合) ▲マイナンバーカード (氏に変更がある場合)	●住所の異動を伴う場合は、住民異動届が必要です。(P47参照) ●養子縁組を伴う場合は、別に届け出が必要です。 ●成人2人の証人が必要です。
離婚届	協議離婚の場合 届け出日から効力が生じます	夫、妻	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書 ▲国民健康保険資格確認書 (世帯主、氏に変更がある場合) ▲マイナンバーカード (氏に変更がある場合)	●配偶者が婚姻中の姓をそのまま名乗りたい場合は、別に届け出が必要です。 ●子どもが未成年者の場合は、親権者を定めてください。 ●共同親権をご希望の場合は、事前にご相談下さい。 ●養子縁組を伴う場合は、別に届け出が必要です。 ●協議離婚の場合は、成人2人の証人が必要です。 ●裁判離婚の場合は、その謄本および確定証明書が必要です。
	裁判離婚の場合 裁判の確定の日から10日以内	裁判の申立人		
養子縁組届	届け出日から効力が生じます	養親、養子 (※養子が15歳未満の場合は、法定代理人)	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書 ▲国民健康保険資格確認書 (世帯主、氏に変更がある場合) ▲マイナンバーカード (氏に変更がある場合)	●養子が未成年の場合は、家庭裁判所の許可が必要です(直系卑属を除く)。 ●成人2人の証人が必要です。
転籍届	届け出日から効力が生じます	戸籍筆頭者、その配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 届け書	—

※「婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届」の届け出の際に、届け書をお持ちになった方の「本人確認」を行っています。

身分証明書をお持ちください(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険資格確認書など)。

※「届け出人」は、届け書に署名する方をいい、実際に窓口にお持ちになる方は「使者」になります。



住民異動届

問 市民課3番窓口 TEL641-1212(内線345) FAX624-8411

届け出の種類	届け出期間	届け出に必要なもの(▲印は該当する方のみ)
転入届 (市外から異動してきた場合)	住み始めた日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書 ▲年金手帳 ▲マイナンバーカード ※外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
転出届 (市外に異動する場合)	異動する前	▲国民健康保険資格確認書 ▲後期高齢者医療資格確認書
転居届 (市内で異動した場合)	住み始めた日から14日以内	▲国民健康保険資格確認書 ▲後期高齢者医療資格確認書 ▲マイナンバーカード ※外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書
世帯変更届 ●世帯主変更 ●世帯合併 ●世帯分離	随時 (届け出の日から変更になります)	▲国民健康保険資格確認書

※住民異動の届け出の際に、来庁した方の「本人確認」を行っています。官公署の発行した身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)をお持ちください(通知カードは本人確認書類とはなりません)。

※住民異動届について、本人または同一世帯以外の方からの届け出には、異動者本人自署の委任状が必要です。

主な証明書の手数料

問 市民課 TEL641-1212(内線342) FAX624-8411

証明書の種類	手数料(1通)	備考
○住民票の写し	300円	住民票に記録されているもの 世帯全員、世帯一部、除かれた住民票(除票)
○住民票記載事項証明書	200円	住民票の記載事項について証明するもの
●広域交付住民票	300円	山形市以外に住民登録をされている方の住民票の写し
○戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	450円	戸籍に記載されている内容の証明
○除籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本) ○改製原戸籍謄本・抄本(昭和・平成)	750円	戸籍が削除されたもの 昭和22年・32年の法改正当時の戸籍およびコンピュータ化当時の戸籍
●戸籍届書等情報内容証明書 ●戸籍届け出受理証明書	350円 350円	各種の届け書を複写し、市長が認証した証明書 各種の届け出を受理した証明書(A4版の普通紙タイプの場合) ※上質紙を用いた賞状タイプの場合は1,400円
○戸籍の附票の写し	300円	住所異動の経過が記載されているもの 現在のもの、除附票および改製原附票
●身分証明書	300円	禁治産または準禁治産の宣告、後見の登記、破産宣告および破産手続を開始決定の各通知を受けていないことの証明
●印鑑登録証	300円	新規に印鑑登録された方に交付するカード
○印鑑登録証明書	300円	登録済みの印鑑登録原票を謄写したもの

○印のついた証明書は、平日午後6時まで市民課窓口で交付しています。

●印のついた証明書は、平日午後5時まで市民課窓口で交付しています。

〈以下は広告スペースです〉

NHK 転居のご連絡・受信契約のご案内

お問い合わせ、お手続きはこちらから▶

スマホ・タブレットから簡単にアクセスできます。
割引・免除制度の詳細もご確認いただけます。

ホームページ <https://www.nhk-cs.jp/>

フリーダイヤル **0120-151515**
午前9時～午後6時(土・日・祝日も受付)

NHK 山形放送局 〒990-8575 山形市桜町 2-50
あなたの声と受信料で公共放送



新規契約
テレビをお持ちで受信契約がまだお済みでない場合

住所変更
世帯全員が移動するお引越しの場合

いつでも どこでも あなたのそばに
NHK ONE
詳しい情報ははこちらから <https://nhk.jp/nhkone>

市外に本籍がある方でも次の戸籍証明書を請求できるようになりました。

証明書の種類	手数料	注意点
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	請求できる方 本人・配偶者・直系尊属・直系卑属
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円	本人確認書類 官公庁発行の顔写真付きの身分証明書
改製原戸籍謄本	750円	請求できる場所 市民課2番窓口

※出生から死亡までの連続した戸籍証明書などは、即日交付できない場合があります。

住民票の写し、戸籍の証明書などの交付

市民課 TEL641-1212(内線342) FAX624-8411

各種証明書の交付が受けられる場所

	交付場所	交付時間	留意事項
即日交付	市役所 市民課	平日 午前8時30分～午後5時	● P47の「主な証明書の手数料など」の○印のついた証明書は、午後6時まで市民課窓口で交付しています。
	4地区 コミュニティセンター (千歳、金井、滝山、南沼原)	平日 午前8時30分～午後5時	● 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)、除籍・改製原戸籍、戸籍の附票の写しを交付しています。
	コンビニエンスストア	詳しくは、次表の「コンビニでの証明書交付」をご覧ください。	
	20地区コミュニティセンター (後日交付)	受付時間 平日 午前8時30分～午後5時	● 扱っている証明書の種類などについては、市民課へお問い合わせください。 ● 交付まで、3日程度のお時間をいただきます。

※住民票の写し、戸籍の証明書などの交付請求の際に、来庁した方の「本人確認」を行っています。身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)をお持ちください(通知カードは本人確認書類とはなりません)。

※住民票については本人または同一世帯以外の方が、戸籍の証明書などについては本人または直系親族以外の方が申請書を提出する場合には、請求者本人自署の委任状が必要です。

※広域交付住民票は、本人または同一世帯員以外の方は請求できません。また、請求の際は官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※印鑑登録証明書の交付申請の際は、印鑑登録証または印鑑登録手帳をお持ちください。

コンビニでの証明書交付

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き)をお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から、各種証明書の交付が受けられます。

取扱店舗…セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、イオンリテール、イオン東北 ※マルチコピー機設置店舗に限る。

交付できる証明書	利用時間※	取得できる範囲
住民票の写し	午前6時30分～午後11時	本人および本人と同一世帯分
印鑑登録証明書		本人分(印鑑登録をしている方)
課税(非課税)証明書	午前6時30分～午後11時	本人分(山形市に住所がある方)
戸籍全部・個人事項証明書	平日 午前8時30分～午後5時	本人および本人と同一戸籍者分
戸籍の附票の写し		

【取得できないもの】
● 住民票の除票(死亡・転出など)
● 改製前の住民票
● 住民票コード記載のもの
● 除籍・原戸籍など、 現在以外の戸籍関係証明書

※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンスなどによる休止日は利用できません。

印鑑登録

問 市民課3番窓口 TEL641-1212(内線345) FAX624-8411

手続き申請場所	申請者	持参するもの
市民課 3番窓口	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録する印鑑(注)と1または2 1.身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) 2.印鑑登録申請者が、既印鑑登録者により本人に相違ないと保証された書面(印鑑登録申請書の裏面に印刷してあります) ※1または2がない場合は、郵送で文書照会しますので、官公署の発行した身分証明書と記入済みの回答書を本人が提出してください(即日登録はできません)。
	代理人	<input checked="" type="checkbox"/> 登録者本人の自署による委任状または代理権授与通知書 <input checked="" type="checkbox"/> 登録する印鑑(注) ※登録申請後、登録者本人あてに郵送で文書照会しますので、登録者と代理人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)と記入済みの回答書を代理人が提出してください(即日登録はできません)。

印鑑登録できる方

- 山形市に住民登録している方(15歳未満の方および意思能力を有しない方は登録できません)

印鑑登録手数料

- 300円(印鑑登録証を交付)

(注)登録できない印鑑

- 同じ世帯の方がすでに登録している印鑑(異なる印鑑でも、印影が類似していて判別が困難な印鑑も登録できません)
- 1辺の長さが25mmの正方形に収まらないものまたは1辺の長さが8mmの正方形に収まる印影の印鑑
- 摩耗した印鑑 ● 毀損した印鑑 ● 模様入りの印鑑
- 指輪の印鑑 ● ゴム印
- 屋号職業など氏名以外が刻印されている印鑑など

マイナンバーカード

問 市民課 TEL641-1212(内線345) FAX624-8411

マイナンバーカードは、本人の申請により交付されます。個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、さまざまな行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

就職、出産育児、病気、年金受給、災害など、多くの場面で個人番号(マイナンバー)の提示が必要な場合があります。

マイナンバーカードがあれば、1枚で番号確認と本人確認が可能となります。

▶ マイナンバーカードの発行手続き

- ①「個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書」を記入します。
②顔写真を添付の上、同書類に同封されていた返信用封筒を使用し郵送します。これで申請は完了です。
※申請はパソコンやスマートフォンからも可能です。
なお、交付申請書は市民課で再交付します。
- 約1カ月後、「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」がご自宅に届きます。
こちらに申請者の住所、氏名を記入してください。
- 市役所1階マイナンバーカード交付窓口にて、予約をした上で交付通知書と申請者本人の身分証明書(運転免許証、資格確認書など)を持参し、暗証番号を入力後、窓口でカードを交付します。

▶ マイナンバーカードの更新手続き

マイナンバーカードには、マイナンバーカード本体と電子証明書の2つの有効期限があります。

発行時	マイナンバーカード本体	電子証明書
18歳以上	発行から10回目の誕生日	発行から5回目の誕生日
18歳未満	発行から5回目の誕生日	

有効期限を迎える方には、期限の2・3か月前を目途に有効期限通知書が送付されます。

- マイナンバーカード本体の更新
有効期限通知書に同封される「個人番号カード交付申請書」を使用して、再交付申請を行ってください。
- 電子証明書の更新

マイナンバーカードと有効期限通知を持参し、市民課マイナンバーカード交付窓口にお越しくください。手続きには暗証番号の入力が必要ですが、お忘れの場合は窓口で再設定が可能です。

原付自転車(125cc以下のバイク)などの標識(ナンバー)交付

問 市民課5番窓口
TEL641-1212(内線344) FAX624-8411

申請の種類	申請に必要なもの
交付(登録)	<input checked="" type="checkbox"/> 販売店からの販売証明書、廃車証明書、車台番号トレース(写真)のいずれか <input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証など所有者の住所が確認できるもの(住所が市外の場合)
返納(廃車)	<input checked="" type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input checked="" type="checkbox"/> 標識交付証明書(保管されてある場合)
車体変更	<input checked="" type="checkbox"/> 販売店からの販売証明書、廃車証明書、車台番号トレース(写真)のいずれか

住居表示の届け出

問 市民課5番窓口
TEL641-1212(内線344) FAX624-8411

住居表示実施区域内に建物を新築・増改築した際は、住所として用いる住居番号を決めるための届け出が必要です。案内図・配置図・各階平面図を持参し、届け出をしてください。

住宅用家屋証明

問 市民課5番窓口
TEL641-1212(内線344) FAX624-8411

自己の居住の用に供する住宅を新築または取得し、1年以内に登記する場合、登録免許税の軽減を受けるための証明です。申請方法など詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

外国人住民に関する届け出

特別永住者証明書の記載内容の変更

問 市民課3番窓口
TEL641-1212(内線345) FAX624-8411

次の場合には、届け出が必要です。

手続きにはそれぞれ必要な書類などがありますので、詳しくは、お問い合わせください。

申請の種類(主なもの)	申請期間	申請に必要なもの
氏名や国籍などが変わったとき	変更したときから14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 変更を証する資料(氏名変更の証明書など)
有効期間の更新	更新期間内	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 写真
特別永住者証明書を紛失したとき	紛失が分かったときから14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 紛失を証明する資料(遺失物届出証明書など)
汚損・毀損による再交付申請	著しい汚損・毀損のとき	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input checked="" type="checkbox"/> パスポート <input checked="" type="checkbox"/> 写真

※写真は縦4cm×横3cmの顔写真1枚(16歳未満の方は不要)

外国人住民の届け出などに関する問い合わせ先

内容	問い合わせ先・電話番号など
在留カードに関する手続き (在留期間の更新、在留資格の変更、記載内容の変更など)	仙台出入国在留管理局 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎 TEL 0570-022259
外国人登録原票に関わる開示請求 (履歴などの証明)	出入国在留管理庁 総務課 出入国情報開示係 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F TEL 03-5363-3005

内容	問い合わせ先・電話番号など
帰化の手続き	山形地方法務局 〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎 TEL 625-1617

おくやみ窓口

死亡後の手続きサポート窓口

問 市民課4番窓口
TEL641-1212(内線405) FAX624-8411

ご遺族の方を対象に市役所での各種手続きに不安がある場合、ワンストップでサポートする窓口を開設しています。

※おくやみ窓口は事前予約制(先着順)です。

希望日の5営業日前までにご予約ください。

おくやみ窓口の対応時間 (4つの時間帯・各時間帯1~2組対応)

- ①午前9時15分～ ②午前10時45分～
③午後1時30分～ ④午後3時～

詳しくは、死亡届の届け出時に配布する「おくやみハンドブック」や山形市公式ホームページをご覧ください。

斎場

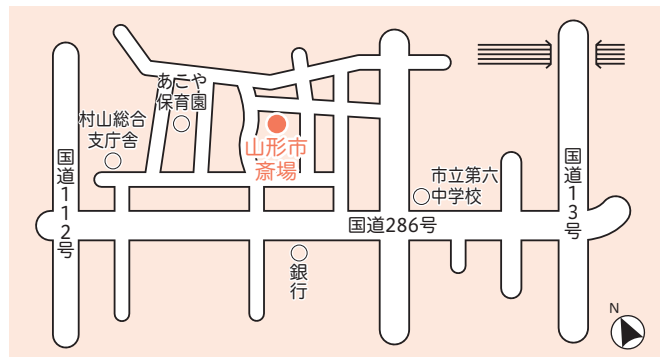
問 新斎場整備推進室
TEL641-1212(内線242) FAX624-8411

▶ 山形市斎場

〒990-2414 寿町8-24
TEL641-2252 FAX641-9742

火葬開始時間 午前9時30分～午後4時

この時間帯の予約が埋まっている場合、亡くなられた方が山形市民の場合に限り、午前9時火葬開始と午後4時30分火葬開始の時間が利用できます。





年金・保険・税金

国民年金

問 市民課

TEL 641-1212 (内線401) FAX 624-8411

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後の生活や、病気やけがで障がい者になったときの生活をお互いに協力して支え合う制度です。

加入者は3つのグループに分けられます

▶ 第1号被保険者

- 自営業、農業、学生など

国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付書や口座振替などで個人で納めることになります。

▶ 第2号被保険者

- 会社員・公務員など

厚生年金保険料として給料から天引きされます。

▶ 第3号被保険者

- 第2号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金保険料は、配偶者の加入する厚生年金が制度全体として負担しますので、個人で納める必要はありません。

届け出事項の変更

次の場合には、届け出が必要です。

こんなとき	手続き内容	届け先
退職したとき	国民年金に加入する手続きをする (被扶養配偶者も同じ)	市民課
結婚・退職などで厚生年金に加入する配偶者の扶養になるとき	第3号被保険者へ変更の手続きをする	配偶者の勤務先
出産する・したとき	第1号被保険者の産前産後期間の免除申請をする	市民課
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ変更の手続きをする	市民課
保険料を納めるのが困難なとき	免除や猶予の申請をする	市民課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市民課

国民年金(給付)のいろいろ

全ての年金は、受給資格があっても本人の請求がなければ支給されません。忘れずに請求しましょう。

▶ 老齢基礎年金

保険料納付済期間や免除期間などの資格期間が10年以上ある方に、原則65歳から生涯支給されます。20歳から60歳までの加入期間などに応じ計算され、厚生年金や共済組合などの加入期間も計算に含まれます。

▶ 障がい基礎年金

国民年金加入中や20歳前、60歳以上65歳未満(繰上げ受給者を除く)に初診日があり、障がい認定日に障がい等級表1級・2級に該当する際に支給されます。初診日前日において保険料納付要件を満たす必要があります。

※障がい基礎年金と手帳の等級は異なります。

▶ 遺族基礎年金

国民年金加入中や資格期間25年以上の方が死亡した際、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。子は18歳到達後の最初の3月31日(障がい児は20歳未満)までが対象です。

※保険料納付要件などがあります。

▶ 寡婦年金

第1号被保険者の納付・免除期間が10年以上ある夫の死亡時、10年以上婚姻関係にある妻に60歳から65歳まで支給されます。金額は夫の死亡前日までの第1号期間から算出した老齢基礎年金額の4分の3です。

▶ 死亡一時金

第1号の納付月数が36月以上ある方が年金を受けずに死亡した際、遺族に支給されます。他の年金を受給できる場合は支給されません。※死亡日の翌日から2年を経過した場合、請求できなくなります。

▶ 特別障がい給付金

障がい基礎年金などを受給されていない方で、

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者(厚生年金保険、共済組合などの加入者)の配偶者

①②のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障がい年金1・2級相当の障がいの状態にある方に支給されます(所得により支給停止となることがあります)。



老齢基礎年金の請求手続き

▶ 老齢基礎年金を請求する場所

請求・添付書類については、それぞれご確認ください。

- 国民年金(第1号被保険者)にのみ加入していた方
…市民課
 - 共済年金にのみ加入していた方…各共済組合
 - 国民年金第3号被保険者期間がある方、厚生年金に加入していた方…山形年金事務所
- ※2つ以上の年金制度に加入したことがある方は、山形年金事務所(TEL 645-5111)へお問い合わせください。

▶ 年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の受給者の方に対して、年金に上乗せして支給されます。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

所得が一定以下や失業などの際、申請し承認されると免除(4分の1~全額)や納付猶予が受けられます。免除は本人・配偶者・世帯主、猶予(50歳未満)は本人・配偶者の所得が審査対象です。未納にせず市民課へ申請してください。

学生納付特例制度

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学中の納付が猶予される制度があります。家族の所得は問わず、市民課で申請可能です。
※対象とならない学校もあります。

知って得する国民年金

▶ 高齢任意加入

受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため満額受給できない場合、増額を希望する際は60歳以降も任意加入できます。
※遡って加入することはできません。

▶ 付加年金

第1号や任意加入者が付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、付加年金が加算されます。年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。国民年金基金加入中の方は、付加保険料を納付できません。

▶ 国民年金基金制度

問 全国国民年金基金東北支部
☎0120-65-4192 FAX022-721-5577

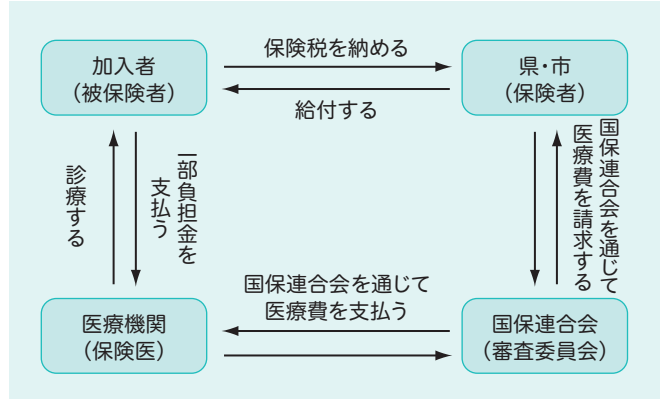
自営業者などの国民年金第1号被保険者の方がゆとりある老後を過ごすことができるよう基金に加入し、掛け金を積み立てることで、基礎年金に上乗せして年金の支給を受けることができます。ただし、保険料を免除または猶予されている方、農業者年金に加入している方などは加入できません。

国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場を退職するなど、いずれの健康保険にも加入していない方が加入します。

国民健康保険の仕組み

国保の仕組みは、下の図のようになっています。医療費の一部を支払うだけで診療が受けられ、残りは国保(山形市)から医療機関に支払われます。



国民健康保険の給付

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

病気やけがで診療を受けるとき、マイナ保険証または資格確認書を提示すれば一部負担金(かかった費用の2~3割、下記の表を参照)を支払うだけで受診できます。ただし、年齢により費用の負担割合は変わります。

▶ 医療費を全額支払ったとき(療養費の給付)

次のような理由でいったん全額を支払った場合に、申請により保険適用分の7割相当額(就学前は8割、70歳以上は7~8割)が支給されます。

- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代
- 急病などの緊急その他やむを得ない理由で、医療機関にマイナ保険証または資格確認書を提示できなかったとき
- 海外旅行中などに国外で診療を受けたとき(海外療養費)。ただし、診療が目的で渡航した場合は支給されません。

0歳~就学前	~69歳	70~74歳
2割	3割	2割または3割

※所得によって負担割合が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

▶ その他の給付

- 出産育児一時金…500,000円(産科医療補償制度未加入の出産は488,000円)
国保加入者が出産したとき、世帯主に支給されます。

● 葬祭費…50,000円

国保加入者が死亡したとき、葬儀を行った方に支給されます。

※2年を過ぎると、療養費、出産育児一時金、葬祭費の申請ができません。早めに申請してください。

高額療養費支給制度

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

1カ月の医療費の自己負担が限度額を超えたときは、申請することにより、超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢と所得に応じて違います。

▶ 高額療養費の申請

高額療養費に該当する場合は、受診した月の約2カ月後に申請のお知らせを送ります。必要書類(病院の領収書など)を持参の上、申請してください。

1.70～74歳の方の場合

外来の場合は、全ての自己負担を合算して表1の限度額(A)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

入院の場合は、表1の限度額(B)までの支払いとなります。外来と入院の自己負担を合算して、表1の限度額(B)を超えたとき、または、同一世帯の70～74歳の国保加入者の自己負担を合算して、表1の限度額(B)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

▶ 計算上の注意

- ① 診療を受けた月ごとに計算します。
(月の1日から月末まで)
- ② 入院したときの食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

● 1カ月の自己負担限度額(70～74歳) (表1)

区分	限度額(A) 外来(個人単位)	限度額(B) 入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (140,100円)(注1)	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (93,000円)(注1)	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注1)	
一般課税所得 145万円未満	18,000円 (年間144,000円上限)(注3)	57,600円 (44,400円)(注1)
低所得者 (注2)	8,000円	Ⅱ 24,600円
		Ⅰ 15,000円

※区分の判定は、療養を受けた月が1～7月の場合は前々年、8～12月の場合は前年の所得により行います。

注1 ()内の金額は、過去12カ月以内に3カ月以上、限度額に達した場合の4カ月目以降の限度額です。

注2 低所得者Ⅱは、市民税非課税世帯の方。低所得者Ⅰは、市民税非課税世帯で、同一世帯の世帯主および国保加入者全員が所得0円の世帯の方。

※「所得」とは、それぞれの方の給与や年金などの収入から、必要経費・控除額(公的年金については控除額806,700円)を差し引いたものです。例えば、公的年金だけで生計を立てていて、家族それぞれの年金収入が806,700円に満たない場合はこの区分の対象となります。

注3 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の限度額です。

月の途中で75歳になった方の限度額について

表1の(A)、(B)にある限度額の2分の1になります(誕生日が1日の方は除く)。

2.70歳未満の方の場合

一つの世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担を合算して、表2の限度額(C)を超えたとき、超えた分が高額療養費として後から支給されます。

▶ 計算上の注意

- ① 診療を受けた月ごとに計算します(月の1日から月末まで)。
- ② 医療機関などごとに計算します。
- ③ 同じ医療機関でも内科と歯科は別に計算します。
- ④ 同じ医療機関でも入院と外来は別に計算します。
- ⑤ 院外処方箋で調剤を受けたときは、処方した医療機関と合算できます。
- ⑥ 入院したときの食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

● 1カ月の自己負担限度額(70歳未満の方) (表2)

区分	国保世帯全体(C)
ア	所得(注4)が901万円を超える世帯および所得の申告がない世帯 252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (140,100円)(注6)
イ	所得(注4)が600万～901万円以下の世帯 167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (93,000円)(注6)
ウ	所得(注4)が210万～600万円以下の世帯 80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注6)
エ	所得(注4)が210万円以下の世帯 57,600円(44,400円)(注6)
オ	市民税非課税世帯(注5) 35,400円(24,600円)(注6)

※区分の判定は、療養を受けた月が1～7月の場合は前々年、8～12月の場合は前年の所得により行います。

注4 「所得」とは、保険税の基礎控除後の総所得金額。

注5 「市民税非課税世帯」とは、同一世帯の世帯主および国保加入者が市民税非課税世帯の方。

注6 ()内の金額は、過去12カ月間に3カ月以上、限度額に達した場合の4カ月目以降の限度額。

▶ 高額療養費貸付制度

(受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～2時30分)
 高額療養費の支給を受けられる方が、医療費の支払いが困難なときには、高額療養費支給予定額の9割を無利子で借りることができます。

マイナ保険証の利用もしくは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示すると、窓口での一部負担金の支払いが限度額までで済みます。詳しくは、次ページの「医療機関などでの窓口負担の軽減」をご覧ください。

※2年を過ぎると高額療養費の申請はできませんので、早めに申請してください。

高額医療・高額介護合算制度

問 国民健康保険課
 TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

医療保険、介護保険それぞれ月額で限度額が設けられていますが、さらにそれらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が支給されます。

国民健康保険の自己負担 介護保険の自己負担

↓

それぞれを合算し、年額で限度額を超えた分を支給します

※医療保険、介護保険の両方のサービスを利用している場合が対象となりますので、どちらか一方しか利用していない場合は対象外です。

▶ 計算上の注意

- ①計算の対象となる自己負担は、月額の高額療養費における自己負担の考え方と同じです。
- ②月額で高額療養費に該当している場合の自己負担は、限度額の金額で計算します。

※①②については [P53](#)、高額療養費支給制度の「▶ 計算上の注意」をご覧ください。

- 所得や年齢に応じて限度額が決まります
 国民健康保険、介護保険それぞれの自己負担額を合算し、年額で自己負担額が次の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。
- 限度額(年額:8月1日から翌年7月31日まで)

▶ 70～74歳(平成30年8月診療分から適用)

区分(注1)	自己負担限度額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般所得者	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ(注2)	19万円

※区分の判定は7月31日に属している世帯の前々年の所得により行います。

注1 限度額における区分については、[P53](#)、高額療養費支給制度の限度額の表1をご覧ください。

注2 低所得者Ⅰの世帯に介護サービス利用者が複数いる場合は低所得者Ⅱとします。

▶ 70歳未満

区分(注3)	自己負担限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

※区分の判定は7月31日に属している世帯の前々年の所得により行います。

注3 限度額における区分については、[P53](#)、高額療養費支給制度の限度額の表2をご覧ください。

山形市の国民健康保険と介護保険を利用している方で、高額医療・高額介護合算制度に該当すると思われる方には、申請のお知らせを送付します。

ただし、対象期間内に下記に該当する方にはお知らせできない場合があります。

- 他の市町村から山形市に転入した方
- 他の医療保険から国民健康保険に移った方

マイナ保険証をご利用ください

問 国民健康保険課
 TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)または資格確認書で保険診療などが受けられます。

過去のお薬情報などに基づく最適な医療が受けられるなどのメリットがありますので、マイナ保険証をご利用ください。

医療機関などでの窓口負担の軽減

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

70歳未満の方、70～74歳までの低所得者Ⅱ・Ⅰ、現役並所得者Ⅱ・Ⅰの区分に該当する方は、マイナ保険証の利用もしくは「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示することにより、医療費の自己負担額の支払いが高額療養費の自己負担限度額(P53の表参照)までの負担で済みます。

マイナ保険証を利用の場合は手続き不要ですが、マイナ保険証を利用していない場合は、診療前に前述の認定証の交付申請手続きが必要です。交付申請手続きには、診療を受ける方の資格確認書、マイナンバーが分かるものをお持ちください。

入院時食事負担の軽減

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線357) FAX 624-8396

入院中の食事の負担金は下表①のとおり1食当たり510円ですが、表の②、③、④に該当する方が、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などに提示することにより、入院時の食事代が軽減されます。入院前に認定証の申請が必要です。

申請の際には、入院する方のマイナ保険証または資格確認書をお持ちください。②、③に該当する方で90日を超える入院の場合は、90日を超えたことが分かるもの(領収書、請求書による日数または入院証明)が必要です。

①一般世帯(②③④以外の方)		510円 ※1
②市民税非課税世帯 (P53 注5参照)	90日を超えない入院	240円
③70歳以上の方で低所得Ⅱの方 (P53 注2参照)	90日を超える入院 (過去12カ月間の入院日数)※2	申請により 190円
④70歳以上の方で低所得Ⅰの方 (P53 注2参照)		110円

※表中の食事負担金は、令和8年4月時点

※1 特定の条件に該当する方は300円。

※2 入院期間に食事療養減額認定の確認を受けた方が対象。

国民健康保険税

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線354) FAX 624-8396

令和8年度の国民健康保険税は次の通りです。

①医療分(加入者全員が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×9.42%)
均等割額	一人当たり年額22,800円
平等割額	一世帯当たり年額26,700円

合計が67万円を超えるときは、67万円になります。

+

②後期高齢者支援金分(加入者全員が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×2.79%)
均等割額	一人当たり年額6,700円
平等割額	一世帯当たり年額8,400円

合計が26万円を超えるときは、26万円になります。

+

③介護分(加入者で40～64歳の方が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×2.08%)
均等割額	一人当たり年額13,600円

合計が17万円を超えるときは、17万円になります。

+

④子ども・子育て支援金分(加入者全員が対象)

所得割額	前年の所得に応じて計算(A×0.29%)
均等割額	一人当たり年額1,200円
平等割額	一世帯当たり年額900円
18歳以上均等割額	1人当たり年額100円

18歳以上均等割額:18歳未満に課税しないため、その分を18歳以上の対象者で負担する額

均等割額及び18歳以上均等割額は、18歳以上の加入者が対象。

合計が3万円を超えるときは、3万円になります。

※所得割額のAは(前年の所得-43万円)です。

前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、控除額が異なります。

※保険税の年額は医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども・子育て支援金分を合計した額です。

※未就学児に係る均等割額は、①と②の均等割額の5割です。

※出産被保険者に係る均等割額・18歳以上均等割額・所得割額は、産前産後期間(4カ月)分が届け出により減額されません。

▶ 保険税の減免制度

災害やその他特別な事情により保険税の支払いが困難なときは、申請により保険税の減額や免除が認められることがあります。早めにご相談ください。

※納期は P60・61をご覧ください。

資格確認書の再交付など

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

資格確認書の再交付または資格情報のお知らせの再通知は、市役所1階7番窓口での受け付け後、原則、郵送による交付になります。ただし、次のような場合は窓口で即日交付します。

▶ 窓口に来る方が世帯主本人または世帯主と同じ世帯の方で、官公署などが発行する写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障がい者手帳、マイナンバーカードなど)により本人確認ができた場合。

汚れたり、破れたりした場合は、その資格確認書もお持ちください。

※届け出の際は、世帯主と再交付する方の個人番号(マイナンバー)の申し出が必要です。印鑑は必要ありません。

こんなときは14日以内に届け出を

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線362) FAX 624-8396

こんなとき	必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険をやめた日が分かる証明書(資格喪失連絡票など)
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者でなくなった日が分かる証明書(資格喪失連絡票など)
他の市区町村から転入してきたとき	
子どもが生まれたとき	
生活保護を受けなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護廃止証明書
職場の健康保険に入ったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 職場の健康保険の加入日が分かる証明書(資格確認書または資格情報のお知らせなど) ※離脱する方全員分
職場の健康保険の被扶養者になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書 ※離脱する方全員分
他の市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書
国保の加入者が死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書
生活保護を受けることになったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書 <input checked="" type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
世帯全部または一部の人住所を変更したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書
世帯主、世帯、氏名などが変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書

こんなとき	必要なもの
修学のため他の市区町村へ転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書 <input checked="" type="checkbox"/> 学生であることが分かる証明書
その他	
学生用保険証の交付を受けている人が卒業したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国保の資格確認書

※届け出の際は、本人確認書類をご持参ください。

※上記の届け出の際は、世帯主と届け出対象者全員分の個人番号(マイナンバー)の申し出が必要です。

特定健康診査・特定保健指導の実施

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線356) FAX 624-8396

生活習慣病などを中心とする疾病予防、健康の保持・増進のため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施します。

▶ 特定健康診査

- ▶ 40～74歳の国保加入者の方へ直接案内を送付します。
- ▶ 公民館・コミュニティセンターや医療機関で受診できます。

▶ 特定保健指導

- ▶ 特定健康診査の結果から、対象者を判定します。
- ▶ 国保加入者の対象者へ直接案内を送付します。
- ▶ 生活習慣改善のためのサポートをします。

※特定健康診査および特定保健指導は、ご加入の健康保険者の案内に従ってください。

後期高齢者医療制度 (75歳以上の高齢者の医療)

問 国民健康保険課
TEL 641-1212(内線359) FAX 624-8396

75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)の方は、後期高齢者医療制度で受診することになります。医療機関で受診する際はマイナ保険証または資格確認書を提示してください。

▶ 運営主体

山形県後期高齢者医療広域連合が運営主体です。広域連合が、医療の給付や保険料の決定などを行う保険者となります。山形市は広域連合と連携して、窓口業務や保険料の徴収などを行います。

▶ 加入者

75歳以上の方および65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合から認定を受けた方です。75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の対象となります。65歳以上で一定の障がいがある方は、広域連合から認定を受けた日から対象となります(認定を受けるためには、国民健康保険課窓口で申請が必要です)。

▶ 保険料の計算

保険料を決める基準は、原則、県内均一で、2年に1回見直しを行います。

また、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援金分の保険料が加算されます。

(医療分) 年間保険料額 = (令和8・9年度)	所得割額(所得に応じた計算) (前年の所得 - 43万円)×9.63% + 均等割額(加入者全員が公平に負担) 52,500円
--------------------------------	--

※後期高齢者医療制度へ加入する前日において、被扶養者異動届保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は保険料の特別軽減があり、加入から2年間保険料が軽減されます。

※所得の少ない世帯の方には保険料の軽減があります。

※医療分の賦課限度額は、年85万円です。

(子ども・子育て支援分) 年間保険料額 = (令和8年度分)	所得割額(所得に応じた計算) (前年の所得 - 43万円)×0.25% + 均等割額(加入者全員が公平に負担) 1,373円
--------------------------------------	---

※子ども・子育て支援金の賦課限度額は、年2万1千円です。

▶ 保険料の納め方

保険料は、原則として年金からの差し引きとなります(特別徴収)。ただし、新たに後期高齢者になられた方や年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書または口座振替で納めることになります(普通徴収)。

希望により、特別徴収から普通徴収に納付方法を変更することができます。その場合は、事前に金融機関窓口と国民健康保険課での届け出が必要です。

▶ 自己負担割合

医療費の自己負担割合は、現役並み所得世帯の方は3割、一定以上所得世帯の方は2割、それ以外の方は1割負担となります。

現役並み所得とは、住民税課税標準額が145万円以上の方、一定以上所得とは住民税課税標準額が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上の方です。

ただし、住民税課税標準額が145万円以上の方でも一定の基準・要件を満たす場合、自己負担割合が下がる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 高額療養費の申請

同じ月に支払った医療費の一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として払い戻されます。高額療養費に該当した場合は、申請のご案内をお送りしますので、申請後、審査の上支給となります。一度申請すると、次回以降高額療養費に該当した場合は、自動的に申請した口座に振り込みとなりますので、それ以降の手続きは必要ありません。高額療養費の支給は、診療月の約4カ月後です。

【高額療養費の自己負担限度額】

所得区分	1カ月ごとの限度額※1	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円)×1% (140,100円)※2	
現役並み所得Ⅱ	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円)×1% (93,000円)※2	
現役並み所得Ⅰ	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円)×1% (44,400円)※2	
一般(一定以上所得)	18,000円 (年間144,000円上限 ※3)	57,600円 (44,400円)※2
一般	18,000円 (年間144,000円上限 ※3)	57,600円 (44,400円)※2
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳に到達した方の誕生月分の限度額は、2分の1の額(障がい認定で加入している方を除く)になります。

※2 ()内は過去12カ月以内に自己負担限度額を超えた支給が3回あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 一般区分の外来(個人)について1年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

● 計算の仕方

外来については、個人ごとの計算になり、外来の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。入院を含む場合は、同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全ての外来と入院の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分が払い戻されます。

▶ 高額介護合算療養費制度

世帯の1年間の医療費自己負担額と介護保険自己負担額を合計し、限度額を501円以上超えた場合、申請により超えた金額を支給する制度です。

※1年間は、8月1日～翌年7月31日。

【高額介護合算療養費の自己負担限度額】

所得区分	1年ごとの限度額
	後期高齢者医療+介護保険
現役並み所得Ⅲ	2,120,000円
現役並み所得Ⅱ	1,410,000円
現役並み所得Ⅰ	670,000円
一般(一定以上所得を含む)	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

※高額療養費、高額介護サービス費を適用した後の年間の自己負担額が対象。

▶ 入院時の食事代(一食分)

①一般(一定以上所得を含む)、現役並み所得者(②③以外の方)	510円	
②低所得Ⅱ	低所得Ⅱの認定を受けてから過去1年以内に90日以内の入院	240円
	低所得Ⅱの認定を受けてから過去1年以内に90日を超える入院 ※山形市へ再申請が必要です。	190円
③低所得Ⅰ	110円	

※表中の食事代は、令和8年4月時点。
 ●低所得Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の方。
 ●低所得Ⅰ 世帯全員が市民税非課税・所得なしで、年金収入が80.67万円以下の世帯員のみの場合。

低所得Ⅰ・Ⅱの方は、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要です。低所得Ⅰ・Ⅱの負担区分が記載された資格確認書を医療機関の窓口へ提示することで、食事代の減額が受けられます。すでに食事代を支払った場合でも、後日、食事療養費差額支給の請求ができる場合があります。

▶ 資格の取得と手続き(届け出)

次のときには必ず届け出をしてください。転出、転入、死亡などにより世帯の構成や所得が変わった場合は、負担割合や自己負担限度額が変わることがあります。その場合は新しい資格確認書が交付されます。

こんなとき	手続き
他市町村から転入したとき	国民健康保険課へ届け出る
他市町村へ転出するとき	資格確認書を添えて国民健康保険課へ届け出る
山形市内で住所が変わったとき	資格確認書を添えて国民健康保険課へ届け出る
死亡したとき	死亡した方の資格確認書を添えて国民健康保険課へ届け出る ※葬祭費の支給を受けられます。喪主の方による支給申請を忘れずお願いします。
生活保護が始まったとき	生活保護受給証明書、資格確認書を添えて国民健康保険課へ届け出る
生活保護が終了したとき	生活保護廃止証明書を添えて国民健康保険課へ届け出る
65歳を過ぎて一定の障がいがあり、障がい認定を受けるとき	資格確認書と、身体障害者手帳など障がいの程度が分かるものと印鑑を添えて認定の申請をする

※後期高齢者医療保険料の納期は [P60・61](#) をご覧ください。

市税

住民税

問 市民税課
 TEL 641-1212(内線307) FAX 624-8898

住民税とは、市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税は、毎年1月1日時点で山形市内に住所がある方に対して、前年中の所得と控除に応じて、均等割と所得割の税額が課税されます。

国税である森林環境税(一人年額1,000円)が、個人の住民税と併せて課税されます(森林環境税のみ課税される場合があります)。

▶ 申告

個人の住民税は、山形市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税いただく仕組みです。

適正な課税を行うために、納税者から、住民税の申告書を市民税課へ提出していただく必要があります。

1月1日時点で山形市内に住所がある方は、次の方を除き、3月15日までに住民税の申告書を提出してください。

▶ 申告する必要のない方

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- ②前年の収入が給与または公的年金のみで、事業所や年金支払者から山形市へ支払報告書が提出されている方

ただし、②の方で各種控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除など)を変更する場合は申告が必要です。

※納期は [P60・61](#) をご覧ください。

軽自動車税

問 市民税課
 TEL 641-1212(内線311) FAX 624-8898

4月1日時点で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。割賦(所有権留保付)販売の場合は、買主が所有者と見なされます。

▶ 申告

軽自動車などの登録・廃車・変更などの手続きは、次の各窓口になります。あらかじめお問い合わせの上、手続きをしてください。

車種区分	手続き窓口
原動機付自転車 (総排気量125cc以下) 小型特殊自動車 (トラクター、フォークリフトなど)	市役所1階市民課5番窓口 旅籠町2-3-25 TEL 641-1212(内線344)

車種区分	手続き窓口
軽三輪車、軽四輪車、被牽引車	軽自動車検査協会山形事務所 立谷川3-3553 TEL 050-3816-1835
軽二輪車 (総排気量125cc超 250cc以下) 二輪小型自動車 (総排気量250cc超) 一部の小型特殊自動車 (山形9で始まる標識番号 のもの)	東北運輸局山形運輸支局 漆山字行段1422-1 TEL 686-4711

※納期は [P60・61](#) をご覧ください。

市たばこ税

問 市民税課

TEL 641-1212(内線311) FAX 624-8898

たばこの製造者、卸売販売業者などが山形市内の小売販売業者に販売したたばこに対し、課税されます。

入湯税

問 市民税課

TEL 641-1212(内線303) FAX 624-8898

入湯税は鉱泉浴場での入湯に対し、入湯客に課税されます。

- 税額 宿泊…1泊ごとに1人150円
(自炊75円、20人以上の団体75円)、
日帰り…1人75円

固定資産税・都市計画税

問 資産税課 TEL 641-1212(内線316) FAX 624-8397

固定資産税は、毎年1月1日時点で、山形市内に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

区分	種類	納税義務者
土地	田、畑、宅地、山林、原野、池沼、雑種地など	登記簿、土地補充課税台帳に登録・登録されている方
家屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など	登記簿、家屋補充課税台帳に登録・登録されている方
償却資産	会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品など	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

都市計画税は、都市計画区域内の市街化区域内に所在し、固定資産税が課税されている土地・家屋を所有する方に課税されます。

▶ 課税標準額

固定資産評価基準に基づき、固定資産の価格を決定します。その価格(評価額)を基に課税標準額を算定します。

- 税額 課税標準額×税率
- 税率 固定資産税…1.4/100(標準税率)
都市計画税…0.3/100

▶ 住宅用地の特例(都市計画税を含む)

居住するための家屋が建っている敷地(住宅用地)については、税負担を軽減する特例措置があり、評価額に次の表のとおり、特例率を乗じたものを基に課税標準額を算定します。

課税標準額の特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	6分の1	3分の1
一般住宅用地	3分の1	3分の2

- 小規模住宅用地
住宅用地のうち、1戸当たり200㎡までの敷地
- 一般住宅用地
小規模住宅用地以外の敷地
- 住宅用地の範囲
専用住宅用地(専ら居住用の家屋が建つ敷地)
…その敷地の全部(ただし、家屋床面積の10倍まで)
併用住宅用地(店舗兼住宅など一部居住用の家屋が建つ敷地)
…その敷地の面積(ただし、家屋床面積の10倍まで)
に一定の率を乗じて得た面積に相当する敷地

▶ 免税点

山形市内で、同じ方が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税、都市計画税は課税されません。

	土地	家屋	償却資産
免税点	30万円	20万円	150万円

▶ 新築家屋(居住用)に対する固定資産税の減額

- 減額対象面積の割合
居住部分が120㎡を限度として、2分の1相当額が減額になります。
- 適用期間
新築した翌年度から3年間(中高層耐火住宅などで3階建て以上は5年間)
※認定長期優良住宅に該当する場合は、新築した翌年の1月31日までに申告することで5年間(中高層耐火住宅などで3階建て以上は7年間)
- 面積要件
床面積50㎡(一戸建て以外のアパートなどは40㎡)以上280㎡以下
※令和8年4月1日以降に新築された家屋については、40㎡以上240㎡以下
- その他
店舗などと居宅を兼ねる併用住宅は、居住部分の床面積が2分の1以上を占めるものに限られ、店舗や事務所部分は減額の対象となりません。

▶ 償却資産の申告

償却資産とは土地、家屋以外の事業用資産で、減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

償却資産を所有する方は、毎年1月1日時点で所有している償却資産の内容(取得年月、取得価額、耐用年数など)を、1月31日までに申告する必要があります。

▶ 縦覧、縦覧期間中の閲覧

● 縦覧

固定資産税の納税者が、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」により他の土地や家屋の価格(評価額)との比較を通じて、自己の土地や家屋に対する価格(評価額)が適正かどうかを判断する制度です。期間は、通常4月1日から最初の納期限(☞P60・61参照)までです。

● 縦覧期間中の閲覧

山形市内に土地、家屋、償却資産を所有する方は、本人の固定資産課税台帳(名寄)を縦覧期間中は無料で閲覧(期間外は有料)することができます。

☀ 税の証明・閲覧

問 資産税課23番窓口

TEL641-1212(内線313) FAX624-8397

税関係証明の窓口は2階23番窓口です。

税関係の証明および閲覧申請時には、必ず窓口に来た方の運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください。所得、納税、固定資産などに関する証明・閲覧は、その内容を他人から守るため、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合には、本人からの委任状が必要です。

また、相続登記などで亡くなった方の証明書を申請する場合は、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本など)を持参してください。

▶ 市税の証明には次のようなものがあります

証明の種類	内容	区分	手数料
課税・納税に関する証明	○課税(非課税)証明(市県民税)※1	1人1年度につき	300円
	○納税証明(個人・法人)※2	1人・1法人・1年度につき (固定資産税は所有者単位)	300円
	所在地証明	1件につき	300円
	軽自動車納税証明(継続検査用)	-	無料
	その他証明(酒類販売にかかる証明など)	1人につき	300円

証明の種類	内容	区分	手数料	
資産に関する証明	○固定資産課税台帳(名寄)・土地・家屋・償却資産※3	1件・1枚につき	300円	
		1枚増すごとに (所有者単位)	100円 加算	
	○評価証明・公課証明	土地	3筆まで	300円
		家屋	1筆増すごとに (所有者単位)	50円 加算
	○資産証明	3棟まで	300円	
	1棟増すごとに (所有者単位)	50円 加算		
閲覧	固定資産課税台帳(名寄)・土地・家屋・償却資産	1人・1年度につき (所有者単位)	300円	
		図面(字限図)の写し	1枚につき	B4サイズ 300円 A1サイズ 600円
閲覧	固定資産課税台帳(名寄)・土地・家屋・償却資産	1人2時間以内	300円	
		1時間増すごとに	100円 加算	

○印のついた証明は、午後6時まで交付しています。

※1 課税(非課税)証明書はコンビニでも交付しています(☞P48参照)。

※2 最近納められた税(概ね10日以内)で領収書などによる納付確認が必要な場合は午後5時までの受け付け

※3 固定資産課税台帳(名寄)償却資産は午後5時までの受け付け

☀ 令和8年度 市税等納期一覧表

納期	税目など	期別	納期限
4月	固定資産税・都市計画税	1期	4月30日
5月	軽自動車税	全期	6月1日
6月	市民税・県民税・森林環境税	1期	6月30日
7月	固定資産税・都市計画税	2期	7月31日
	国民健康保険税	1期	
	介護保険料	1期	
8月	後期高齢者医療保険料	1期	8月31日
	市民税・県民税・森林環境税	2期	
	国民健康保険税	2期	
9月	介護保険料	2期	9月30日
	後期高齢者医療保険料	2期	
	国民健康保険税	3期	
10月	介護保険料	3期	11月2日
	後期高齢者医療保険料	3期	
	市民税・県民税・森林環境税	3期	
	国民健康保険税	4期	
11月	介護保険料	4期	11月30日
	後期高齢者医療保険料	4期	
	国民健康保険税	5期	
	介護保険料	5期	

納期	税目など	期別	納期限
12月	固定資産税・都市計画税	3期	1月4日
	国民健康保険税	6期	
	介護保険料	6期	
	後期高齢者医療保険料	6期	
1月	市民税・県民税・森林環境税	4期	2月1日
	国民健康保険税	7期	
	介護保険料	7期	
	後期高齢者医療保険料	7期	
2月	固定資産税・都市計画税	4期	3月1日
	国民健康保険税	8期	
	介護保険料	8期	
	後期高齢者医療保険料	8期	

※上記の市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は普通徴収の納期です。

※市営住宅使用料、農業集落排水処理施設使用料、保育所保育料、母子父子寡婦福祉資金貸付金(償還金)は原則毎月納期です。

市税の窓口納付

問 納税課

TEL 641-1212(内線326) FAX 624-8397

▶ 納付できる金融機関

- 山形銀行 ● 荘内銀行 ● きらやか銀行
- 山形信用金庫 ● 東北労働金庫
- 七十七銀行山形支店
- 米沢信用金庫 ● 山形農業協同組合
- 山形市農業協同組合 ● ゆうちょ銀行(郵便局)

※QRコード付きの納付書であれば、全国の「eL-QR」対応の金融機関などでの支払いが可能です。

▶ コンビニで納付できる市税など

- 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産) ● 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 市営住宅使用料 ● 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)

ただし、次の納付書は、コンビニでは納付することができませんので、金融機関の窓口で納付してください。

- 納付書1枚の金額が30万円を超えるもの
- 金額が訂正されているもの
- バーコードの印刷がないもの
- バーコードの読み取りができないもの
- 利用期限を過ぎているもの

▶ 利用可能なコンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載しています(全国の店舗)。

市税などの口座振替

問 納税課

TEL 641-1212(内線332) FAX 624-8397

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。

申し込みは取扱金融機関またはWeb口座振替受付サービスで行ってください。口座振替の開始は申し込み月の翌月末以降の納期分からです。

▶ 利用できる市税など

- 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産) ● 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)
- 市立保育所保育料
- 農業集落排水処理施設使用料
- 市営住宅使用料 ● 介護保険料(普通徴収)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金(償還金)

以上の定期賦課(随時賦課・過年度賦課以外)の市税などが利用できます。

▶ 利用できる金融機関

- 山形銀行 ● 荘内銀行 ● きらやか銀行
- 山形信用金庫 ● 東北労働金庫 ● みずほ銀行
- 七十七銀行 ● 米沢信用金庫
- 山形市農業協同組合 ● 山形農業協同組合
- ゆうちょ銀行(郵便局)

▶ Web口座振替受付サービス

スマホやパソコンから申し込みできるWeb口座振替受付サービスも利用可能です。

【市税などのWeb口座振替受け付けページ】



市税のスマホ(電子マネーなど)納付

問 納税課

TEL 641-1212(内線326) FAX 624-8397

▶ スマホ(電子マネーなど)で納付できる市税

- 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- 固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)

▶ 注意点

- ▶ 領収書は発行されません。
- ▶ 軽自動車税で、納付後1カ月以内に継続検査(車検)がある場合は、スマホ(電子マネーなど)納付を利用しないでください。

※詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

▶ QRコードまたはバーコードが印刷されている納付書で利用できます。

子育て・教育

子どもの健やかな成長のために

▶ 児童手当

問 こども家庭支援課
TEL641-1212(内線575) FAX624-8901

高校生年代までのお子さんを養育している方に支給します(公務員の方は職場で申請してください)。所得制限はありません。

手当額(月額)

0～3歳未満(第1・2子)……………15,000円
3歳～高校生年代の第1子・第2子……………10,000円
第3子以降……………30,000円

▶ こども医療

問 こども家庭支援課
TEL641-1212(内線576) FAX624-8901

医療機関に医療証を提示することで、お子さんの医療費(保険診療分)が無料になります。所得制限はありません。

助成の対象

0～18歳到達後の最初の3月31日までの外来・入院費

▶ 子育て支援コーディネーター

問 保育育成課
TEL641-1212(内線393) FAX624-8840

保育育成課の窓口にて子育て支援コーディネーターを配置し、子育てや保育所等入所申請に関する相談などの利用者支援を行います。支援提供施設などの円滑な利用を確保し、支援提供施設などとの連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行っています。

▶ 子育て支援センター

つばさ保育園内	TEL 634-6253
さくら保育園内	TEL 622-5682
べにっこひろば内	TEL 674-0220
シェルターインクルーシブプレイスコパル内	TEL 676-9876
つくも保育園内	TEL 674-0010
木の実西部こども園内	TEL 647-4883
南山形すくすく保育園内	TEL 689-1182
ほほえみ保育園内	TEL 643-7176
キンダーこども園内	TEL 622-7438
マリアこまかさ保育園内	TEL 676-7822
金井こども園内	TEL 681-0371
ひまわりこども園向かい	TEL 688-7351
はやぶさ保育園内	TEL 664-1701
キンダー南館こども園内	TEL 644-2030
こども園ののほな内	TEL 666-4666
とちの実保育園内	TEL 666-8899
出羽こども園内	TEL 684-3018
べにばな保育園内	TEL 686-4808
みどりのもりこども園内	TEL 623-7800
嶋こども園内	TEL 679-5028
飯塚はらっぱ保育園内	TEL 666-6835
木の実北こども園内	TEL 674-6500
認定こども園杉の子内	TEL 681-8120
このみ保育園内	TEL 687-0855
大谷保育園、出羽大谷幼稚園内	TEL 684-7956
セロン北保育園内	TEL 686-2040

育児相談や保育サービスなどの情報提供、家庭の子育て支援などを行います。

- 在宅親子が自由に遊べる場(プレイルーム)の提供
- 親同士の交流と学習の場(育児講座)の提供
- 育児相談コーナーの開設
- 育児に関する情報の収集と提供

(以下は広告スペースです)

「発見と気づき」心動く瞬間!



ほうけんの森

子ども達は身近な「自然のエリア」で五感を使って自由に見て・触れて・匂いを確かめ・手に取って遊び、たくさんの命に触れていきます。

みなみやまがた幼稚園  **BLOG**  **配信中!**



学校法人 菅藤学園
みなみやまがた幼稚園
山形市大字松原159-4 TEL023-688-2231



社会福祉法人 南山形愛育会
南山形でんぱ保育園
山形市大字松原159-1 TEL023-688-2524

▶ ファミリーサポートセンター

問 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド
TEL687-1720 FAX687-1721
保育育成課
TEL641-1212(内線585) FAX624-8840

子育てをお手伝いしてほしい方(利用会員)と子育てをお手伝いして下さる方(協力会員)からなる会員組織です。

会員同士で次のような援助を行います。

- ▶ 保育施設が始まるまで、または終わった後のお子さんのお預かり
- ▶ 保育施設までの送り迎え
- ▶ 学校の放課後などにお子さんのお預かり
- ▶ 小学6年生までのお子さんのお預かり など

利用料金

午前7時～午後7時…1時間700円
上記時間外、日曜日・祝日…1時間800円

▶ 子育てショートステイ事業

問 こども家庭センター
TEL641-1212(内線574) FAX624-8901

保護者の方が病気などで一時的に家庭で養育することができないときに利用できます。こども家庭センターで事前に登録が必要です(自己負担あり/実施施設 山形学園、むつみハイム、乳児院はやぶさなど)。

▶ 助産施設

問 こども家庭センター
TEL641-1212(内線369) FAX624-8901

経済的事情により、入院助産を受けることができない妊婦の方は、第1種助産施設山形済生病院または市助産所(市立病院済生館内)に入所して出産することができます。こども家庭センターへ事前にご相談ください(所得制限あり/一部負担あり)。

- 山形市助産所(市立病院済生館) TEL 625-5555
- 済生会山形済生病院 TEL 682-1111

▶ 幼児ことばの教室

問 総合学習センター
TEL645-6163 FAX645-6164

就学前の幼児の言葉についての相談・指導を行っています。

▶ べにっこひろば(児童遊戯施設)

問 山形市児童遊戯施設べにっこひろば
TEL674-0220 FAX674-0221

雨天時や冬季などの気候を気にせず、乳幼児から小学生程度までの幅広い年齢層の子どもたちが安心して楽しく、伸び伸びと遊べる児童遊戯施設です。

所在地 樋越22

開園日 毎月第2木曜日(祝日の場合は次の日)と1月1日を除く毎日

【一般利用】

開園時間 屋内施設 午前9時～午後7時
屋外施設 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後4時

利用料 無料

【専用使用】

※要予約(あそびの大ホール・たもくてきルーム)

使用時間 (昼間使用)午前9時～午後6時
(夜間使用)午後6時～10時

専用使用料 有料

※使用料について詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉



学校法人 龍華学園

幼保連携型認定こども園

ひまわりこども園

〒990-2316
山形市大字片谷地59番地
幼稚部:023-688-2330
保育部:023-666-6121

幼保連携型認定こども園

南沼原ひまわり幼保園

〒990-2464
山形市高堂1丁目7-30
幼稚部:023-643-6966
保育部:023-645-4726

学校法人 龍華学園 検索

▶ シェルターインクルーシブプレイス コパル
(南部児童遊戯施設)

問 シェルターインクルーシブプレイス コパル
TEL676-9876 FAX676-9878

雨天時や冬季など天候を気にせず、障がいの有無や国籍、家庭環境の違いにかかわらず、全ての子どもたちが安心して楽しく伸び伸びと遊べる「インクルーシブ」な屋内型児童遊戯施設です。

所在地 片谷地580-1

開園日 毎月第2、第4火曜日(祝日の場合は次の日)と1月1日を除く毎日

【一般利用】

屋内施設 午前9時～午後6時

屋外施設 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後4時

利用料 無料(一部有料)

【専用使用】

※要予約(体育館)

使用時間 (昼間使用)午前9時～午後6時
(夜間使用)午後6時～10時

専用使用料 有料

※使用料について詳しくは、シェルターインクルーシブプレイス コパルホームページをご覧ください。

保育園

問 保育育成課
TEL641-1212(内線536) FAX624-8840

保育園(認可保育所)は、保護者が就労などで乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。利用者負担額は、保護者の市民税額などにより決定します。利用申し込みは、保育育成課へお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

明るく 元気に たくましく そして心ゆたかな子

山形市認可保育所

さくらんぼ 保育園

☎990-0813
山形県山形市桜町 2-8-36
☎023-681-7945
<http://www.sakuranbo-hoiku.jp/>



あがるく ながよく すこやかに

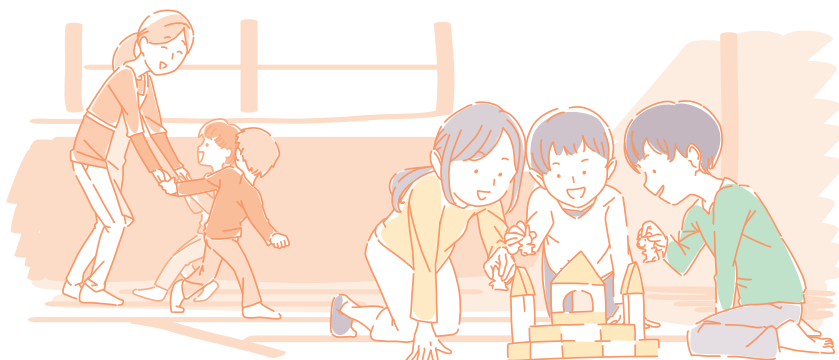
*裸足育ちの丈夫な身体づくり
*進んでできる元気なあいさつ
*思いやり感謝の心

ひらつか保育園は、さんぼ保育を中心に、命の大切、公共の場でのマナー、ものを大切にする心、ありがとうや大丈夫と言えるやさしい心を地域の行事(和太鼓披露)、日々のいろいろな活動の中で体験し、伝承していくことを大切に考えています。

ひらつか保育園 千歳学童保育クラブ

〒990-0075 山形市落合町字千歳63-3
TEL023-622-6332 (保育園)
FAX023-666-8045
TEL023-641-1176 (第一学童クラブ)
TEL023-615-8805 (第二学童クラブ)
TEL023-641-1211 (第三学童クラブ)

随時見学 お待ちしております。



認定こども園

問 保育育成課

TEL641-1212(内線536) FAX624-8840

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労環境にかかわらず利用できる施設です。

利用者負担額は、保護者の市民税額などにより決定します(教育部分と保育部分では基準が異なります)。

利用申し込みの教育部分は各認定こども園へ、保育部分は保育育成課へお問い合わせください。

地域型保育事業

問 保育育成課

TEL641-1212(内線536) FAX624-8840

保護者が就労などで乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって少人数の0~2歳児を保育する事業です。

利用者負担額は、保護者の市民税額などにより決定します。

利用申し込みについては、保育育成課へお問い合わせください。

▶ 家庭的保育事業(保育ママ事業)

自宅などで、少人数の乳幼児(定員5人以下)を対象に、温かく家庭的な雰囲気のもと、子どもの個性に合わせた保育を行います。

▶ 小規模保育事業

少人数(定員6~19人)を対象に、保育を行います。

一時保育

問 保育育成課

TEL641-1212(内線460) FAX624-8840

就労などの理由で、継続的に家庭で保育できない場合に利用できる非定型保育と、一時的に保育困難な場合に利用できる緊急保育があります。

病児・病後児保育

問 保育育成課

TEL641-1212(内線536) FAX624-8840

▶ 病児・病後児保育とは

就労などを理由に家庭で保育ができない場合に、病気の回復期に至っていないが当面症状の急変が認められない児童をお預かりする病児保育と、病気の回復期にある児童をお預かりする病後児保育があります。

山形市の病児・病後児保育施設を利用するには、Webサイト「テオテ」での利用登録・予約が必要です。

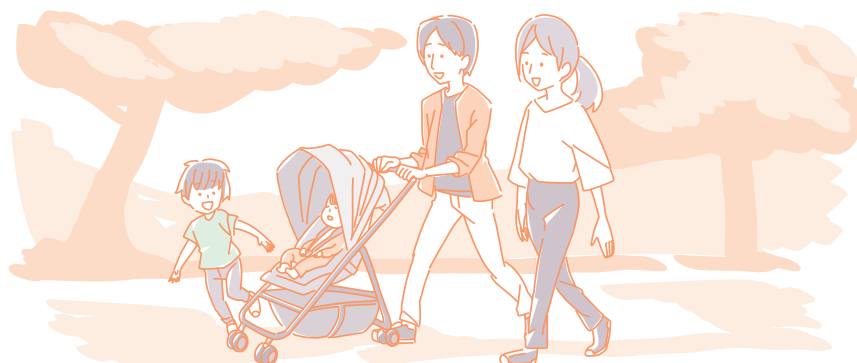


認可外保育施設

問 保育育成課

TEL641-1212(内線535) FAX624-8840

国の定める基準に基づき、市が指導監督している施設です。利用申し込みについては、各施設へお問い合わせください。



幼稚園

問 保育育成課

TEL641-1212(内線545) FAX624-8840

利用申し込みについては、各幼稚園へお問い合わせください。

放課後児童クラブ

問 こども未来課

TEL641-1212(内線578) FAX624-9921

日中保護者のいない小学生を対象に、遊びや生活指導を行う放課後児童クラブを、現在87カ所設置しています。

開所日 月～金曜日(祝日を除く)

(土曜日の開所については、各クラブにより異なります)

開所時間 平日は、小学校下校時から午後6時30分過ぎ頃まで、夏休みなどは、午前8時頃から午後6時過ぎ頃まで開所しています。

(開所時間は各クラブによって異なります)

費用 月額10,000～14,000円(保育料、おやつ代など)

※各クラブの運営委員会で定めています。

申し込み 各クラブへ直接お申し込みください。

児童館

問 保育育成課

TEL641-1212(内線585) FAX624-8840

幼児・児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

ひとり親家庭のために

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線579) FAX624-8901

▶ 母子・父子・寡婦等相談

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線579) FAX624-8901

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活相談、母子父子寡婦福祉資金の相談を行います。

▶ 児童扶養手当

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線558) FAX624-8901

両親または父母の一方がいない児童を養育している方に、児童が18歳到達後最初の3月31日(一定の障がいがある児童は20歳未満)まで支給します。

支給金額は所得に応じて決定されますが、全額支給の場合は、児童が1人の場合は月額48,050円、2人目以降の場合は月額11,350円を加算します(父母・養育者・同居の親族の所得制限あり)。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

▶ 健やか教育手当

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線558) FAX624-8901

両親または父母の一方がいない状態にある義務教育中の児童を養育している方に支給します(市民税の所得割が非課税の方に限る)。

- 両親のいない状態の児童 1人につき月額4,000円
- 父母の一方がいない状態の児童 1人につき月額2,500円

▶ 親子健やか医療

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線559) FAX624-8901

両親または父母の一方がいない家庭で、18歳以下の児童を扶養している親などとその児童の医療費(保険診療分)が無料になります(親などの所得制限あり)。

▶ ひとり親家庭子育て生活支援事業

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線579) FAX624-8901

けがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員が生活のお手伝いをします。こども家庭支援課で事前の登録が必要です(原則、中学生までの児童を養育している家庭が対象)。

▶ 資格取得に向けた支援

問 こども家庭支援課

TEL641-1212(内線579) FAX624-8901

母子家庭の母または父子家庭の父である方の就労・就学相談、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金など、自立に向けた支援を行います。

▶ 学習に関する支援

問 **こども家庭支援課**
TEL641-1212(内線579) FAX624-8901

ひとり親家庭などの児童を対象に、無料の学習会を定期的に開催します。支援スタッフが相談などに応じます。

▶ 母子生活支援施設

問 **こども家庭センター**
TEL641-1212(内線574) FAX624-8901

18歳未満の児童を養育している母子家庭を対象に、生活課題の解決や相談、就労、児童の健全育成・保育など、母子の自立に向けた支援を行う施設です。入所については、こども家庭センターへ事前の相談が必要です。

教育

小学校・中学校

問 **学校教育課**
TEL641-1212(内線483) FAX641-1914

▶ 小学校の入学

満6歳になると、4月から小学校に入学することになります。1月下旬頃に入学通知書を郵送しますが、2月中旬になっても入学通知書が届かないときは、ご連絡ください。

【指定校変更について】

	変更事由(添付書類)	変更小・中学校	期間
(1)	保護者が就業などのため児童の帰宅時に不在となる世帯で、その児童の祖父母、親戚または知人、放課後児童クラブがその保護者に代わってその児童を適切に保護することができると認められること (添付書類) 保護者の勤務(在職)証明、預け先の保育同意書	児童の祖父母、親戚または知人、放課後児童クラブの住所に基づく小学校	卒業まで
(2)	住宅の新築などに伴う転居により、近い将来住所が変更となることが確実に見込まれること (添付書類) 建築確認や契約書などの写し、または入居予定証明など	転居先の住所に基づく小・中学校	6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年)
(3)	転居による住所の変更に伴って指定校が変更となること	転居前に通学していた小・中学校	卒業まで
(4)	すでに指定校変更が認められている兄弟姉妹がいること(同時に在籍することとなる場合に限り)	兄弟姉妹と同じ小・中学校	卒業まで
(5)	指定校変更の決定による変更後の指定校(小学校に限る)を卒業すること	卒業した小学校を通学区域とする中学校(当該中学校が複数ある場合は、教育委員会が指定する中学校)	卒業まで
(6)	学校の統廃合または分離、通学の安全性、地理的な利便性などの理由により、指定校以外の小・中学校への通学が適当と教育委員会が認めた区域に居住していること	当該事由を勘案して教育委員会が指定する小・中学校	卒業まで
(7)	小学校で文化芸術活動またはスポーツ活動を継続して1年以上行ってきた児童が、中学校でも引き続き同一の活動を行おうとしているにもかかわらず、指定校で当該活動に係る部活動が行われていないこと (添付書類) 文化芸術活動・スポーツ活動を継続してきたことが確認できる書類	当該活動に係る部活動が行われている中学校のうち、当該児童の住所から近い距離にある中学校	卒業まで

▶ 指定校変更制度

1.就学すべき学校の指定

市教育委員会では小・中学校ごとに通学区域を定め、この通学区域と住民票の住所に基づいて、就学すべき学校を指定しています。指定された学校「指定校」に通学するのが原則となります。

ただし、家庭の事情などの個別の理由がある場合、通学区域以外の山形市立小・中学校への通学を認める指定校変更という制度があります。

2.指定校変更手続き

(1)必要な書類など

①全ての変更事由で必要なもの
「指定校変更申立書」(指定様式)

②変更事由によって必要となるもの

下表【指定校変更について】の変更事由(添付書類)の欄をご確認ください。

※「指定校変更申立書」および添付書類(事由を証明できる書類)は、学校教育課に準備しています。また、山形市公式ホームページからダウンロードできます。記入例を参考に提出してください。

(2)申立書の受付期間

①小・中学校の入学予定者

入学年の前年の10月から受け付け開始

②在籍児童・生徒

変更できる事由が発生した時点で随時



▶ 就学援助

問 教育総務課
TEL641-1212(内線482) FAX676-8755

生活保護を受けていないものの、それに準ずる程度に生活が困窮している世帯に対して学用品費など小・中学生の就学に係る費用の一部を援助する制度を設けています(申請が必要。収入審査あり)。

希望される方は、お子さんの通っている学校または教育総務課へご相談の上、お手続きください。

▶ 特別支援教育就学奨励費

問 教育総務課
TEL641-1212(内線482) FAX676-8755

特別支援学級のお子さんの保護者を対象に、学用品・通学用品等購入費、通学費などの就学費用の一部を補助する制度です。詳しくは、6月頃に対象者へお知らせします。また、支給の際は、バス定期券のコピーなどが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

はたち 二十歳の祝賀式

問 社会教育青少年課
TEL641-1212(内線852) FAX624-8443

社会の形成者として自覚を持つよう呼びかけるとともに、地域ぐるみでお祝いすることを目的に毎年実施しています。

期日 成人の日の前日(1月第2月曜日の前日)

場所 山形市総合スポーツセンター第1体育館

対象 年度内に20歳になる方

(4月2日～翌年4月1日に出生し、山形市に住所を有する方)

※進学・就職などで山形市を離れている方も参加できます。
※開催時期や場所などが変更になる場合があります。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉

Government Educational Loans
国の教育ローン
あなたの“未来”応援します。

ご融資額 **350万円**以内
お子さま1人あたり

ご入学前のごまま
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**
受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫

子ども安全情報

問 社会教育青少年課
TEL641-1212(内線618) FAX624-8443

▶ 子ども安全情報メールマガジン配信

不審者情報のほか、子どもの安全や健全育成に関する情報を、Eメールでお知らせしています。Eメールを受信できるスマートフォンやパソコンをお持ちの方であれば、誰でも利用することができます。

▶ 登録方法は、P108をご覧ください。

少年自然の家

問 少年自然の家 TEL643-8533 FAX643-8574
所在地:山辺町畑谷字板橋3725

概要 豊かな自然環境の中で集団宿泊生活や野外活動などを行いながら、心身ともに健全な少年を育成するとともに、生涯学習の推進に資することを目的とした社会教育施設です。

主な施設

【本館】

管理棟、宿泊棟、体育館、炊飯場、荒沼キャンプ場、生活体験の家

【野外活動センター】

サービスセンター、野外ステージ、運動広場、板橋沼キャンプ場、グレンデほか

利用時間

サービスセンター 午前9時～午後5時

野外ステージ 午前9時～午後9時

休館日

月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、第3日曜日とその前日、祝日、前日および翌日が祝日である日、年末年始(変更になる場合あり)

対象

【本館】

市内の小・中学校、幼稚園、保育所、子ども会、その他中学生以下の団体(事前の使用許可が必要)

【野外活動センター】

学校や子ども会の他、サークルなどの各種団体(事前の使用許可が必要)

※冬季には、グレンデを個人や家族に一般開放しています。

福祉・保健・医療

高齢者のために

問 長寿支援課
TEL 641-1212(内線562) FAX 624-8398

健康で自立した方も介護を必要とする方も、住み慣れた地域や家庭の中で安心して生活ができるように支援を行います。

介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

問 長寿支援課
TEL 641-1212(内線567) FAX 624-8398

地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進します。さらに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう介護予防(健康づくり)を推進します。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方や65歳以上でチェックリスト(25項目からなる身体状況などのチェック)により事業対象者と判定された方を対象とした訪問型サービスと通所型サービスです。支援が必要となった状態からの改善を目指し、一人一人の状態に合わせたサービスを提供します。

運動機能の向上を中心とした元気あっぷ教室や、栄養状態改善のための栄養あっぷ訪問などがあります。

▶ 一般介護予防事業

地域の中で交流を図り、元気なうちから主体的に継続して介護予防に取り組めるよう、介護予防教室の開催、リハビリテーション専門職などによる運動や栄養、聴こえの大切さなどの介護予防に関する知識の普及啓発など、高齢者の介護予防活動を支援します。

生活支援サービス

問 長寿支援課
TEL 641-1212(内線566・569) FAX 624-8398

▶ 緊急通報システム

日常生活を送る上で、注意が必要な一人暮らしの高齢者や体の不自由な方が、急病などの緊急事態に緊急通報用のボタンを押すことで、警備会社や協力員などによって救助される体制づくりを行っています。

▶ 在宅介護支援住宅改修補助

居宅内での不慮の事故を防止し、介護が必要な状態になってもできるだけ長く在宅での生活を続けられるように、高齢者、障がい者などに適する住宅へのバリアフリー工事を行う場合、工事費の一部を助成します。受付期間など詳しくは、お問い合わせください。

▶ 高齢者移送サービス

65歳以上で在宅のねたきり状態の方が、居宅と医療機関との間をリフト付き車両またはストレッチャー装着車両を利用して移送する場合の利用券を交付します。

▶ 高齢者外出支援事業

高齢者の閉じこもり防止や外出機会の拡大を図るために、山交バスが販売する山形市シルバー3カ月定期券の購入を支援します。

対象 利用開始日に満70歳以上の方

〈以下は広告スペースです〉



人が輝く敬寿会。
Like the shining sun.

敬寿会は、平成6年7月に山形で
発足した社会福祉法人です。

現在では、特別養護老人ホームを中心に
高齢者福祉・医療・保育・障がい事業を運営
しています。

山形・宮城・埼玉・東京・神奈川県に合わせて
21拠点105事業所、職員数は1000名を
超える大規模な法人になりました。

今後も地域福祉の拠点として、
皆様が安心して暮らせるお手伝いをしてまいります。

社会福祉法人 敬寿会
本部事務局
〒990-0033
山形県山形市諏訪町2-1-25

お気軽にお問合せください！
QRコード
ホームページ Instagram

honbu@keiju.or.jp 023-664-2141



福祉・保健・医療

▶ 運転免許証自主返納者へのタクシー券の交付

運転免許証の自主返納を行った満70歳以上の方に、タクシー券20,000円分を交付します(1回限り)。

対象 満70歳以上で、運転免許証を自主返納して1年以内の方

※生活支援サービス利用の要件について詳しくは、お問い合わせください。

▶ おかえり・見守り事前登録制度

認知症などにより徘徊の恐れのある高齢者の情報をあらかじめ市に登録し、警察署や地域包括支援センターと情報を共有することで、行方不明になったときに早期発見・早期保護につなげます。

▶ 生活支援コーディネーター

問 山形市社会福祉協議会
TEL 645-8061 FAX 645-9236

地域において、ボランティアなどによる生活支援や介護予防に向けた支え合いのコーディネートを行います。

 家族介護者支援サービス

問 長寿支援課
TEL 641-1212(内線566) FAX 624-8398

▶ 紙おむつの支給

要介護4・5(これに相当する方)または認知症により、常時失禁状態が1カ月以上続く65歳以上の方を介護している方に紙おむつを支給します(施設など入所の方を除く)。住民税の課税状況によっては支給できない場合があります。

▶ ねたきり高齢者等介護者激励金

65歳以上のねたきり状態にある方などを、在宅で6カ月を超える期間継続して介護している方に、激励金を支給します。

▶ 家族介護者交流会

要介護4・5の方(これに相当する方を含む)を在宅で介護している方を対象に、心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を開催します。

 高齢者の就労・社会参加

▶ 山形市シルバー人材センター

問 公益社団法人山形市シルバー人材センター
TEL 647-6647 FAX 647-6648

原則60歳以上の方に就業機会を確保・提供し、社会参加や生きがいの充実を図り、「生涯現役社会」を実現することを目指しています。詳しくは、お問い合わせください。

▶ 山形市老人クラブ連合会

問 山形市老人クラブ連合会
TEL 674-8127 FAX 674-8129

仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりや生活を豊かにする活動を行っています。参加について詳しくは、お問い合わせください。

活動内容 各種講座の開催、健康体操、グラウンドゴルフなど

(以下は広告スペースです)


会員募集中!
原則60歳以上の方で健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になれます。

女性会員も大募集!!

こんなお仕事してみませんか?
◆学童補助 ◆屋内外の一般作業 ◆駐車場の管理 ◆除草
◆調理補助 ◆施設での清掃・洗濯 ◆施設管理 ◆剪定

まずは、入会説明会へ!
毎月3回開催中! ※詳しくは下記までお問い合わせ下さい

公益社団法人
山形市シルバー人材センター
山形市双葉町1-2-3 (山形テルサ内1階)
☎023-647-6647



ともいき 立場が違えば 思いが違う 違う思いを話し合い 違う立場で 手を握る

友愛会は、平成3年に創設した社会福祉法人です。現在では山形市を中心とする3市で10施設を運営しています。これからも地域の福祉セーフティネットとして皆様から愛される施設づくりを目指します。福祉に関するご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 友愛会
〒990-2317
山形市みはらしの丘4丁目15番地3
☎023-687-1016(本部事務局)



 障がい者支援施設すげざわの丘 山形市すげざわの丘727番地47 ☎023-643-6160	 特別養護老人ホームみはらしの丘 山形市みはらしの丘4丁目15番地3 ☎023-688-3854
 天然温泉老人デイサービスセンターくろさわ 山形市大字黒沢440番地 ☎023-689-9630	 天然温泉湯の郷くろさわ 山形市大字黒沢547番地67 ☎023-674-0039
 グループホームおおさと 山形市大字中野469番6 ☎023-665-5170	 障がい者グループホームしゃるとね 山形市富の中3丁目4番17-13号 ☎023-616-4181

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

問 長寿支援課
TEL 641-1212(内線564) FAX 624-8398

高齢者の介護・福祉・健康・医療・仕事と介護の両立などに関するさまざまな不安や疑問に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が対応します。

▶ 次のようなときは、地域包括支援センターへお気軽にお電話ください。

- 介護予防のための教室や地域の集まりの場を知りたい
- 介護保険のサービスを利用したい
- 認知症のことについて教えてほしい
- 家族の介護に疲れてしまい、どうしたらいいかわからない など

地域包括支援センターは、山形市が委託している公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

地区名	担当地域包括支援センター (設置場所)	電話番号
出羽、大郷、 明治、千歳	なでしこ地域包括支援センター (ながまち荘内)	681-7450
楯山、高瀬、 山寺	地域包括支援センター大森 (サンシャイン大森内)	685-1224
鈴川	地域包括支援センター敬寿会 (鈴川交流センター内)	634-2309
滝山	たきやま地域包括支援センター (あたご荘内)	622-4577
第六	地域包括支援センターふれあい (大島医院内)	628-3988
南山形、本沢、大曾根、 西山形、村木沢	山形西部地域包括支援センター (菅沢荘内)	646-1165
第一、第二	さくら地域包括支援センター (篠田総合病院敷地内)	635-4165
第三、第四、 第九	地域包括支援センターかがやき (至誠堂総合ケアセンター内)	631-8020
第七	霞城北部地域包括支援センター (市総合福祉センター内)	645-9070
第十、飯塚、 樫沢	霞城西部地域包括支援センター (市総合福祉センター内)	647-8010
蔵王	蔵王地域包括支援センター (やすらぎの里半郷内)	688-8099
第五、第八、 東沢	愛らんど地域包括支援センター (愛日荘内)	679-3611
南沼原	南沼原地域包括支援センター (みこころの園内)	664-3080
金井	金井地域包括支援センター (金井コミュニティセンター内)	664-2181

認知症の方を支えるための取り組み

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線564) FAX 624-8398
担当の地域包括支援センター(左下記掲載)

▶ おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」が担当地域包括支援センターと連携し、認知症のある方とご家族の支援や認知症の方を地域で支える仕組みづくりを行っています。

認知症かどうか診断を受けたいが受診につながらない、症状がひどく対応に困っている、認知症について学びたいなどの相談に、医療・介護の専門職支援チームが対応します。

ご相談は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまたは下記へお問い合わせください。

- 山形市北部地域担当: えがお(ながまち荘内) TEL 687-0200
- 山形市南部地域担当: こころ(大島医院内) TEL 616-5250

▶ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する人(認知症サポーター)を増やしていくための講座を開催しています。

講座内容は、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方などで、受講者にはサポーターカードを配布しています。

▶ 介護マークの配布

認知症などの方の介護は、介護していることが分かりにくいと、誤解や偏見を持たれてしまうことがあります。そこで、介護する方が、介護中であることを周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を長寿支援課窓口および地域包括支援センター窓口で配布しています。

〈以下は広告スペースです〉

医療法人 **東北医療福祉会**

精神科 内科

山形厚生病院

〒990-2362 山形市大字菅沢字鬼越255番地
TEL 023-645-8118
FAX 023-645-8180

認知症対応型共同生活介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所

フラワー小姓町

山形市小姓町7-15 TEL 023-625-7210
認知症対応型共同生活介護事業所

フラワー吉原

山形市南館3丁目21-50 TEL 023-647-5051
認知症対応型共同生活介護事業所

みはたの里

山形市美畑町4-35 TEL 023-666-6678

▶ 在宅医療・介護連携室「ポピー」

医療と介護の両方を必要とする方が、住み慣れた地域・ご家庭で安心して生活を続けていくことができるように、在宅医療と介護に関する不安や悩みについて相談をお受けするとともに、医療・介護サービス従事者間の連携を支援する相談窓口です。相談には、医療・介護の専門職が対応します。

▶ 次のようなときは、お気軽にお電話ください。

- 退院後の治療や生活が不安だ
- 在宅でどんな医療・介護サービスが受けられるの？
- 近くで往診してくれる医師は？ など

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

電話番号 641-5555

場所 山形市医師会館2階

在宅医療・介護連携室「ポピー」は、山形市が委託している公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

高齢者保健事業

問 山形市歯科医師会 TEL 632-1108

▶ 在宅ねたきり者等歯科診療

在宅などで療養されており、疾病や傷病などの理由により、歯科医療機関への通院が難しい方を対象に、歯科医師が往診を行います。

他の診療と同様に、受診料がかかります。歯の痛みや入れ歯の不具合などでお悩みの方、^{こうくう}口腔ケアを希望する方は、山形市歯科医師会へご連絡ください。

介護保険

問 介護保険課
TEL 641-1212(内線842) FAX 624-8887

介護保険は40歳以上の方が被保険者として介護保険料を負担し、介護が必要な方を社会全体で支え合う制度です。

▶ 介護保険制度の概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
給付の対象者	要介護または要支援の認定を受けた方	初老期認知症、脳血管疾患などの国で指定する特定疾病によって要介護または要支援の認定を受けた方
介護保険料	📖 P73の表のとおり	加入している医療保険(国民健康保険・健康保険組合・共済組合など)の算定方法に基づいて決まります。
介護保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収(公的年金から差し引き) 年金受給金額が年額18万円以上の方は、年金の定期払い(年6回)の際にあらかじめ通知した額が年金から差し引かれます。 ※対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障がい年金です。 ● 普通徴収 年金受給金額が年額18万円未満の方などは納付書、口座振替での支払いになります。 ※年度途中で65歳に到達した方や他市町村から転入した方などは、一定期間普通徴収になります。 	医療保険料と一緒に納付します。市が個別に徴収するものではありません。詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。

▶ 第1号被保険者の介護保険料(令和8年度)

介護保険料は、山形市で必要となる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数を基に「基準額」を算出し、本人と世帯員の住民税課税状況や所得などに応じて段階別に設定されます。

(令和8年4月1日時点)

対象となる方の区分		保険料段階	保険料年額 ()は月額換算		
●生活保護受給者					
本人住民税非課税	世帯住民税非課税	●老齢福祉年金を受給している方	第1段階 基準額×0.285	19,800円	(1,650円)
		●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82万6,500円以下の方			
		●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82万6,500円を超え120万円以下の方	第2段階 基準額×0.485	33,700円	(2,809円)
	●第1段階、第2段階に該当しない方	第3段階 基準額×0.685	47,600円	(3,967円)	
	世帯住民税課税	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82万6,500円以下の方	第4段階 基準額×0.85	59,100円	(4,925円)
	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が82万6,500円を超える方	第5段階 基準額	69,600円	(5,800円)	
本人住民税課税	●本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方		第6段階 基準額×1.2	83,500円	(6,959円)
	●本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方		第7段階 基準額×1.3	90,400円	(7,534円)
	●本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方		第8段階 基準額×1.5	104,400円	(8,700円)
	●本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方		第9段階 基準額×1.7	118,300円	(9,859円)
	●本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方		第10段階 基準額×1.9	132,200円	(11,017円)
	●本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方		第11段階 基準額×2.1	146,100円	(12,175円)
	●本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方		第12段階 基準額×2.3	160,000円	(13,334円)
●本人の前年中の合計所得金額が720万円以上の方		第13段階 基準額×2.4	167,000円	(13,917円)	

※1 世帯とは、当該年度4月1日時点での住民登録の状況により判定されます。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢年金や退職年金の収入金額です。障害年金や遺族年金などの非課税年金は含みません。

※3 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却などにかかる特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

また、第1～5段階については、合計所得金額から「公的年金などに係る雑所得額」を控除した額を用います。

※4 第1～3段階については、公費による保険料負担軽減が図られています。

※5 第1段階と第2段階及び第4段階と第5段階を区分する基準所得金額について、介護保険法施行令の一部改正により、計画策定時の基準額80万円から、令和7年度は80万9千円に、令和8年度は82万6,500円に変更となりました。

令和8年度の特例

令和8年度の65歳以上の方の介護保険料に限り、合計所得金額の判定および住民税課税・非課税の判定では、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとなるよう調整します。これにより、令和8年度に住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階区分では、住民税課税とみなす場合があります。

▶ 介護保険料滞納による給付制限

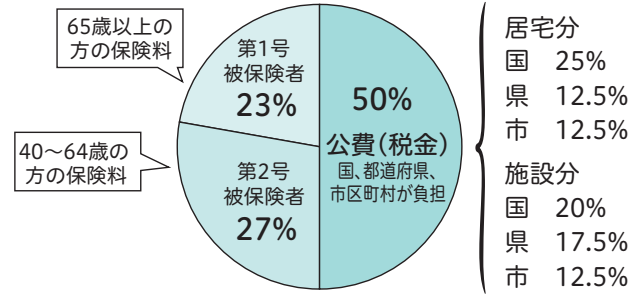
災害などの特別の事情がない限り、一定期間以上の滞納がある場合は、サービスを利用する際に滞納期間に応じて次のような給付制限が行われます。

● 第1号被保険者の給付制限

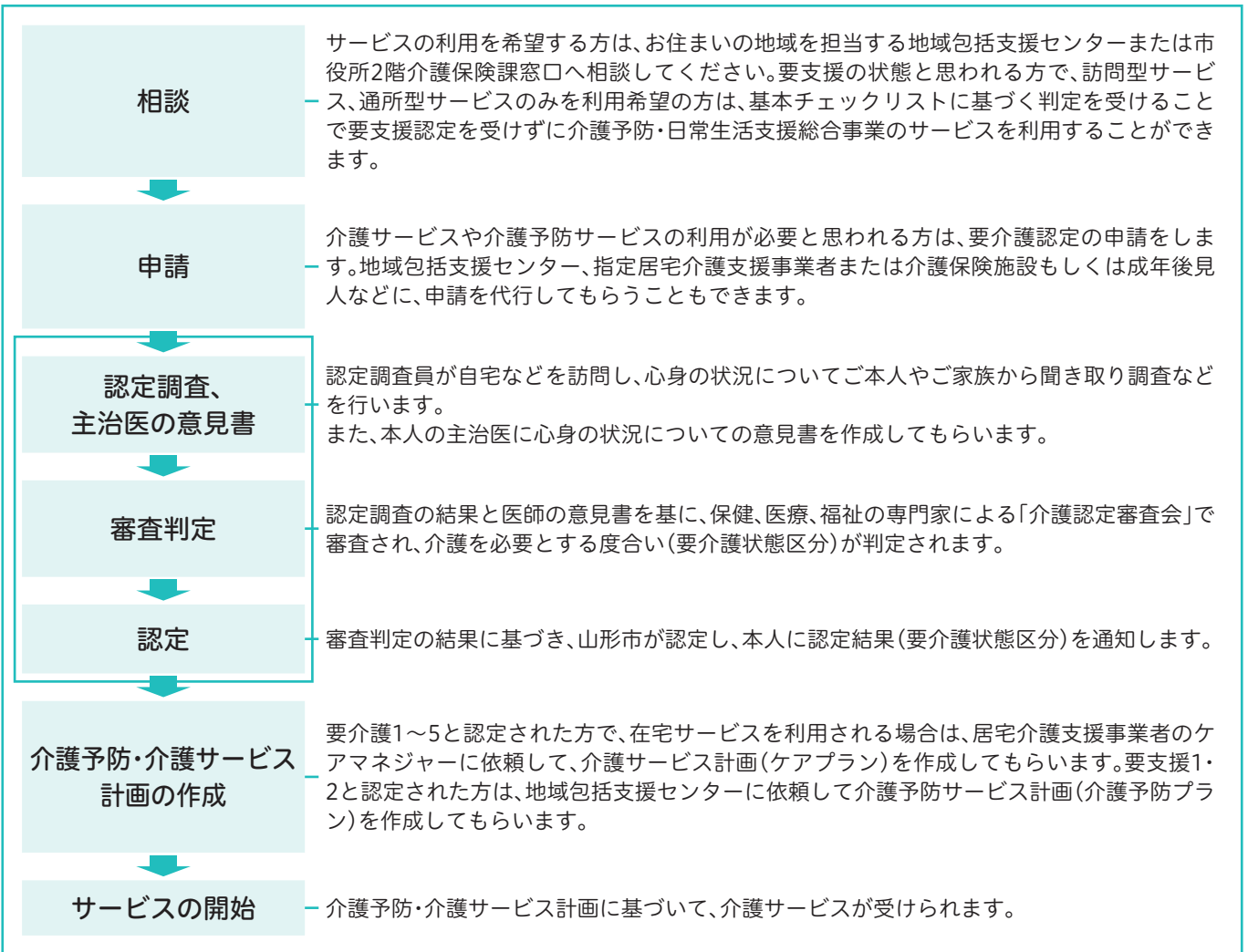
滞納期間／措置	内容
1年以上の滞納／ 支払い方法の変更	費用全額をいったん自己負担し、後で市へ申請して保険給付の支給を受けます。
1年6カ月以上の滞納 ／ 保険給付の 一時差し止め	支払い方法の変更を受けた保険給付の支給が一時差し止められます。滞納が続く場合には、差し止められた保険給付が保険料に充てられます。
2年以上の滞納／ 給付額減額 などの措置	時効により納付できない未納期間に応じて、利用者負担の割合が上げられ、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

▶ 保険給付の財源

介護保険料はみんなで制度を支え合う大切な財源です。



▶ サービスを受けるまでの流れ



▶ 利用できるサービス

	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
要介護者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費の支給	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則として要介護3以上)、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	介護老人福祉施設(原則として要介護3以上)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
要支援者	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費の支給 介護予防・日常生活支援総合事業(☞ P69参照)	介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方のみ)、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	

- 居宅サービス 主に自宅で生活しながら受けるサービス
- 地域密着型サービス 利用者が住み慣れた地域で、継続して生活できるよう支援するサービス
- 施設サービス 主に施設などに入所して受けるサービス

▶ 介護サービスを利用する場合の費用

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、利用者負担は原則、かかった費用の1割です。

ただし、一定以上の所得がある方がサービスを利用するときは、利用者負担が2~3割となります。

(1) 居宅サービス費の1カ月の支給限度額

① 居宅サービスでは、要支援・要介護区分ごとに1カ月に利用できるサービスの費用の上限が定められています(表1)。この上限額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。

(表1) 主な居宅サービスの支給限度額

認定区分	支給限度額(1カ月当たり)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

② 福祉用具購入費(入浴や排せつに使用される用具など)や住宅改修費(手すりの取り付けや段差の解消など)については、①の基準額とは別に(表2)の給付基準が定められています。

(表2) 福祉用具購入費や住宅改修費の支給限度額

	対象費用の限度額	支給額	限度額管理期間
福祉用具購入費	10万円	購入費用の7~9割(7~9万円が上限)	毎年4月から1年間
住宅改修費	20万円	工事費用の7~9割(14~18万円が上限)	期間に関係なく、限度額を利用するまで

〈以下は広告スペースです〉

日本一職員が輝く施設を目指します!



山形敬寿園
軽費老人ホームケアハウス
山形市大字妙見寺500-1
☎023-634-2020



鈴川敬寿園
特別養護老人ホーム
山形市大野目2-2-67
☎023-666-8100



沼木敬寿園
特別養護老人ホーム
山形市大字沼木68-1
☎023-674-9881



訪問看護
リハビリステーション
敬寿園
山形市南原町3-16-1-102
☎023-687-1420



ケアプランセンター
訪問看護リハビリステーション
天童敬寿園
天童市北目4-17-12
☎023-665-5570



ケアプランセンター
訪問看護
リハビリステーション
東根敬寿園
東根市大字聖沢1663-1
☎0237-48-7951



ケアプランセンター
訪問看護リハビリステーション
寒河江敬寿園
寒河江市本町2-224
☎0237-84-7700



ケアプランセンター
訪問看護リハビリステーション
米沢敬寿園
米沢市金池5-6-117
☎0238-27-1815

施設見学は随時受付中

社会福祉法人 敬寿会 本部事務局
山形県山形市藤野町2-1-25
☎023-664-2141



ホームページ



Instagram

詳しくはホームページまたは各施設にお問い合わせください。
SNSでは敬寿会の情報が満載! 施設の様子などぜひご覧ください。

(2)高額介護(介護予防)サービス額

サービスを利用して支払った自己負担額が、月額で定められた利用者負担の上限額(表3)を超えた場合は、その超えた分について申請により払い戻しが受けられます。

(表3)高額介護(介護予防)サービス費の上限額(1カ月)

第1段階	生活保護受給者	個人単位	15,000円
	住民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	個人単位	15,000円
			世帯合計
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計が80万9千円(※)以下	個人単位	15,000円
		世帯合計	24,600円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外	世帯合計	24,600円
第4段階	第1段階から第3段階以外で、課税所得380万円未満(年収約770万円)	世帯合計	44,400円
		世帯合計	93,000円
	第1段階から第3段階以外で、課税所得690万円以上(年収約1,160万円)	世帯合計	140,100円

※令和8年8月から82万6,500円に変更されます。

(3)高額介護サービス費の貸し付け

高額介護サービス費の支給を受ける見込みのある方は、支給見込み金額の9割を限度に無利子で借りることができます。貸付金の返還は支給される高額介護サービス費をもって充てることになります。

(4)高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険、両方の自己負担額が高額となったときは、限度額を超えた分が支給される制度があります。詳しくは、ご加入の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

(5)施設サービス費

入所施設・要介護区分ごとに1日当たりのサービスの費用が定められています。

(6)施設サービスの居住費などの負担限度額

介護保険施設に入所(入院)したり、ショートステイを利用したりした場合は、サービス費用の自己負担のほかに、食費と居住費(ショートステイの場合は滞在費)が自己負担となります。ただし、所得の低い方には負担限度額が設けられ、申請により認定されると食費や居住費(滞在費)の自己負担が軽減されます。1日当たりの自己負担額は(表4)のとおりです。

(表4)施設サービスの居住費などの負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(※1)		食費の負担限度額		居住費などの負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(※2)	多床室(※2)
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金または生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円(380円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、公的年金など収入金額(※3)+その他の合計所得金額の合計額が80万9千円(※5)以下の方	390円	600円	880円	550円	550円(480円)	430円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で公的年金など収入金額(※3)+その他の合計所得金額の合計額が80万9千円(※5)超120万円以下の方	650円 R8.8~ 680円	1,000円 R8.8~ 1,030円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税であって公的年金など収入金額(※3)+その他の合計所得金額の合計額が120万円超の方	1,360円 R8.8~ 1,420円	1,300円 R8.8~ 1,360円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円
第4段階(認定非該当)	上記以外の方	1,445円 R8.8~ 1,545円 (※4)	1,445円 R8.8~ 1,545円 (※4)	2,066円 (※4)	1,728円 (※4)	1,728円(1,291円) (※4)	437円(915円) (※4)

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料

※2 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室および多床室の負担限度額は()の金額

※3 年金収入額は、課税年金および非課税年金(障がい年金、遺族年金など)の合計額

※4 第4段階に記載している金額は、国が示す平均的な費用(基準費用額)。実際の負担額は、施設・事業所によって異なります

※5 令和8年8月から82万6,500円に変更されます。

心身に障がいのある方のために

障がい者手帳

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

手帳の交付を受けようとする方は、障がい福祉課へ申請してください。

▶ 身体障がい者手帳

問 TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

視覚・聴覚・肢体・心臓など、身体に障がいのある方に交付されます。

▶ 療育手帳

問 TEL 641-1212(内線621) FAX 632-7091

知的障がいのある方に交付されます。

▶ 精神障がい者保健福祉手帳

問 TEL 641-1212(内線371) FAX 632-7091

精神的な障がいのある方に交付されます。

障がい福祉サービス

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線580) FAX 632-7091

障がい福祉サービスは、障がいの種類やその程度、その他勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給が決定される「自立支援給付」と、市町村が利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」の支援を受ける場合には、原則、サービスなど利用計画の提出が必要です。計画の作成は、相談支援専門員が行います。詳しくは、お近くの相談支援事業所または障がい福祉課へご相談ください。

【自立支援給付の体系】

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護などを行います
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護などを行います
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います
短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護などを行います

介護給付	
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
施設入所支援 (障がい者支援施設 での夜間ケアなど)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います
訓練など給付	
自立訓練(機能 訓練・生活訓練) ・宿泊型	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労選択支援	障がいのある方が自分に合った働き方や就労系障がい福祉サービスを適切に選べるよう支援を行います
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がいのある方の就労継続のために、相談、指導、助言などの必要な支援を行います
自立生活援助	定期的な巡回や通報を受けて行う訪問、相談などにより、障がいのある方の状況を把握し、関係機関と連絡調整などを行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上の援助を行います
地域相談支援給付	
地域移行支援	施設に入所している方や精神科病院に入院している方に、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談などを行います
地域定着支援	居宅で単身の方や家族の介護を受けられない方に、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の場合などに必要な相談などを行います
【地域生活支援事業】	
事業名	内容
理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある方への理解を深めるため、広報活動などを通じて市民の方への周知を行います
自発的活動 支援事業	障がいのある方およびその家族、市民の方による地域における自発的な取り組みの支援を行います
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などや権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います





事業名	内容	
成年後見制度 利用支援事業	必要と認められる知的障がいのある方、精神障がいのある方に、成年後見制度の利用の支援や費用の助成を行います	
意思疎通 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います	
日常生活用具 給付等事業	障がいのある方が日常生活をより円滑に行うために用具の給付を行います	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援(個別ヘルパーの派遣、視覚障がい者ガイドヘルパーの派遣など)を行います	
地域活動 支援センター	障がいのある方に、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行います	
その他の事業	訪問入浴 サービス事業	居宅介護などの入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方に、訪問による入浴サービスを提供します
	障がい者 自立支援 訓練事業	福祉ホームなどに居住している重度の身体障がいのある方に、ケアグループによる介助サービスおよび日常生活上の訓練を行います
	生活訓練等事業	障がいのある方に、日常生活上必要な訓練・指導などを行います
	日中一時 支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な負担軽減を図ります ●日中短期入所事業・タイムケア事業など
	社会参加 支援事業	障がいのある方を対象としたスポーツ教室や講座などの開催を支援します
	権利擁護 支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見などのため、啓発活動を実施するとともに、関係機関による連携を図ります
	重度障がい者 等就労支援特 別事業	重度の障がいのある方に、通勤支援や職場などでの支援を行うことにより、就労機会の拡大や社会参加の促進を図ります

▶ 山形市が委託している障がい者相談支援センター

- 山形コロニー相談支援センター TEL 641-2626
- 向陽園地域生活支援センター心音 TEL 679-3244
- 地域活動支援センターおーる TEL 647-4266
- 山形市社会福祉協議会
障がい者相談支援センター TEL 646-5660
- 相談支援事業所まんさく TEL 688-3531
- ゆあーず TEL 666-8381

児童に係る通所・入所給付制度

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線590) FAX 632-7091

障がいのある児童が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、サービス利用にかかった費用の一部を「障がい児通所給付」「障がい児入所給付」という形で支払う制度です。

通所給付は障がい福祉課、入所給付は山形県中央児童相談所(Tel 627-1195)へお問い合わせください。

▶ 児童に係る通所・入所給付制度の体系

障がい児通所給付	
児童発達支援	施設で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います
放課後等 デイサービス	学校に就学している児童に、授業の終了後または休業日に、施設で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
保育所等 訪問支援	児童が通う保育所などに訪問し、その保育所などにおける他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
障がい児入所給付	
障がい児 入所支援	施設に入所し、または医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、必要な児童には治療を行います

補装具などの給付

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

▶ 補装具の給付

身体障がい者手帳を所持する方(児童を含む)に、補聴器、車いす、義肢、装具などの購入・借り受け・修理にかかる費用を給付します(原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外(児童を除く))。

▶ 日常生活用具の給付

在宅の障がいのある方にストーマ装具、電気式たん吸引器、特殊寝台などを給付します(原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

▶ 紙おむつの支給

65歳未満で常時失禁状態の心身に障がいのある方に紙おむつを支給します(市民税額一定額以上は対象外。施設入所の方を除く)。

▶ 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度および中等度の18歳未満の児童が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します(原則3分の1の利用者負担)。

▶ 小児慢性特定疾病児童など日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に、日常生活を支援するための日常生活用具を給付します(市民税および所得税の課税状況に応じて利用者負担あり)。

手当など

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

▶ 重度障がい者介護者激励金

日常生活に全面的な介助を要する心身に障がいのある方を6カ月以上にわたり在宅で介護しているご家族の方に、激励金を年1回支給します。

▶ 特別障がい者手当

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の障がいのある方に手当を支給します(所得制限あり)。

▶ 障がい児福祉手当

著しい重度の障がいのため常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に手当を支給します(所得制限あり)。

▶ 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します(所得制限あり)。

▶ 重度心身障がい児福祉手当

障がい児福祉手当該当程度の20歳未満の児童を養育している方のうち、所得制限などで特別児童扶養手当が支給停止または受給できない方に支給します。

▶ 重度心身障がい者福祉手当

公的年金などを受給していない在宅の心身に重度の障がいのある方を扶養している方に支給します。

▶ 心身障がい(児)者扶養共済

心身に障がいのある方を扶養している県内在住の65歳未満の健康な方を加入者とし、加入者に万が一のことがあった場合に、障がいのある方へ年金が給付される山形県が実施する制度です。

医療支援

▶ 自立支援医療

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線549) FAX 632-7091

身体障がい者手帳を所持する方および身体に障がいのある児童に対象となる障がいの治療に必要な医療費および精神疾患患者の通院医療費の利用者負担が1割になります(重度かつ継続の対象者などおよび世帯の市民税非課税世帯は軽減措置あり。市民税額一定額以上は対象外)。

▶ 重度心身障がい(児)者医療

問 障がい福祉課
TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

身体障がい者手帳1・2級の重度障がい(児)者および同程度の障がいのある方の医療費(保険診療分)を軽減します(所得制限あり)。

福祉・保健・医療

〈以下は広告スペースです〉

「その子にとって」を尊重し自主性や意思を大事にする療育
子どもが自分で選択し解決しようとする力を育む療育

こどもりハビリデイサービス ゆめ希

お困りの際はご相談ください

看護師と理学療法士が運営する、医療的ケア児、身体障がい児、発達障がい児、重症心身障がい児を支援する事業所です。

ホームページ 山形店 〒990-0810 山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号 月火水木金土 月祝日
TEL:023-676-8607 FAX:023-676-8608

天童店 〒994-0046 天童市田鶴町3丁目4番37号 8:30~17:30
TEL:023-612-7022 FAX:023-612-7023

見学随時受付中! Instagram

一般社団法人 ナースリハネット

御殿堰テラス

GT七日町 サービス付き高齢者向け住宅

ふつうのくらしのしあわせ=ふくし事業

入居・見学受付中!

TEL 施設見学はこちら 023-623-6878

住所 ガーデンテラス七日町 〒990-0042 山形市七日町1丁目4-55

お部屋の詳細はHPをご覧ください!

済生館より北側へ徒歩1分

運営・お問い合わせ 山形市農業協同組合 JA山形市 総務部 TEL:023-623-0526 〒990-0038 山形市幸町18-20

社会参加促進など

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

▶ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいなどにより意思疎通を図ることに支障のある方の社会参加を支援するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

▶ 福祉タクシー券・福祉給油券の交付

次の①～③からいずれか1つを選択することができます。

①福祉タクシー券

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級を所持する方が普通タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間24枚まで、視覚障がい1級の方は年間36枚)。

②リフト付きタクシー券

下肢、体幹、移動機能障がい1・2級の方がリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(大型車2,870円/枚、普通車2,450円/枚、年間24枚まで)。

③福祉給油券

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級を所持する方で、自家用自動車に給油する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間12枚まで)。

※福祉タクシー券、福祉給油券などの交付は、障がい福祉課のほか、[P78](#)にある障がい者相談支援センターでも行っています。

▶ 身体障がい者用自動車改造費、重度身体障がい者介護用車両改造費などの助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいのある方、またはその方と生計を同じくしている方が運転するための自動車の改造、車いすの使用に配慮した介護用車両への改造および介護用車両の購入費用の一部を助成します。障がいの程度や世帯の収入状況などについて一定の要件があります。申請は、改造または購入契約の前に行ってください。

▶ 身体障がい者運転免許証取得費の助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいのある方が自動車運転免許証を取得した場合、取得に要した経費の3分の2を、10万円を限度(自ら運転するために改造した車両を教習所に持ち込んだ場合は15万円)として助成します。申請は、免許取得後3カ月以内に行ってください。

▶ 人工透析患者通院交通費の助成

腎臓機能障がいのある方が、人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費の一部を助成します(本人および同居生計中心者の所得税が非課税の方のみ)。

▶ 在宅酸素療法者支援助成金の交付

呼吸器機能障がいによる身体障がい者手帳(1・2級を除く)を所持し、医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している場合、その電気料金の一部を助成します。

▶ 市営駐車場料金の減免・駐輪場料金の免除

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持の方が乗車している車を市営駐車場に駐車した場合、料金を半額免除します。また、市営駐輪場の料金を全額免除します。精算前に係員に手帳を提示してください。

▶ 市有施設使用料の免除

身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の所持者が市有施設を利用する場合、手帳の提示により、個人の使用料などが無料になります。対象者に制限がある施設もありますので、事前に確認してください。

▶ 車いすの貸し出し

車いすを必要とする山形市民の方に、短期間(1回につき1カ月以内)、車いすを貸し出します(手帳の有無は問いません)。

障がい者虐待防止対策支援事業

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線580) FAX 632-7091

～夜間・休日も対応～

障がいのある方の安定した生活や社会参加の促進のために、障がい者虐待防止対策支援事業を行っています。障がいのある方が、家族や親族、福祉サービス事業所の職員、職場の事業主などから虐待を受けている、または見たことがある、心配される場合はご相談ください。また、[P78](#)にある障がい者相談支援センターでも相談を受け付けています。

生活保護

問 生活支援課

TEL 641-1212(内線552) FAX 666-8684

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずにご相談ください。

福祉施設(山形市所管)

施設名	所在地	種別	定数	電話
総合福祉センター	城西町2-2-22	多目的福祉施設	-	645-9234
漆山やすらぎ荘	漆山字月山堂818	老人福祉センター	-	686-5567
大曽根さわやか荘	並柳47	老人福祉センター	-	644-0016
黒沢いこい荘	黒沢字中川原541	老人福祉センター	-	688-9060
鈴川ことぶき荘	下山家町字下宿81-5	老人福祉センター	-	625-3251
福祉文化センター	小白川やすらぎ荘	老人福祉センター	-	642-5181
	希望の家	身障者福祉センター(B型)	-	
まんさくの丘	こまくさ学園	児童発達支援センター	30	688-3531
	恵光園	障がい福祉サービス事業(生活介護)	40	
	蔵王通勤寮	障がい福祉サービス事業(宿泊型自立訓練)	20	

山形市保健所

問 城南町1-1-1 霞城セントラル内 【3階】母子保健課 【4階】保健政策課、健康増進課、生活衛生課

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 【4階】土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【3階】月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日にも閉庁(閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページから「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください)。

駐車場

東口交通センター駐車場または霞城セントラルパーキング(立体)を利用した場合、一部を補助します。駐車券をご提示ください。

霞城セントラル駐輪場をご利用の場合は、駐輪券(水色)をお持ちください。



福祉・保健・医療

山形市保健所で実施する相談業務

	内容	日時	問い合わせ先
医療安全相談	医療に関する問い合わせや相談	随時	保健政策課 616-7262
歯科保健相談	歯の衛生や口腔の相談	要予約	健康増進課 616-7272
アスベストによる相談	アスベスト(石綿)による健康被害に関する相談	要予約	健康増進課 616-7270
健康相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する相談	随時	健康増進課 616-7272
栄養相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する栄養相談	要予約	健康増進課 616-7273
難病相談	難病に関する相談	要予約	健康増進課 616-7272
性感染症、肝炎の相談	エイズなどの性感染症やB型・C型肝炎に関する相談	随時	保健政策課 616-7274
精神保健福祉相談 依存症相談 ひきこもり相談	心の病気や悩み、依存症やひきこもりに関する相談	随時 (精神科医による相談は予約制)	健康増進課 616-7275
食品相談	食品に起因する健康被害発生防止のための相談	随時	生活衛生課 616-7280
子育てはあと相談	乳幼児の子育てに関する相談	要予約	母子保健課 647-2280
女性の健康相談	女性の健康に関する相談	随時	
療養の相談	小児慢性特定疾病児童などの療養に関する相談	随時	
児童療育相談	身体障がい者手帳の交付を受けた児童の療育相談	随時	
幼児発達相談	幼児の成長や発達に関する相談	要予約	

保健事業

成人保健

健康増進課 TEL616-7272 FAX616-7276

健康診査

山形市に住民票がある方が対象です。健診の受け方は、**集団健診(公民館などで実施)**、**個別健診(希望する医療機関で実施)**、**山形市国保ミニドック検診(40～74歳の山形市国民健康保険加入者が対象)**の3つの方法があり、年度内(4月～翌年3月)にいずれか1つしか受けられません。詳しくは、「健診べんり帳」をご覧ください。

対象	健診の種類など	健診の受け方	健診の案内と申し込み方法
40歳～74歳	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診 ● がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象(昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要)】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象(個別健診のみで実施)】 ● 肝炎ウイルス検診 	集団健診 個別健診 山形市国保ミニドック検診(山形市国民健康保険加入者が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診は、各健康保険者の案内に従って受けてください。(山形市国民健康保険加入者へは、山形市が、がん検診と一緒に健診のご案内を送付します) ● がん検診は、山形市が次の方に検診のご案内を送付します(時期は地区の健診の遅くとも1カ月前)。山形市国民健康保険加入者、山形市国民健康保険以外の健康保険加入者で40歳の方、41～74歳の方で過去2年間に市の健診を受けたことがある方。 集団健診 の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください(健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください)。 個別健診 の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。 山形市国保ミニドック の受け方は、国民健康保険課(641-1212(内線356))へお問い合わせください。
75歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査(糖尿病など生活習慣病の早期発見のための健診) ● がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象(昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要)】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象(個別健診のみで実施)】 ● 肝炎ウイルス検診 	集団健診 個別健診	<ul style="list-style-type: none"> ● 75歳以上の方で、過去2年間に市の集団健診(個別健診を除く)を受けたことのある方に健診のご案内を送付します(時期は地区の健診の遅くとも1カ月前)。 集団健診 の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください(健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください)。 個別健診 の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。
16歳～19歳	U-39健診(39歳以下の健診)	集団健診	山形市公式ホームページ・「健診べんり帳」
	U-39健診(39歳以下の健診)	集団健診	
20歳～39歳	子宮頸がん検診※	集団・個別健診	個別は医療機関へ予約
	子宮頸がん検診付きU-39健診	集団健診	山形市公式ホームページ・「健診べんり帳」
20・30・40・50・60・70歳	● 歯周病検診	個別健診(希望の実施歯科医療機関で受診)	6～12月末(医療機関が年内に診療を行う日)まで実施。受診を希望する方へ受診券を発行しますので、事前に健康増進課へ電話または窓口での手続きをお願いします。
40・45・50・55・60歳の女性	● 骨粗しょう症検診	集団健診 ※ 山形検診センター(蔵王成沢)のみ	山形市公式ホームページ・「健診べんり帳」

※年度内偶数歳が対象(奇数歳で昨年度未受診の方は要申請)

健康手帳の交付

医療、健康診査、その他健康保持のために必要な事項を記載するもので、希望する方に交付しています。

健康相談

健康に関することや健診結果などについて、電話や窓口による相談を実施しています。

予防接種

問 乳幼児・児童・生徒などの予防接種 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281
成人・高齢者の予防接種 保健政策課 TEL616-7274 FAX616-7263

予防接種は病気にかからないように、かかっても重くならないようにして、感染症が流行することを防ぐ役割があります。

対象	方法	予防接種の種類	接種時期
妊婦		●RSウイルス 対象は、妊娠28週0日から36週6日の方です。	通年
乳幼児		●B型肝炎 ●ロタ ●小児の肺炎球菌 ●BCG(結核) ●五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) ●水痘 ●麻しん風しん(MR)混合 1期、2期 ●日本脳炎(※1)	通年
児童・生徒		●二種混合(ジフテリア・破傷風) ●日本脳炎(※1) ●HPV(子宮頸がん)予防ワクチン 対象は、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子(標準的な接種年齢は中学1年生)です。	通年
成人	個別接種	●風しん 妊娠を希望する女性などへの風しん抗体検査および予防接種助成事業を行っています。対象の要件がありますので、詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。 接種を希望する方で、対象になる場合は、接種費用の一部を助成します。	通年
高齢者		●インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 ①接種日に65歳以上の方 ②内部障がいの方(※2)	10～翌年3月 (インフルエンザは1月まで)
		●肺炎球菌感染症(※3) ①接種日に65歳の方 ②内部障がいの方(※2)	通年
		●带状疱疹(※3) ①令和8年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ②HIVによる免疫機能の障がいの方(※2)	4～翌年3月

※1 平成17～21年度にかけた積極的な接種勧奨の差し控えにより、接種を受けていない平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方は不足分を接種することができます。

※2 接種日に60～64歳の方のうち、身体障がい者手帳1級相当程度の障がいがある方を指します。要件について、詳しくは保健政策課までお問い合わせください。

※3 肺炎球菌感染症、带状疱疹は過去に接種していない方のみ対象です。

予防接種の種類については、法改正などにより変更されることがありますので、ご了承ください。

感染症対策

問 保健政策課 TEL616-7274 FAX616-7263

- エイズなどの性感染症・肝炎などの検査、相談
- 結核などの接触者健診や医療費公費負担申請

健康づくり

▶ 運動普及推進員養成講座

問 健康増進課 TEL616-7271 FAX616-7276

健康づくりのための身体活動を学び、運動習慣を生活の中に取り入れることを目的に、地域住民などに実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座を行っています。

▶ 食生活改善推進員養成講座

問 健康増進課 TEL616-7273 FAX616-7276

健康づくりのための望ましい食生活を学び、食生活改善を通じて疾病の予防と健康づくりを目的に、地域住民に実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座を行っています。

▶ 受動喫煙防止対策

問 健康増進課 TEL616-7270 FAX616-7276

受動喫煙防止対策に関する相談のほか、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」に基づき、子どもの受動喫煙防止に取り組んでいます。

▶ 健康づくり講座

問 健康増進課 TEL616-7271 FAX616-7276

健康ポイント事業^{スクスク}、生活習慣病予防の各種出前講座などを開催しています。

食育

問 健康増進課 TEL616-7273 FAX616-7276

▶ 食育支援事業

地域や保育園、幼稚園、学校などの要請に応じ、各ライフステージに合った食育講話や調理実習などを支援します。

▶ 食育講座

幼児や学童を対象に、望ましい食習慣が身に付くよう、食育講話や調理実習を市保健所や各地区で行っています。

国民健康栄養調査

問 健康増進課 TEL616-7273 FAX616-7276

健康増進法に基づき国から委託を受け、国民の身体状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために調査を行います。

母子保健

▶ 母子保健相談支援事業

問 こども家庭センター
TEL641-1212(内線367) FAX624-8901
母子保健課
TEL616-7038 FAX647-2281

母子保健コーディネーターが、妊娠中からさまざまな相談に応じます。安心して妊娠生活を過ごし、出産・育児を迎えるために、妊婦さんに電話などで連絡させていただくことがあります。お気軽にご相談ください。

▶ 母子健康手帳の交付

問 こども家庭センター
TEL641-1212(内線367) FAX624-8901
母子保健課
TEL616-7038 FAX647-2281

妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。この手帳には、妊娠中の経過や子どもの成長の記録、予防接種の記録が記入できますので、大切にお使いください。

▶ 妊婦健康診査受診票の交付

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

妊娠中の母子の健康を守るため、委託医療機関で利用できる14回分の受診票を母子健康手帳交付時にお渡しします。多胎妊婦の方へ、14回の助成回数を超えて実施した妊婦健康診査費用の一部を助成します。

また、里帰りなどにより県外の医療機関などで妊婦健康診査を受診した方には、出産後に妊婦健康診査費用の一部を補助します。

▶ 産婦健康診査受診票の交付

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

産後うつへの予防や新生児への虐待予防などを図るため、産後2週間、産後1カ月に実施した産婦健康診査費用の一部を助成します。

委託医療機関で使用できる受診票を母子健康手帳交付時にお渡しします。

また、里帰りなどにより県外の医療機関などで産婦健康診査を受診した方には、産婦健康診査費用の一部を補助します。

▶ 妊婦歯科健康診査受診票の交付

問 母子保健課 TEL616-7038 FAX647-2281

妊娠中に、歯科医院で健診を1回無料で受けられる受診票を、母子健康手帳交付時にお渡しします。

▶ ママパパ教室

問 母子保健課 TEL616-7038 FAX647-2281

赤ちゃんを迎える準備や不安や悩みを解消するために、妊娠中の生活や、出産・育児についての講話や実技演習などを月1・2回実施しています。

▶ 不育症検査費用の助成

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施される検査費用の一部を助成します。

▶ 妊婦支援給付金

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

妊娠届け出時の面談や出産後の赤ちゃん訪問などを受け、手続きを行った後に、給付金を支給します。面談・訪問などを受けた方へ、申請書などを個別に配布します。

▶ 未熟児養育医療費の助成

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

未熟児(出生時の体重が2000g以下など)で指定養育医療機関での入院養育が必要とされるお子さんの医療費の自己負担分の一部を助成します。

▶ 産後ケア事業

問 母子保健課 TEL616-7038 FAX647-2281

産後の支援を必要とする方を対象に、ショートステイ、デイケア、乳房ケア、ママサポーター(家事育児支援)などのサービスにより、安心して子育てができるようにサポートします。

▶ こんにちは赤ちゃん訪問

問 母子保健課 TEL616-7038 FAX647-2281

生後4カ月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が家庭訪問し、子育て情報をお届けします。

▶ 育児支援家庭訪問

問 母子保健課 TEL616-7038 FAX647-2281

妊娠期から乳児のいるご家庭に、保健師や助産師が家庭訪問し、産後の体調や育児に関する相談に応じます。

▶ 乳幼児家庭訪問・電話相談

問 母子保健課 TEL647-2280 FAX647-2281

乳幼児健診の結果などから、乳幼児の発達や発育や育児についての相談・アドバイスを行うため、保健師が家庭訪問や電話相談を行います。

▶ 乳幼児健康診査

問 母子保健課 TEL616-7039 FAX647-2281

お子さんの成長過程における身体発育、精神、運動機能の発達状況を確認し、お子さんが健康に育つための病気の予防、育児や食事などの心配事に対するアドバイスなどを行っています。

1カ月児・4カ月児・9カ月児健康診査は、委託医療機関で実施していますので、個人で予約をして受診してください。

1歳6カ月児・3歳児(3歳9カ月児)・5歳児健康診査の日程はご案内を送付します。

なお、1カ月児健康診査を里帰りなどにより委託医療機関以外で受診した場合には受診後に1カ月児健康診査費用の一部を補助します。

▶ 子育てはあと相談

問 母子保健課 TEL616-7039 FAX647-2281

子育て中の悩みや不安、ストレスなどを相談できます(予約制)。

▶ 幼児発達相談

問 母子保健課 TEL647-2280 FAX647-2281

お子さんの成長や発達について気になることを相談できます(予約制)。

▶ 小児慢性特定疾病医療費の助成

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

小児慢性特定疾病にかかっている児童などに、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病にかかる医療費の自己負担の一部を助成します。

▶ 不妊治療(先進医療)費の助成

問 母子保健課 TEL616-7037 FAX647-2281

医療保険適用治療と併用して行った先進医療による不妊治療に要する費用の自己負担の一部を助成します。

▶ 新生児聴覚検査補助券の交付

問 母子保健課 TEL616-7039 FAX647-2281

出産した医療機関で、入院中または外来で受ける初回の新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。委託医療機関で使用できる補助券を母子健康手帳交付時にお渡しします。

また、里帰りなどにより委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けた場合には、検査後に新生児聴覚検査費用の一部を補助します。

▶ はじめての離乳食教室

問 健康増進課 TEL616-7273 FAX616-7276

乳児の健やかな発育を支援するために、離乳食の進め方の講話や相談などを月1回行っています。

☀️ 献血にご協力を

問 保健政策課 TEL616-7262 FAX616-7263
 献血ルームSAKURAMBO ☎0120-107-093(献血申し込み専用)

あなたの温かい心が、かけがえのない生命を救います。病気の治療や手術などで輸血や血漿分画製剤(けっしょう)を必要としている方のために、献血へのご協力をお願いします。

☀️ 会議室などの貸し出し(有料)

問 保健政策課 TEL616-7260 FAX616-7263

市保健所内の大会議室などは、使用日の3週間前までに申請することで一般の方も使用できます(有料)。使用料などについて詳しくは、お問い合わせください。

福祉・保健・医療

山形市動物愛護センター

問 TEL681-1210 FAX681-1211
船町1030-1

開館時間 午前9時～午後5時

閉館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

こんなときは動物愛護センターへご連絡ください

- 飼い犬・猫が行方不明になったとき
センターに収容された犬や猫の情報は、山形市内のコミュニティセンターや公民館などで公示されます。また山形警察署でも一時的に預かることがあります。
- 放たれている犬を見かけたとき、または保護したとき
- 飼い犬が人をかんでしまったとき
咬傷事故が発生した場合、飼い主には犬の「事故届出書」を提出する義務があります。
- センターから犬や猫の譲り受けを希望するとき
- 犬や猫による糞尿などの被害でお困りのとき
- 猫の多頭飼育に関する悩みや困りごとがあるとき

狂犬病予防

生後91日以上の子犬を飼い始めたときは、犬の登録が必要です。また、毎年1回、狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬が死亡したとき、犬の飼い主や所在地が変更になったときにも、届け出が必要です。

動物取扱業の登録または届け出

動物取扱業を営もうとする方は、事前に登録または届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

猫の不妊・去勢手術費補助

適正に飼育されていない猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、周囲に対する迷惑の防止や生活環境の保全を図るとともに、市民の動物愛護に対する精神の高揚を図るため、猫の不妊・去勢手術に要する費用を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

市立病院済生館

問 TEL625-5555(代) FAX642-5080
所在地:七日町1-3-26

済生館は、地域医療支援病院として、地域のかかりつけ医と連携し質の高い医療を提供します。

診療科目(外来)

消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、小児科、外科、内視鏡外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、脳神経内科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線科、形成外科、歯科・歯科口腔外科

外来診療日 月～金曜日(休診日:土・日曜日、祝日、年末年始)

※整形外科のみ、水曜日も休診です。

受付時間 午前8時30分～11時30分

診療時間 午前8時30分～午後5時

※午後は専門予約外来、紹介患者、緊急を要する患者の方に限らせていただきます。

※救急は、診療時間外でも受け付けします(地下1階救急室)。

初診時の選定療養費

200床以上の地域医療支援病院のため、初診時に他の医療機関の紹介状がない場合は、選定療養費をご負担いただきます。

外来受診案内

▶ 初来院(済生館の受診が初めての方)

診療申込書を記入し、マイナンバーカード(マイナ保険証)または資格確認書、医療証などと一緒に初来院窓口(1階1番窓口)へ提出してください。労災・交通事故などで受診する方は申し出てください。

診察券

1患者1番号制で、全ての診療科共通です。ずっと使用しますので大切に保管し、来院の際には必ずご持参ください。

※受付、会計、採血室など院内各所で利用します。

▶ 初診(再診でない方)および複数の科を受診する方

▶ 診察券、マイナンバーカード(マイナ保険証)または資格確認書、医療証などを初診・再診窓口(1階1番窓口)へ提出し、受診科を申し出てください。

▶ 複数の科を受診する方は、1日2科までとさせていただきますので、ご了承ください。

▶ 再診(同じ科に同じ病気で2回目以降受診する方)

- 予約なし 初診・再診窓口(1階1番窓口)で診察をお申し込みください。
- 予約あり 診察申し込みの手続きは不要です。直接ブロック受け付けに診察券をお出してください。

外来再診予約の変更は電話でできます

予約センター TEL 634-7107

月～金曜日 午前9時～午後5時

※検査の予約変更は、各診療科へ

(TEL 625-5555 午後2時～)

▶ 紹介状をお持ちの方

地域医療連携室(1階3番窓口隣)へお越しください。

人間ドック・脳ドックのご案内

人間ドック・脳ドックは予約制です。電話でお申し込みください。

※都合によりドックを休止する場合がありますので、電話でご確認ください。

電話番号 634-7105

受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

▶ 人間ドック

- 1日コース(日帰りコース)午前8時30分～正午ごろ
- 2日コース(1泊2日コース)午前9時15分～翌日正午ごろ

▶ 脳ドック

- 1日コース(日帰りコース)午前8時30分～正午ごろ
- ※頭部MRI検査や頭部MRA検査を主体としたコースで、総合病院としての機能を生かし、診察各科の専門医が検査を行います。

～ご注意～

MRI検査は、強力な磁石の検査ですので、ペースメーカー・心臓弁置換のある方は受けられません。また、人工関節の手術を受けた方、脳動脈瘤^{りゅう}の手術を受けた方、その他身体に金属(人工関節、クリップ、ワイヤー、インプラントなど)の入っている方は受けられないことがあります。事前に治療を受けた医療機関へお問い合わせください。

※外来受診案内および人間ドック・脳ドックの空き状況などは、済生館ホームページをご覧ください。



入院患者の面会

患者さんの病状などにより面会をお断りすることがあります。また、感染防止対策として面会時間を制限する場合もございます。ご了承ください。

休日・夜間診療所

▶ 山形市医師会 山形市休日夜間診療所

TEL 635-9955

- 休日の急患(日曜日、祝日、12月31日～1月3日)

診療科目 内科・外科・小児科

診察時間 午前9時～11時45分

午後1時30分～5時

医師2人(内科・外科1人、小児科1人)

- 夜間の急患(毎日診察)

診療科目 内科・小児科

診察時間 (内科)午後7時～11時

(小児科)午後7時30分～10時30分

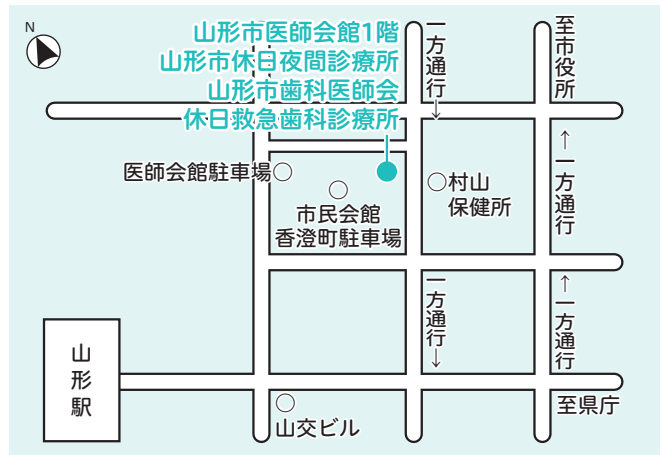
医師2人(内科1人、小児科1人)

▶ 山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所

TEL 629-9988

診察日時 日曜日、祝日、12月31日～1月3日

診察時間 午前10時～正午、午後1時30分～4時(受付時間:午前10時～11時45分、午後1時30分～3時30分)





ごみ・リサイクル・環境

ごみの収集

問 循環型社会推進課

TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

家庭ごみの出し方

収集日当日の午前6～8時に、町内会などで決められた集積所に指定の袋などを出してください。

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

分別方法の確認は、「山形市ごみ分別アプリ」をご活用ください。

アプリダウンロードはこちらから▶



分別区分	代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋など		
もやせるごみ	ちゅうがい 厨芥類 (生ごみ類)	野菜・魚・肉などの調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	週2回	山形市の指定有料袋 (赤色文字)	袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る	
	紙くず類	ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙、再生に不適な紙類				水切りは十分に ※生ごみは肥料として土に戻しましょう。
	木くず類	木片、草花、小さな木製箱・木工製品など				金属類は取り外す
	布くず類	汚れて再生に不適な衣類や布類、ぬいぐるみ、羽毛布団、シーツ、座布団など				土砂は取り除く
	食品容器 プラスチック類	食品を包装していた、または、付着したラップ・パック・トレイ、調味料などが入っていたプラスチック容器(洗剤容器は除く)				金属類、ボタンは取り外す
ゴム製品・革製品類	長靴、革靴、スニーカー、ホース(1m未満に切る)、かばん(金属なし)	ソース・食用油・ドレッシング・マヨネーズ・ケチャップなどの容器はもやせるごみです。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類へ ※店頭回収にご協力ください。	週1回	山形市の指定有料袋 (青色文字)	袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る	
雑貨品 小型廃家電類	日用品、小型の廃家電・家具類、傘、やかん、鍋、ポット、ガスレンジ、アイロン、ラジオ、炊飯器、掃除機、時計、玩具、三輪車、乳母車、石油ストーブ(反射式・芯出し式に限る)などの小型の複合素材の物、空き缶以外の金属類、金属のふた	金属がないものに限る 金属を取ることができないものは、無理に外さず雑貨品・小型廃家電類へ				

〈以下は広告スペースです〉

引っ越しや片付けなどで
不要になった
ゴミの処分に
困って
いませんか？

- ✔ お見積もりは**無料!**
- ✔ タンスや食器棚など **重い不要品も運びます!**
- ✔ **不要品1点でもOK!**
- ✔ **任せて安心の許可業者!**
- ✔ **学割・ネット割あり!**

ゴミ屋敷の片付け

お一人で悩まずにぜひ
ご相談ください。
私たちが迅速丁寧に
お片付けいたします。



遺品整理

専門業者として適切に
運搬・処理します。

故人様の大切な遺品
を心を込めて丁寧に
お片付けいたします。



有限会社 べにばな清掃社

☎023-688-4970

月～金 8:00～17:00
土 8:00～12:00

〒990-2313
山形市松原字下川原341-29
fax.023-688-3850

べにばな清掃社 検索

https://www.benibana-seisou.co.jp

HPIはこちら



分別区分	代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋など
プラスチック類	金属などを含まないプラスチックだけの製品類(洗剤・化粧品)の容器類、コップ、バケツ、ビニールカバーなどの日用雑貨類、発泡スチロール製品など(梱包資材、スーパーの袋)、ビデオ・カセットテープ	金属のふたなどは取り外す 外したふたは雑貨品・小型廃家電類へ ビデオ・カセットテープ合わせて1袋あたり3本まで	週1回	山形市の指定有料袋(黄色文字) 袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る
ビン・カン(資源物)	ビン	ジュース瓶、洋酒瓶、ドリンク瓶、化粧容器などの空き瓶など	週1回	透明袋(指定の袋はありません)
	カン	ジュース缶、菓子缶、缶詰(中身の無いもの)、などの金属缶類		
ペットボトル	清涼飲料類、しょうゆ、酒類(日本酒・洋酒・焼酎・みりん)でペットボトルマークがあるもの 	キャップとラベルを取り外し、中を軽く水洗いする キャップとラベルはプラスチック類へ 色付き(乳白色・緑色など)はもやせるごみへ	週1回	透明袋(指定の袋はありません)
古紙類	新聞(折り込みチラシ含む)、雑誌、段ボール、雑がみ(菓子箱、包装紙、トイレットペーパーの芯など)、紙パック	資源回収にご協力ください	週1回	品目ごとに紙ひもで縛り出す。雑がみは、まとめて紙ひもで縛るか、紙袋に入れる
水銀含有ごみ	電池類(充電機・充電機が取り外せない製品を含む)、蛍光管、水銀体温計、鏡	それぞれ品目ごとに、透明袋に入れる		透明袋(指定の袋はありません)
埋め立てごみ	陶磁器類、植木鉢、ガラスくずなど	危険なガラスなどの破片は新聞紙などで包んで、中身が分かるように記入する	月1回	山形市の指定有料袋(茶色文字) 袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼る
布団類	布団(羽毛以外)、ござ、すだれ類	ひもなどで結んで出す		1品につき1枚共通収集シールを貼る
使用済みスプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ	中身を使いきってから穴を開けずにスプレー缶、カセットボンベだけを袋に入れる		透明袋

※店舗や事業所などの事業系ごみは、町内会などが設置している集積所には出せません。

山形市LINE公式アカウントでごみ収集日のリマインド配信を行っています。もやせるごみやプラスチック類、月1回の埋め立てごみなどの収集日を前日の夕方に通知してくれるため、ごみの出し忘れやごみ収集曜日の間違いを減らすことができます。メニューの「受信設定」でお住まいの地区と通知してほしいごみの種類を登録後、ご利用できます。

〈以下は広告スペースです〉

地球環境の未来を創造する

あやめサービス株式会社

廃油および食品廃棄物の収集運搬・リサイクル事業

**天ぷら油
回収します!**

➔





山形市高木25-2
TEL023-666-7033 FAX023-645-7045
e-mail ayame-s.v@outlook.jp





粗大ごみの出し方

分別区分	代表的な品目
粗大ごみ	電子レンジ、ファンヒーター(燃料を抜いて出す)、スプリングベッドマットなど
指定品目 (大きさを問わず指定されたもの)	
1辺の長さが1m以上1.8m未満で、重量が80kg以下のもの	たんす、テーブル、机、本棚、食器棚、ベッド枠、脚立、鏡台、畳、カーペット、じゅうたん、自転車、ソファなど

▶ 収集の申し込みについて

問 循環型社会推進課 TEL641-1212(内線694) FAX624-9928

電話受け付け	オンライン受け付け
<ol style="list-style-type: none"> 電話で粗大ごみ収集受付センターへお申し込みください(収集1回あたり3点まで)。申込時に収集日が指定されます。 品目ごとに定められた料金分の粗大ごみ用証紙(1枚500円)を市内のスーパー・ホームセンターなどの取扱店で購入してください。 粗大ごみ用証紙に受け付け番号を記入の上、粗大ごみに貼り、指定された日の午前8時までに自宅敷地内道路際に出してください。 	<ol style="list-style-type: none"> 専用サイトへアクセスし、申込者情報の入力、品目(収集1回あたり3点まで)、排出日および支払方法の選択をしてください。 【キャッシュレス決済での手数料の支払い】 必要事項を入力し、キャッシュレス決済を行ってください。 受け付け番号を記入した紙をガムテープなどで粗大ごみに貼り指定された日の午前8時までに自宅敷地内道路際に出してください。 【粗大ごみ用証紙での手数料の支払い】 品目ごとに定められた料金分の粗大ごみ用証紙(1枚500円)を市内のスーパー・ホームセンターなどの取扱店で購入してください。 粗大ごみ用証紙に受け付け番号を記入の上、粗大ごみに貼り、指定された日の午前8時までに自宅敷地内道路際に出してください。

申込先 粗大ごみ収集受付センター(TEL686-5565)

受付時間 月～金曜日(祝日を含む)
午前9時～午後4時



集積所に出せないごみ

問 循環型社会推進課 TEL641-1212(内線694) FAX624-9928

▶ 市で処理できないごみ

区分	品目例	処理の方法
危険性があるもの	農薬、薬品、バッテリー、その他の有害物など	バッテリー、タイヤ、自動車の部品、消火器、ガスボンベなどは、販売店や専門業者に処理を依頼してください。
引火性があるもの	ガスボンベ、大型燃料貯蓄タンク、燃料、火薬、廃油など	
感染性の恐れがあるもの	注射針など鋭利なもの	治療に使用した物は、医療機関などへ返却してください
その他	タイヤ、ピアノ、消火器、浴槽、風呂釜、農業用の資材・機械、バイク(原付含む)など	

▶ 家電リサイクル法の対象品目の処理

不要になったテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は、リサイクル料金(郵便局でリサイクル券の購入)を支払い、「指定引取場所」に直接搬入するか、リサイクル料金と運搬料金を負担して、小売店や電機商業組合(循環型社会推進課で受け付け)へ依頼してください。

● 指定引取場所 日本通運(株)
(TEL686-4385)

所在地 大字十文字字天神東777

▶ 家庭系パソコンの処理

不要になった家庭系パソコンは、①山形市「小型家電リサイクル事業」を利用する方法、②メーカーで回収する方法の2つの排出方法があります。

①については、利用方法・対象品目を山形市公式ホームページでご覧いただくか、お問い合わせください。
②について詳しくは、各メーカーなどまたは「パソコン3R推進協会」(TEL03-5282-7685)へお問い合わせください。

▶ 火災ごみなど

火災ごみなどの処理は、ご相談ください。

▶ 市で収集しないごみ

区分	品目例	処理の方法
事業活動で発生するごみ	店舗・事業所からの一般廃棄物	自分で処理施設に運ぶか、専門の収集運搬業者に依頼して処理施設へ
家庭から一時的に大量に出たごみ	引っ越し、大掃除	
建築廃材などのごみ	家屋の解体	市では処理できませんので専門業者に依頼してください

自分で運搬する場合の処理施設など 問 循環型社会推進課 TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

次の処理施設に自分で搬入して処分することができます。ただし、分別してからお持ち込みください。

施設名	電話番号	ごみの種類	処理手数料	搬入時間
エネルギー回収施設(立谷川)	686-6025	もやせるごみ、プラスチック類、布団類、可燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	月～金曜日 (祝日を含む) 午前9時～午後4時
		犬、猫などの死体	1体3,000円	
エネルギー回収施設(川口)	672-2711	もやせるごみ、プラスチック類、布団類、可燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	
		犬、猫などの死体	1体3,000円	
立谷川リサイクルセンター	687-2040	ビン・カン、ペットボトル、雑貨品・小型廃家電類、不燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	土曜日(祝日を含む) 午前9時～正午
		水銀含有ごみ	1kgまでごと250円	
		埋め立てごみ	有料指定袋に入れたものまたは共通収集シールが貼ってあるもののみ	
上野最終処分場	688-5727	埋め立てごみ	20kgまでごと200円	月～金曜日 (祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時

ごみ集積所を新設・変更・廃止するとき

問 循環型社会推進課
TEL 641-1212(内線694) FAX 624-9928

ごみ集積所は、「山形市ごみ集積所の設置および維持管理に関する要綱」に基づいて、町内会などで設置していただくことになっています。新設・変更・廃止するときは、町内会長名で、循環型社会推進課へ位置図などを添えて申請してください。

共同住宅の集積所は各住宅での管理となり、申請は所有者名などになります。

不法投棄に関するご相談は

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

「不法投棄などのない山形市を目指す条例」により、市民・事業者・行政が一体となって不法投棄防止に取り組んでいます。不法投棄などに関する情報提供やご相談窓口は、「山形市不法投棄110番」で対応しています。

山形市不法投棄110番 TEL 629-0802

ごみ減量にご協力ください

問 循環型社会推進課
TEL 641-1212(内線698) FAX 624-9928

▶ ごみ減量のポイントは3R

まだ使えそうなものを捨ててしまうとき、もったいないと感じることはありませんか。ごみとなるものを買わない、家に持ち込まないなどごみを出さない工夫をしましょう。



ステップ1 Reduce(リデュース=発生抑制)
『ごみを減らす』

- ▶ 買い物にはマイバッグを持参しましょう
- ▶ 過剰包装を断りましょう
- ▶ 適量購入・調理などエコクッキングを心掛けましょう

ステップ2 Reuse(リユース=再利用)
『繰り返し使う』

- ▶ 詰め替え商品を利用しましょう
- ▶ 物を修理しながら大切に長く使きましょう
- ▶ フリマアプリやリサイクルショップを利用しましょう

ステップ3 Recycle(リサイクル=再生利用)
『資源として再利用する』

▶ 古紙類・衣類などのリサイクルに協力しよう

▶ 町内会や子ども会、学校PTAなど各種団体が行った資源回収の回収量や実施回数に応じた奨励費交付制度を設け、市民主体のごみ減量運動を推進しています。

● 回収品目

新聞…折り込みチラシも一緒にOK
雑誌…付録のCD・DVDなど紙以外のものは除いて
雑誌がみ…紙袋に入れるか、まとめて紙ひもで縛って
段ボール…つぶして折り畳んで
紙パック…軽くすすいで切り開き、乾かして
衣類…ファスナーなどは取らずに、袋に入れて
一升瓶(透き通る茶・緑)、ビール瓶(大瓶)
…ふたは取り外し、軽くすすいで
アルミ缶、スチール缶
…軽くすすいで、それぞれ分別し、袋に入れて
使用済小型家電…濡れないように、袋に入れて

※回収品目・実施日は団体によって異なりますので、お住まいの地域の町内会や子ども会などの実施団体へお問い合わせください。

▶ 資源回収が行われていない場合や資源回収まで待てない場合、古紙類は週1回の収集曜日に、ペットボトルを出す集積所に出すことができます。

▶ 古紙類や布類を分別して資源物引取事業所へ持っていくと、無料で引き取ってもらえて、リサイクルされます。

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

▶ 生ごみ処理機の購入補助を利用しよう

生ごみの減量とリサイクルを図るため、生ごみ処理機の購入に対し、補助しています。

生ごみ処理機を購入する前に申し込みが必要です。

補助金額 購入価格の2分の1、または下記の限度額のいずれか低い額(100円未満は切り捨て)

- 電気式生ごみ処理機…………… 上限30,000円
- コンポスト容器…………… 上限 3,000円
- EMボカシ容器(2個1組)…………… 上限 3,000円

▶ 生ごみやさいクル制度を利用しよう

電気式(乾燥式)生ごみ処理機でできた生成物(乾燥生ごみ)を、野菜などと交換する制度です。集められた乾燥生ごみは、NPO法人が運営する農場で堆肥化され、野菜作りに利用されます。

交換レート 乾燥生ごみ1kgに対して1ポイント。5ポイントで500円相当の野菜などと交換できます。

交換場所 JAやまがたおいしさ直売所(南館、落合、紅の蔵)、おおさとひろびろ直売所、NPO法人みちのく屋台こんにやく道場(事務所・末広町)、市役所10階循環型社会推進課(引き取りのみ)

▶ 店頭回収を利用しよう

食品用発泡トレイ、食品用透明容器、紙パックなどは、スーパーの店頭回収をご利用ください。

▶ 市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」会員募集

市民・事業者・行政が協力して、ごみ減量と資源の再利用を推進しています。入会希望の方は事務局(循環型社会推進課内)へ。ごみ減量・もったいないねット山形のホームページからも申し込みができます。入会金、年会費はありません。



〈以下は広告スペースです〉

地球にやさしい環境づくりを目指す

有限会社 岡崎清掃社

家庭内ごみ、粗大ごみ、引っ越しごみ、事業系、医療系ごみなんでもご相談ください。

・一般廃棄物収集運搬業務 ・食品残渣リサイクル業務 ・産業廃棄物収集運搬業務
・一般、産業廃棄物処理業務 ・堆肥製造、販売業務 ・感染性廃棄物収集運搬業務

TEL 023-643-9063

〒990-2483 山形市上町3丁目8番62号 有限会社 岡崎清掃社

し尿・浄化槽

し尿

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

▶ し尿収集の申込先

山形清掃衛生協同組合 (TEL 643-7577)

▶ 処理手数料

180ℓまで2,300円、180ℓを超える分18ℓにつき230円が加算されます。

▶ 支払い方法

収集の際に、処理手数料に相当する「し尿証紙」にてお支払いください。し尿証紙は山形清掃衛生協同組合で購入できます。

浄化槽

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212(内線687) FAX 624-9928

▶ 浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽を設置した場合、使用開始後3～8カ月の間に1回(7条検査)、その後毎年1回(11条検査)、県の指定検査機関による検査を受けなければなりません。

▶ 検査の申し込みと実施機関

一般財団法人山形県理化学分析センター
(TEL 645-5306)

● 検査手数料と検査結果

検査を実施したとき、7条検査は10,000円(20人槽以下)、11条検査は6,000円(20人槽以下)の手数料が必要です。

▶ 浄化槽の維持管理は専門業者に委託しましょう

法定検査のほか、定期的な保守点検・清掃の実施が浄化槽管理者の義務です。適正な維持管理が行われないと、悪臭や公害の原因になりますので、山形市の登録を受けた業者と維持管理契約をしてください。

業者一覧は、山形市公式ホームページをご覧ください。料金は各業者へお問い合わせください。

▶ 浄化槽を設置するときは事前協議が必要です

設置を検討する際はご相談ください。

- 住宅などの新築または増築による浄化槽の設置
- くみ取り便所から浄化槽への変更
- 既存浄化槽の入れ替えなど

▶ 合併処理浄化槽設置費用に対する補助制度

補助対象地域内で合併処理浄化槽を設置する場合、要件により補助金が交付される制度がありますので、工事着工前にご相談ください。

● 補助対象地域

下水道事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水処理区域を除く区域

▶ その他にも、補助の要件がありますので、お問い合わせください。

環境

問 環境課
TEL 641-1212(内線679) FAX 624-9928

良好な環境のために

▶ 公害苦情処理

工場、事業所などから騒音・振動・水質汚濁・大気汚染・悪臭などの公害が発生し、当事者間で解決できない場合、苦情を受け付け、問題の解決を図っています。ご相談ください。

▶ 地下水採取の届け出

動力を使用して地下水を採取する場合、揚水機吐出口の断面積が6cm²を超える井戸は、工事着手の30日前までに届け出が必要です。

▶ 雨水浸透施設の設置

対象地域(奥羽本線より東側の馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部から扇中央部までの区域)内で、建築面積が30m²以上の建物を新築・増改築する場合や、アスファルトなどの雨水が浸透しない材質で舗装する駐車場などで150m²を超える場合は、雨水浸透施設の設置をお願いします。

▶ 太陽光発電設備導入補助制度

市内の住宅や事業所に太陽光発電設備および蓄電池などを設置する場合に設置費用の一部を補助しています。補助要件や補助額など詳しくは、お問い合わせください。

山形市ではポイ捨てを条例で禁止しています

美しいまちづくりを行うために、公共の場でのごみのポイ捨てや、連れているペットのふんの放置を禁止しているほか、中心商店街、市役所、文翔館および山形駅前の歩道を「路上禁煙マナーストリート」として、路上・歩行喫煙の自粛を呼び掛けています。美観の保全、喫煙マナーの向上にご協力をお願いします。

上下水道



上下水道部
ホームページ

水道の各種手続きも！

オンライン申請を活用しよう

山形市上下水道部ホームページ

上下水道の開始・中止手続きのほか、各種書類のダウンロードもできます。

- 上下水道の開始・中止の手続き
- 各種申請書類のダウンロード
- 水道指定給水装置工事事業者・指定下水道工事店一覧 など



山形市電子申請サービス

市のホームページ内にある手続きサービスで、スマートフォンやパソコンから各種手続きができます。水道関連の手続きの一部で利用できます。

- 水道使用開始・中止の手続き など



水道・下水道の手続き

問 上下水道部各課
TEL代表 645-1177

引っ越しなどに伴う使用中止・開始、使用者変更の手続き

使用している水道の種類	手続き方法・問い合わせ先
山形市の水道をお使いの場合	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまセンターの窓口(2番窓口)、または電話(内線111) ● 上下水道部ホームページまたは山形市電子申請サービス ※使用中止・開始申請のみ
村木沢・大曽根地区など 最上川中部水道企業団の水道をお使いの場合	下水道に関する手続き <ul style="list-style-type: none"> ● お客さまセンターの窓口(2番窓口)、または電話(内線111) 水道に関する手続き(水道料金の請求・口座振替手続きを除く) <ul style="list-style-type: none"> ● 最上川中部水道企業団(東村山郡中山町大字長崎4848)の窓口、または電話(023-662-2163)
井戸水・温泉水など、水道以外の水をお使いの場合	<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまセンターの窓口(2番窓口)、または電話(内線111)
建物を解体してさら地になったなど、水道は使用しても下水道に流さなくなる場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 「下水道使用中止届」をお客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)へご提出ください。

給水装置の所有者名義変更の手続き

お客さまセンターの窓口(2番窓口)(内線111)でお手続きください。

給水装置の設備廃止の手続き

給排水相談申請の窓口(3番窓口)(内線143)でお手続きください。

水道・下水道に関する各種相談

相談内容	問い合わせ先
水道や井戸水などのメーター検針や使用水量に関すること	お客さまセンター(内線125)
水道料金・下水道使用料のお支払いに関すること	お客さまセンター(内線121)
給水装置・排水設備の工事、修繕に関すること	給排水センター(3番窓口)(内線143)
敷地内の水漏れ、下水道の詰まりに関すること	給排水センター(3番窓口)(内線145)
道路上の水漏れに関すること	水道管路維持課(内線151)

水道の「もしも」のときは

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)
TEL 645-1177(内線145) FAX 645-1927

水が止まらない・水が出ない・水の出が悪いとき

発生している場所	問い合わせ先	
自宅だけ	アパート・借家の場合	大家さんか建物の管理者(不動産会社など)へ連絡
	自宅・持家の場合	指定工事業者へ連絡 ※上下水道部HPまたは右記QRコードからご確認ください。
付近一帯	給排水センターへ連絡 645-1177(内線145)	



「水が出ない」「水の出が悪い」ときは、
指定工事業者に連絡する前に確認してみてください。

チェックポイント

- メーターバルブが閉まっていませんか?
- 水抜き栓が閉まっているか半開きになっていませんか?

メーターバルブと水抜き栓はハンドルを回して「全開」にしてお使いください。確認しても異常が直らない場合は、「指定工事業者」へ連絡してください。



▲水道メーターのバルブの開け方動画はこちら

- 1 メーターボックス
- 2 水抜き栓(屋外操作型)
- 3 水抜き栓(電動型)



メーターバルブ

水道が凍結したとき

水道が凍結した時は給水管や蛇口にタオルを巻きつけ、その上から少しずつ熱めのお湯をかけて溶かしてください。

直接熱湯を掛けると、ひび割れや破裂の恐れがありますので、ご注意ください。



給水管が破裂した場合は、水道メーターボックス内にあるバルブを閉めて水を止めるか、破裂した箇所を布やテープで巻きつけるなどの処置をしてから、指定工事業者に修繕を依頼してください。



水質に異変があるとき

給排水センター**645-1177(内線145)**へご相談ください。

〈以下は広告スペースです〉

総合建設業

山形市上下水道工事指定店
勝村建設株式会社

従業員募集中 お気軽にお電話下さい。

山形市大字鮎洗457-1
TEL 023-681-4567
FAX 023-681-4568

大切な資源 **水** 守って未来へ

空調、冷暖房、衛生、
給排水、ガス、工事設計施工

大栄設備工業(株)

山形市城西町1丁目1番9号
TEL (023) 644-3135
FAX (023) 644-3133
E-mail: y-daieisetubi@nyc.odn.ne.jp

住まいからまちづくりまで
皆さまの豊かなくらしを支えます

共立株式会社

〒990-2338
山形市蔵王松ヶ丘1-1-12 \HPはこちら/
TEL (023) 689-1200
FAX (023) 688-3838

水道の日頃の管理について

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)
TEL 645-1177(内線145) FAX 645-1927

▶ 宅地内の水道は所有者の財産です

ご家庭の給水装置には、止水栓、水道メーター、水抜栓、蛇口などが取り付けられています。給水装置が故障した場合、修繕費用は自己負担となります。

▶ 簡単にできる漏水チェック

ご家庭内の蛇口を全て閉めて、水道メーターを確認してください。パイロット(丸くて銀色に光るもの)が回るようであれば、どこかで漏水しています。すぐに「指定工事業者」へ連絡してください。



- 漏水か判断できない場合は、給排水センターへご連絡ください。無料で給水装置の調査にお伺いします。
- ▶ 漏水した分の水量にも水道料金がかかります。時々点検するようにしましょう。
- 鉛製給水管布設替工事に対する助成制度を設けています。詳しくは、指定工事業者または水道管路維持課(内線155)へお問い合わせください。

▶ 朝一番やしばらく水道を使っていなかったときの水は、長い時間給水管の中にとどまっていた水のため、バケツ1~2杯分を雑用水などの飲用水以外の水として使い、その後の水を飲むとおいしく飲めます。

「指定工事業者」(山形市水道指定給水装置工事業者) 上下水道部ホームページから、指定工事業者の一覧をダウンロードできます。指定工事業者が分からない場合は、給排水センターへお問い合わせください。

水の備えを心掛けましょう

問 上下水道部総務課
TEL 645-1177(内線223) FAX 645-1922

災害時に命をつなぐためにも、ご家庭で水の備えをお願いします。

~水道3つの備え~

飲料水の備蓄

災害時、必要な水の量は、1人1日当たり3ℓといわれています。

ミルクや薬の飲用など最低限必要な水を備えておきましょう。

風呂水のため置き

お風呂の水は、入る直前までためて置きましょう。トイレの流し水や掃除、洗濯などの生活用水として活用できます。

容器の備え

給水を受ける際の容器を備えておきましょう。容量10ℓ程度の徒歩でも無理なく運べる容器や、リュックに入れて持ち運べるサイズのペットボトルもおすすです。

震度5弱以上の地震が発生した場合、市内28カ所の公園や学校などに拠点給水所を開設し水をお配りします。給水を受ける際は、容器をお持ちください。

開設場所

- 第二公園 ● 薬師公園 ● 霞城公民館 ● 第九小
- 鈴川小 ● 千歳小 ● 金井小 ● 大郷小 ● 明治小
- 出羽小 ● 楯山小 ● 高瀬小 ● 山寺小・山寺中
- 東沢小 ● 滝山小 ● 桜田小 ● 南沼原小
- 宮浦小 ● 蔵王第二小 ● 蔵王第三小・蔵王第二中
- 南山形小 ● みはらしの丘小 ● 本沢小
- 西山形小 ● 大曾根小 ● 第二中 ● 第八中
- 商業高校



Googleマップで拠点給水所までの案内ができます▶



下水道を正しく使いましょう

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)
TEL 645-1177(内線145) FAX 645-1927

下水道を正しく使わないと、家庭の器具や管の詰まりを引き起こすだけでなく、さまざまなトラブルの原因になります。一人一人が注意して下水道を使いましょう。また、山形市は汚水と雨水を別々に流す方式です。雨水は下水道には流せません。

- ▶ 野菜くず、残飯などの生ごみや天ぷら油は流さないでください
- ▶ トイレには水に溶けない紙などを流さないでください
- ▶ 灯油、ガソリン、シンナーなどの危険物は流さないでください
- ▶ マンホールや汚水^{ます}柵にごみや雪を捨てないでください

下水道の「もしも」のときは…

問 上下水道部給排水センター(3番窓口)
TEL 645-1177(内線145) FAX 645-1927

排水が詰まった、排水口から悪臭が出るなどのときは、汚水柵の中を確認し、その原因が公共汚水柵より下流(道路側)の場合は「上下水道部」へ、公共汚水柵より上流(宅地内側)の場合は「山形市指定下水道工事店」へ連絡してください。指定下水道工事店で修理などを行った際の費用は自己負担になります(管理範囲については、P98の図をご覧ください)。

※山形市指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

水道料金・下水道使用料のお支払い

問 上下水道部お客さまセンター
TEL 645-1177(内線121) FAX 645-1927

メーターの検針と料金請求は、2カ月ごとに行っています。

水道料金・下水道使用料は、上下水道部からお送りする納入通知書により、金融機関、上下水道部お客さまセンター窓口、コンビニエンスストアまたはスマホ収納でお支払いいただくか、口座振替やクレジットカードでお支払いください。クレジットカード払い以外は、ご希望により毎月の請求・お支払いに変更することができます。

▶ 料金・使用料のお支払いは便利な口座振替で

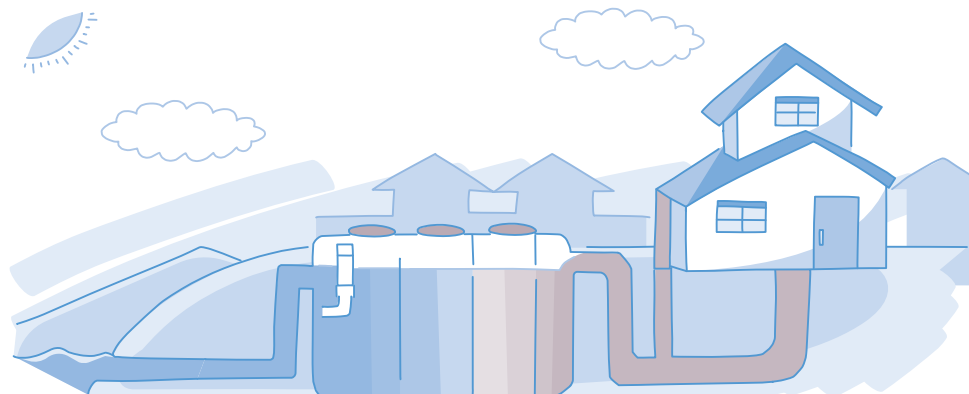
口座振替の申し込みは、金融機関窓口に通帳、通帳印、給水装置番号および給水装置の場所が書いてある検針のお知らせ票または納入通知書をご持参の上、お手続きください。

村木沢・大曾根地区などで最上川中部水道企業団の水道をお使いで、口座振替の申し込みを希望される方は、あらかじめお客さまセンターへご連絡ください。専用の申込書を郵送します。

※山形銀行など一部の金融機関では、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などからインターネットを利用し、料金・使用料の口座振替をお申し込みできる「Web口座振替受付サービス」をご利用いただけます。詳しくは、上下水道部公式ホームページをご覧ください。

▶ 料金・使用料のクレジットカード払い

クレジットカード払いの申し込みは、公金収納サービス「F-REGI(エフレジ)公金支払い」でお手続きください。なお、クレジットカード払いの利用には一定の条件がありますので、詳しくは、上下水道部公式ホームページをご覧ください。



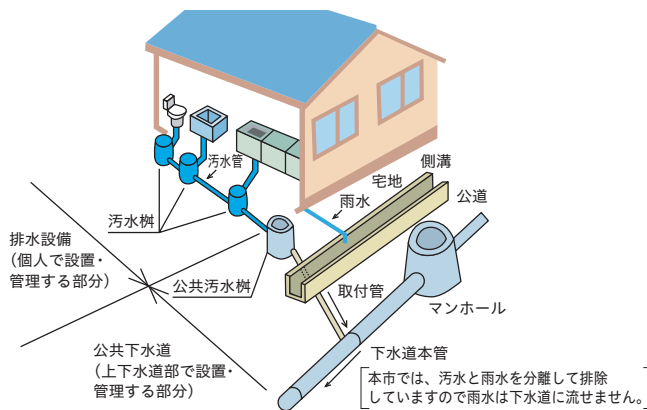
下水道への接続工事は指定店で！

問 上下水道部給排水センター
TEL 645-1177(内線143) FAX 645-1927

▶ 公共下水道が整備されると法的に利用が義務付けられます

公共下水道が整備されると、台所・浴室・洗面所・浄化槽などの汚水は、速やかに下水道に流すように下水道法で定められていて、山形市では条例でその期限を1年としています。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレへの改造が必要です。

家庭および事業所などからの排水を下水道に流すには、排水設備(下図参照)が必要です。



- ▶ 排水設備の工事は、指定下水道工事店でなければ行えません。
- ▶ 工事の申し込みは、指定下水道工事店に直接申し込んでください。後の手続きは、指定下水道工事店が代わって行います。
- ▶ 工事の期間は、くみ取りか浄化槽かによって、また、工事の条件によっても異なりますが、通常、1週間～10日程度です(合併浄化槽の場合は、1日で終わる場合もあります)。工事中、トイレの使えない日(2～3日程度)がありますが、指定工事店が仮設トイレ(有料)を準備します。
- ▶ 指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

接続工事費の融資あっせん制度

問 上下水道部業務課(6番窓口)
TEL 645-1177(内線101) FAX 645-4478

公共下水道に接続されていない既存住宅の接続工事を行う際に、金融機関から融資を受ける場合の利子を補給する制度があります。申請には条件がありますので、工事前にご相談ください。詳しくは、上下水道部ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▶ 下水道利用資金融資あっせん制度

金融機関から対象工事費資金の融資(限度額150万円)を受ける場合に、その利子を上下水道部が負担します。

下水道受益者負担金制度

問 上下水道部下水道建設課(11番窓口)
TEL 645-1177(内線322) FAX 645-8345

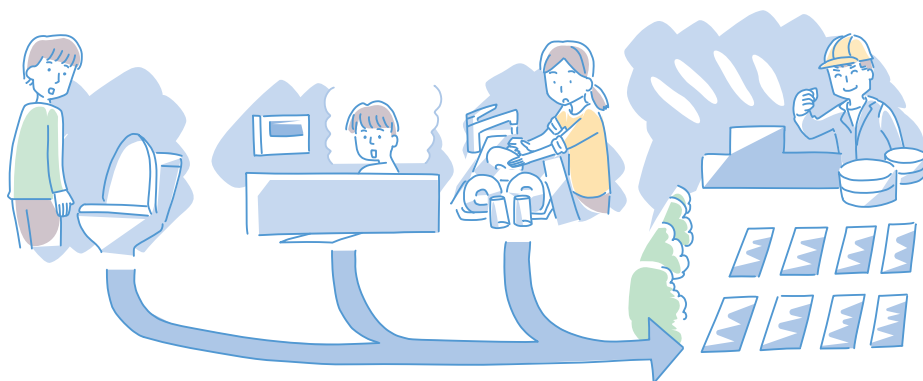
公共下水道が整備されると、周辺環境が良くなり、土地の利用価値が増大します。そこで、下水道が整備されることによって利益を受けられる方(受益者)に建設費の一部を負担していただくものです。

- 負担金額** 負担金単価(主に460円/㎡)に土地面積を乗じた額
- 賦課期間** 下水道工事完了の翌年度から
- 納付方法** 3年に分割し、さらに1年を3回(7月・10月・翌年1月)の納期に分けて納付

農業集落排水事業

問 農村整備課
TEL 641-1212(内線442) FAX 624-8426

農業集落排水事業によって整備された地区(宝沢、中里、藤沢、上野、双葉、漆房、山田、東山)については、お問い合わせください。



住まい・土地・交通

住まい・土地・交通

土地取引には届け出が必要です

問 企画調整課
TEL 641-1212(内線220) FAX 623-0703

▶ 土地売買などの契約をしたら

一定面積以上の土地について、売買などの契約をした場合には、当事者のうち権利取得者(売買の場合であれば買主)は、土地の利用目的・取引価格などを書いた届け出書に必要書類を添付して、契約締結後2週間以内に届け出てください。利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合、届け出の日から起算して原則3週間以内に利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります。また、土地の利用目的について、必要な助言をすることがあります。

▶ 届け出の必要な面積

- 市街化区域 2,000㎡以上
- 市街化調整区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

▶ 売買などの契約に該当するもの

売買、共有物持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権・買戻権の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡

地価公示価格・地価調査価格について

地価公示・地価調査とは、各地域で標準的な使われ方をしている土地を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安となります。閲覧を希望する方は企画調整課へお越しください。

また、地価公示の結果は国土交通省ホームページ、地価調査は山形県ホームページでご覧になれます。

建物を新築・増築するとき

問 建築指導課
TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900
問 まちづくり政策課
TEL 641-1212(内線518) FAX 624-8407

▶ 建築物の新築または10㎡を超えて(防火地域・準防火地域の場合は面積に関係なく)増築をする場合は、建築確認申請書の提出が必要です。

(建築指導課 内線475)

▶ 都市計画決定されている都市施設(都市計画道路など)内で建築物の新築などを行う場合は、あらかじめ許可を得る必要があります。

(まちづくり政策課 内線518)

▶ 山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の建築等行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市への届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

(まちづくり政策課 内線518)



〈以下は広告スペースです〉

- 一般家屋・商業施設・各種解体工事
- 産業廃棄物処理業・収集・運搬業
- アスベスト除去工事
- ダイオキシン対策工事
- 建築工事請負
- 土木工事請負
- 骨材販売・盛土造成工事請負

たしかな技術に未来が映える



井上工業株式会社

〒990-2482 山形市久保田2-1-47

TEL: 023-645-8877

FAX: 023-645-8395



開発行為をするとき

問 まちづくり政策課

TEL 641-1212(内線520) FAX 624-8407

▶ 下記の開発行為を行おうとする方は、あらかじめ許可を得る必要があります。

(許可を要する面積)

- 市街化区域 1,000㎡以上
- 市街化調整区域 面積にかかわらず全て
- 都市計画区域外 10,000㎡以上

※開発行為とは

主に建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、造成工事などを行い建築(宅地分譲)する場合や、農地などを宅地に転用して建築する場合などが該当します。

▶ 山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の開発行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市へ届け出が必要で。詳しくは、お問い合わせください。

(まちづくり政策課 内線518)

建築物の解体などをするとき

問 建築指導課

TEL 641-1212(内線475) FAX 624-8900

下表の規模以上の工事を行う場合は、工事着手の7日前までに、分別解体などの計画などの届け出書を提出する必要があります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え(リフォームなど)	工事金額(税込) 1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事など)	工事金額(税込) 500万円以上

〈以下は広告スペースです〉

土木に関すること何でもご相談ください



伊豆田建設株式会社

- 土地造成
- エクステリア
- 雨水
- 河川
- 橋梁
- 舗装
- 下水道
- 道路
- 公園
- 農業土木
- 上水道
- 土地調査 他

〒990-2161 山形県山形市大字漆山2395番地の6
TEL: 023-684-2130 FAX: 023-684-7041

・産業廃棄物収集運搬業
・産業廃棄物処分業
・解体工事業
・一般廃棄物収集運搬業(上山市・山形市)
・一般建設業



アースリストア株式会社

上山市狸森字焼山309-3
TEL.023-675-2010 FAX.023-675-2556

山形営業所
山形市大字中野目838-13
TEL.023-682-9280
<https://earth-restore.com/>

〈以下は広告スペースです〉

確かな技術で地域住民の豊かな生活を支える

プロフェッショナル集団

事業内容 BUSINESS
解体工事一式/立木伐採・抜根作業
除雪・排雪作業/床材剥がし/研り作業
スクラップ各種買取
プラスチック類・陶磁器類・骨董品等買取

お客様の「安心」を追求し、
これからも地域の
お役に立てる企業として
良い仕事を積み重ねていきます。

代表取締役 桂 徳全

桂工業株式会社
代表取締役 桂 徳全 専務取締役 桂 一雄

産業廃棄物収集運搬業許可証 第0601202631号 山形県知事許可(般-6)第102349号 古物商許可山形県知事許可 第241010002631号
本社 〒990-0817 山形市大字今塚43番地 TEL&FAX 023-681-3956
ヤード朝日町支店 西村山郡朝日町中沢9-5
ヤード山辺町支店 東村山郡山辺町要害字竹原1152-1
<https://katsura-kogyo.co.jp/> katsura1019@outlook.jp [関連会社] 三合堂株式会社 山形市東電野町46-1

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

問 建築指導課
TEL641-1212(内線478) FAX624-8900

市民の皆さんの地震対策を支援するために、耐震診断・耐震改修に補助金を交付します。

▶ 対象となる建築物

平成12年5月31日以前に建築された木造在来工法の2階建て以下の戸建て持ち家住宅

● 山形市木造住宅耐震診断事業

木造住宅の耐震診断を行う場合、補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

● 山形市木造住宅耐震改修補助事業

上記の診断の結果が、基準に満たない住宅の耐震改修工事を行う場合、補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

「長期優良住宅」の認定

問 建築指導課
TEL641-1212(内線475) FAX624-8900

住宅を新築、増改築または改修する場合、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」について、その計画の認定を受けることができます。

「長期優良住宅」(新築・増改築)の建築および維持保全に関する計画の認定を受けた住宅は、税制上の特例措置や地震保険料の割引などが受けられます。

※「長期優良住宅」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。



「低炭素建築物」の認定

問 建築指導課
TEL641-1212(内線475) FAX624-8900

市街化区域内において、建築物の新築などまたは建築物への空気調和設備などの改修を行う場合、一次エネルギーの消費量が一定量以上減らされていることなど、低炭素化の措置が講じられた「低炭素建築物」について、その計画の認定を受けることができます。

「低炭素建築物」の認定を受けた建築物が住宅または住戸の場合、税制上の特例措置が受けられます。

※「低炭素建築物」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。

〈以下は広告スペースです〉

KOKEN KOGYO

総合建設業

コーケン工業株式会社

代表取締役 佐々木 功一

山形市大字中野432

TEL/FAX 023-681-8007




株式会社 安江起業

安江起業 山形 検索

屋根・外壁・各所塗装工事
屋根葺き替え・雨樋交換工事
スノーストップ・雪止め取り付け
外構工事・内装リフォーム

冬季には雪下ろしや除雪の事業も行なっております。

山形市大字二位田23番地5
TEL/FAX 023-607-3168




住まい・土地・交通

市営住宅への入居

問 市営住宅管理センター
TEL673-0300 FAX673-0301

市営住宅は、住宅に困っている方が健康で文化的な生活ができるよう、国と市の経費で建設し、安い家賃で賃貸している住宅です。法律や条例に基づいて管理運営されており、住宅の家賃は入居者の収入などによって決定されます。

▶ 入居申し込みの資格

次の条件を満たす方

- (1) 持ち家がなく、住宅に困っている方
- (2) 同居する家族(親族)がいる方

※家族を不自然に分割した申し込みはできません。
※結婚予定の方は結婚3カ月前から婚約者を同居者として申し込みできます。
※单身の方でも申し込みできる部屋があります。詳しくは、お問い合わせください。

- (3) 収入(月額)が、条例の基準を超えていない方

※収入(月額)の算出方法については、世帯の状況により控除金額などが異なりますので、事前にお問い合わせください。

サービス付き高齢者向け住宅への入居

問 住宅政策課
TEL641-1212(内線470) FAX624-9902

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸などの住宅です。WEBサイト「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」で、施設情報や住宅ごとの詳しい運営情報などを紹介しています。



市有地の売却

問 資産マネジメント課
TEL641-1212(内線335) FAX624-8895

利用計画のない市有地は、原則として一般競争入札による処分を行っています。

実施する場合は、事前に山形市公式ホームページなどでお知らせします。

一般競争入札による処分に適さない場合は、随意契約や公募抽選などで処分する場合があります。

コミュニティバス・地域交流バス

問 公共交通課
TEL641-1212(内線926) FAX623-0703

路線バスが廃止された地域などの交通手段を確保するため、コミュニティバス高瀬線(紅花バス)と地域交流バス南部線を運行しています。

市街地では東部・西部地域と中心市街地を結ぶコミュニティバス東部・西部循環線(ベニちゃんバス〈東くるりん・西くるりん〉)を運行しています。

▶ 運賃・運行日

路線名(運行地域)	運賃	運行日
コミュニティバス 高瀬線 (高瀬・楯山地区～ 中心市街地)	大人(中学生以上) 300円、小学生150 円 ただし、一定区間内 の乗り降りの場合: 大人(中学生以上) 200円、小学生100 円	月～金曜日 ※祝日(振替休日 含む)、年末年始 (12月29日～1 月3日)は運休
地域交流バス 南部線 (村木沢・西山形・ 本沢・南山形地区 ～イオンモール山 形南)	大人(中学生以上) 200円、小学生100 円	火曜日 ※祝日(振替休日 含む)、年末年始 (12月29日～1 月3日)は運休
コミュニティバス 東部・西部循環線 (ベニちゃんバス 〈東くるりん・西く るりん〉) (市街地東部・西部 地域～中心市街 地)	東部・西部エリアま たは中心市街地エ リア内の乗り降り の場合:大人(中学 生以上)160円、小 学生80円 エリアをまたいだ 乗り降りの場合: 大人(中学生以上) 320円、小学生160 円	毎日運行 ※元日を除く

※いずれも未就学児は無料。障がい者、車いす利用者などは上記の半額。

コミュニティサイクル

問 公共交通課
TEL641-1212(内線926) FAX623-0703

スマホを使った簡単な手続きで、24時間自由に借りて・返却できる自転車貸し出しサービス(有料)です。市内各所にサイクルポートを設置し、ポート間で電動アシスト自転車を自由に利用できます。中心市街地の回遊や通勤通学に便利です。

車両数 294台

利用料金 基本:70円/15分毎(1,800円/24時間上限)
定額:1,200円/1日

利用方法 専用アプリ「ecobike」をインストールの上、会員登録をしてください。





産業

勤労者のために

山形市勤労者融資制度(生活応援ローン)

問 働きやすさ追求室
TEL 641-1212(内線415) FAX 616-3535

勤労者の生活安定を図るため、労働組合のない会社などに勤務している労働者に必要な生活資金を融資します。資金用途や利用者の属性によって融資金利が異なりますので、下記お問い合わせ先へご相談ください。

利用申し込み・お問い合わせ

東北労働金庫山形支店 TEL 631-0511 FAX 624-3184

(一社)山形勤労者福祉サービスセンター (愛称:ナイスサポート)

問 TEL 687-0021 FAX 687-0022
所在地:七日町1-4-18

中小企業勤労者の福利厚生充実と、中小企業の振興発展を図るため、各種事業を行っています。

主な事業内容

- 共済給付事業
祝金、見舞金、弔慰金などの給付
- 余暇活動事業
レジャー施設の利用補助、保養施設利用補助、山形市内で開催のイベント・コンサートチケット購入補助など
- 自己啓発事業
各種教室・講座の開催
- 健康維持増進事業
健康診断受診補助、プール・スケート場利用補助、スキーリフト券補助など



加入対象

- 山形市内の中小企業に勤務する従業員およびその事業主
- 山形市内に居住し、市外の中小企業に勤務する方

入会金・会費

- 入会金200円
 - 会費
月500円/1人(2名以上会員がいる事業所)
月600円/1人(1名会員の事業所)
- 詳しくは、お問い合わせください。

農業・林業者のために

貸付制度

問 農政課
TEL 641-1212(内線429) FAX 641-1865

▶ 農業後継者および認定農業者育成支援事業 貸付制度

おおむね20~40歳の農業後継者および認定農業者が営農に必要な施設の設置や農機具・家畜の導入、種苗、生産用資材購入などに要する資金に対し、低利で融資しています。最寄りの農協へご相談ください。

▶ 農業近代化資金制度

農業者の資本装備の高度化、農業経営の近代化を図るための資金を低利で融資する制度です。最寄りの農協または銀行などへご相談ください。

▶ 農業経営基盤強化資金制度

農業経営改善計画の達成に必要な資金を低利で融資する制度です。日本政策金融公庫、最寄りの農協または銀行などへご相談ください。

〈以下は広告スペースです〉

山で働きたい方 募集中!!

果樹などの伐採承ります 見積無料

Jforest 山形地方森林組合

〒990-2379 山形市替所14番2

TEL 023-644-0053

FAX 023-644-0061

はたらくあなたの、いちばんそばに。

東北労働金庫

山形支店 TEL:023-631-0511
ローンセンター山形 TEL:023-629-0100
山形市木の実町12-37 大手門パルズ
<https://www.tohoku-rokin.or.jp>

市民農園

問 農政課

TEL641-1212(内線435) FAX641-1865

農協と協力して、市民の健全な余暇利用の推進および消費と生産に対する理解の増進を図るため、農家の方が開設した農園を山形市市民農園として登録しています。市民農園を開設する場合や利用を希望する場合は、最寄りの農協へご相談ください。

農振除外手続き・農用地証明

問 農政課

TEL641-1212(内線429) FAX641-1865

▶ 農振除外手続き

農用地区域内の土地を転用する場合は、所定の手続きを行う必要がありますのでご相談ください。

▶ 農用地証明の交付

農地の所有権を移動したときなど、所有する農地が農用地区域内であるか農用地区域外であるかの証明書を交付します。

手数料 1通300円

伐採の届け出・森林の土地の所有者届け出・入林許可証

問 森林整備課

TEL641-1212(内線448) FAX624-8426

▶ 森林の立木を伐採するときは伐採および伐採後の造林の届け出が必要です

届け出が必要な方

立木を伐採する方および森林所有者

届け出期間

伐採を行う日の90日前から30日前まで

▶ 森林の土地の所有者となった方は届け出が必要です

届け出が必要な方

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方(面積不問。国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している方を除く)

提出期限

森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届け出をしてください。

▶ 入林許可証

国有林野(山寺、高瀬、東沢、滝山、蔵王)内での山菜などの採取には、入林許可証が必要です(国有林と隣接する地区の方々には共用者証を発行します)。

有効期間 1年間(入林許可証に記載された期間)

発行手数料 500円(1区域ごと)

農地の権利移動

問 農業委員会事務局

TEL641-1212(内線775) FAX624-8902

▶ 農地の権利を移動するとき

農地を売買、贈与、貸借、転用などするときは、農地法の許可が必要です。申請の受け付けは、毎月20日～25日です。市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ届け出が必要です。届け出は、随時受け付けています。

商工業者のために

▶ 中小企業振興育成制度

中小企業の振興を図るため、施設基盤などの整備事業や経営活性化の事業を行う場合、次のような助成制度があります。

1. 商業環境整備に対する助成
2. 商店街振興に対する助成
3. 中心市街地区域内での空き店舗の活用に対する助成
4. 伝統的工芸産業の振興に対する助成

問 ブランド戦略課 TEL641-1212(内線422) FAX624-8896

5. 人材養成に対する助成
6. 新製品・新技術開発に対する助成
7. 販路拡大に対する助成

問 産業政策課 TEL641-1212(内線416) FAX616-3535

資金の融資あっせんのご案内

問 産業政策課

TEL641-1212(内線416) FAX616-3535

中小企業者の経営基盤の安定と強化および魅力ある企業としての環境改善などを図るため、産業振興資金をはじめとする各種資金を低利で融資します。

申し込み 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫

創業支援

問 産業政策課

TEL641-1212(内線416) FAX616-3535

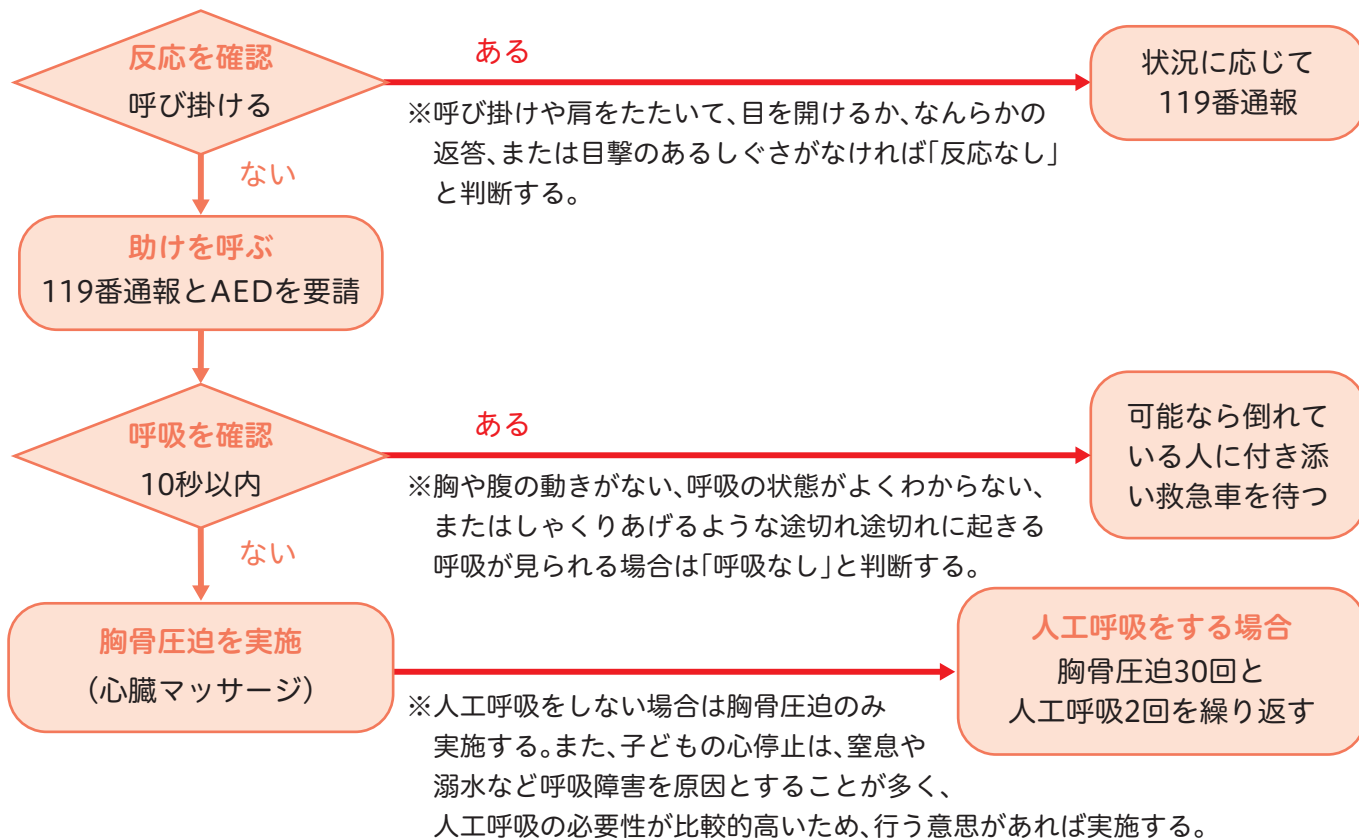
山形市では、創業支援事業計画を作成し創業支援機関と連携して、市内で創業の準備をしている方、創業を検討している方の支援を行っています。創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。



安全・安心

倒れている人を見つけたら

問 消防本部 救急救命課 TEL634-1193 FAX624-6687



※119番通報の際、通信指令員が必要と判断したときには、Live119を利用した映像伝送のご協力をお願いします。詳しくは [P106](#)をご覧ください。

AEDによる処置は、一般の方も実施可能です！

AEDが到着したら

電源を入れ、
電極パッドを貼り付け、
音声に従い操作する。

感染症への注意点

知らない人の場合は、感染を疑って対応する。
・口や鼻にマスクやハンカチなどをかぶせる。
・人工呼吸は行わず、胸骨圧迫のみ実施する。

胸骨圧迫（心臓マッサージ）のポイント

- ・強く 手の付け根を胸の真ん中に置いて約5cm沈み込むまで
 - ・速く 1分間に100～120回の速さで
 - ・絶え間なく 救急隊と交代するまで、または嫌がるなどの動作があるまで
- ※子どもの場合の圧迫の強さは、胸の厚さの3分の1を目安に

山形市消防本部では応急手当講習会（心肺蘇生法など）を定期的を開催しています。団体からの開催依頼に基づいて対応もしていますのでお問い合わせください。

🌻 火災や災害を発見したら 119番

📞 消防本部 通信指令課
TEL634-1198 FAX631-7320

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「火事です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。災害の場合は、どのような状況なのかをはっきりと伝えてください。

質問する内容は、火事・災害の住所・場所(目標となる建物などの名称)、何が燃えているか(建物の場合何階が燃えているか)、逃げ遅れやケガ人の情報などです。消防車が向かう住所や場所が確認できた時点で、消防隊は出動の準備に入りますので、住所などを告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

🌻 救急車が必要なときは 119番

📞 消防本部 通信指令課
TEL634-1198 FAX631-7320

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「救急車の要請です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。

質問の内容は、救急車が向かう住所・場所(目標となる建物などの名称)、病気なのかケガなのか、具合の悪い方とお話することができるかどうか、症状などです。救急車が向かう住所や場所が確認できた時点で救急隊は出動の準備に入りますので、住所を告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

症状やケガの状態により、必要となる応急手当の方法を通信指令員が指導しますので、ご協力をお願いします。

▶ 救急車を呼んだのに消防車が来ることについて

傷病者が心肺停止に陥っており、救急隊よりも消防隊の方が早く現場に到着できるような状況などでは、救急隊の活動を支援する目的で近くの消防隊を出動させる場合があります。

▶ 救急車のサイレンについて

119番通報時に、「サイレンを鳴らさないで来てください」との要望がありますが、救急車は傷病者を安全、迅速に医療機関へ搬送することを目的とした緊急自動車であり、緊急走行時はサイレンを鳴らすよう道路交通法などで定められています。ご理解をお願いします。

▶ Live119(通報現場を見える化する映像通報サービス)

Live119は119番通報の際、音声のみによる状況把握が難しい交通事故現場や、心臓マッサージの指導を行うために指令員が必要と判断した場合に通報された方のスマートフォンのカメラ機能を利用して現場の状況を確認します。指令員からLive119の使用を依頼された場合はご協力よろしく申し上げます。

🌻 聴覚・発語に障がいなどがある方

📞 消防本部 通信指令課
TEL634-1198 FAX631-7320

▶ ファクス119

所定のファクス用紙に火災や救急の別、緊急自動車が向かう住所や場所、燃えているものや、傷病者の症状などを記載し、ファクス番号「119」で送信することで、緊急通報ができます。

「119番ファクス用紙」は山形市公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。

▶ NET119

消防車や救急車を要請する場合にのみ、携帯電話などのアプリ機能を利用して緊急通報することができます。利用には事前登録が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

🌻 24時間健康・医療相談サービス

📞 消防本部 通信指令課
TEL634-1198 FAX631-7320




119番に迷ったときは
24時間健康・医療相談サービス
0120-023-660
【山形市・山辺町・中山町にお住まいの方が対象です】
専門スタッフが24時間無料で、わかりやすくアドバイスいたします。

🌻 消防車出動状況と休日・夜間の当番医の案内

📞 消防本部 通信指令課
TEL634-1198 FAX631-7320

	消防車出動状況	休日・夜間の当番医
電話	TEL 050-1807-3119 自動音声で案内します	TEL 634-1198 消防本部通信指令課の職員が対応します
インターネット	災害など情報配信サービス登録者に配信します ※下記説明参照	山形市公式ホームページの「医療機関の情報」をご覧ください



▶ 災害等情報配信サービス

各種情報をEメールで配信するサービスです。事前に登録しておくことで、消防車が出動したときに、災害種類(火災・事故など)と、おおよその出動場所の情報が配信されます。
※深夜の出動時にも配信されますので、登録時にご注意ください。



安全・安心

市民防災センター

TEL643-1191 FAX643-1193
所在地:西崎9-1

概要

地震や火災などの災害予防について、体験を通して学び、防災・減災に役立てる体験コーナーや学習施設のほか、自主防災組織の支援を行う相談室があります。

主な施設

体験コーナー(消防士なりきり・地震・消火・煙・応急手当・119番通報・災害用伝言ダイヤル171)・防災学習室・自主防災相談室・消防ミニカー展示など

利用時間・使用料 ●午前9時30分～午後4時 ●無料

休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、12月29日～1月3日

利用方法

団体(10人以上)の場合は、事前申し込みが必要です。(個人の場合は、事前申し込みは不要)ご利用の際、「利用申込書」へご記入ください。

※体験コーナーご利用の際は、職員が案内します。

火災予防

消防本部 予防課
TEL634-1195 FAX624-6687

▶一人暮らしの高齢者世帯の防火診断

一人暮らしの高齢者世帯からの火災を未然に防止するため、防火指導員が訪問し、住宅用火災警報器の設置などの火災予防の助言を行っています。

▶住宅用火災警報器の設置など

住宅火災からの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅用火災警報器を設置・点検しましょう。

- 設置が義務化されている場所
寝室内・寝室のある階の階段上部
台所や仏間など火を使う部屋も設置に努めましょう。

▶住宅用消火器の設置

消火器は初期消火に非常に有効です。
軽量で扱いやすい住宅用消火器を設置しましょう。

▶古い消火器のリサイクル

容器が腐食している消火器は、使用時に破裂する事故が発生しているため、老朽化した消火器のリサイクルを行っています。

廃棄しようとする消火器は、絶対に薬剤を放出したりしないで、お近くのリサイクル窓口へお問い合わせください。

▶火災による「り災証明書」の交付

火災に遭ったとき、各種手続きなどに「り災証明書」が必要な場合があります。予防課窓口または電子申請で申請してください。証明手数料は1部300円です。

交通安全・防犯・暴力団排除

市民課
TEL641-1212(内線387) FAX624-8411

交通安全教室への派遣

幼児、小・中学生および高齢者を対象にした交通安全教室に、交通安全専門指導員を派遣します。講話や実地訓練、映像を使用するなど希望の内容で交通安全の指導に当たります。園や学校、町内会や老人クラブなどでお申し込みください。

交通遺児激励金などの支給

交通事故により父母などを失った場合や、父母などが生計を維持できない程度の心身障がい者になった場合、その交通遺児を対象に激励金などを支給しています。

▶山形県交通安全母の会連合事業

内容 激励見舞金、勉学など奨励金ほか

対象 0～18歳(18歳に到達後の最初の3月31日)

申請に必要な書類

申請書、交通事故証明書、住民票の写し(世帯全員)

防犯パトロールの実施

子どもを狙った犯罪を抑止するため、交通安全指導車など(かもしか号)4台に青色回転灯を装着し、主に小学校の下校時に合わせて、通学路の防犯パトロールを実施しています。

山形市暴力団排除条例

暴力団または暴力団員などの不当な活動の排除に関して、市・市民および事業者の責務を明らかにし、市の講ずべき措置を定めて、市民の安全で平穏な生活の確保などを目的にしています。

市民活動

広報・広聴

市政のお知らせ

問 広報課
TEL 641-1212(内線229) FAX 641-2535

▶ 広報やまがた

広報やまがたは、毎月1回発行し、自治組織で決めた配布者などを通じて各世帯に配布しています。市のさまざまな施策や事業を特集で分かりやすく紹介するとともに、市民生活に役立つ各種お知らせやイベントなどを掲載しています。

視覚障がい者の方には点字広報を発行。点字を読めない方へはCDに録音した声の広報や音声コード版でお知らせしています。

▶ テレビ・ラジオ広報

- やまがた市政の目(YBC)
毎月第2土曜日 午前9時40分～(15分間)
- やまがたCity情報(YTS)
毎月第3金曜日 午後7時54分～(3分間)
- マイタウンやまがた(TUY)
毎月第1・第3日曜日 午前11時40分～(1分間)
- 山形市情報ウェブ(SAY)
毎月第2・第4木曜日 午後8時54分～(1分間)
- やまがたタウン情報(ダイバーシティメディア)
毎日 午前8時25分～(5分間)
- 山形シティナビゲーション
(エフエム山形・FM80.4MHz)
毎週月～金曜日 午前8時30分～(3分間)
- ハロー山形声の広報(ラジオモンスター・FM76.2MHz)
毎週月～金曜日
午前8時～(10分間)、午前9時50分～(5分間)
午後1時30分～(10分間、市職員の生出演など)
午後5時45分～(5分間)
- 村山地域耳寄り情報(ラジオモンスター・FM76.2MHz)
毎週月～金曜日
午前7時30分～(10分間)、午後6時30分～(10分間)
毎週日曜日 午前9時～(10分間)

▶ 山形市公式ホームページ

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報など、多彩な情報を発信しています。



▶ 山形市LINE公式アカウント

さまざまな暮らしの情報やイベント情報など、市からのお知らせをタイムリーにお届けしています。スマートフォンなどで「友だち」になると、トーク画面でごみの分別検索や道路などの損傷の通報、児童遊戯施設の予約ができます。また、緊急時には災害情報などを発信します。右のQRコードから、ぜひ、友だち追加をお願いします。



▶ 山形市公式フェイスブック

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報などを随時発信しています。



▶ メールマガジン

市民の皆さんの生活と密接に関連する、防災や安全・安心に関する情報などを配信しています。登録は、山形市公式ホームページまたは右のQRコードから行ってください。



- 防災情報(災害情報、防災情報、避難情報など)
- 子ども安全情報(不審者情報など)
- 山形市消防本部災害情報メール配信サービス(消防車出動情報)
- 消費生活メールマガジン(悪質商法の注意喚起情報、消費者事故情報、消費生活イベントなど)
- ふるさとだより(イベント情報、山形新聞掲載の山形市関連記事)
- クマ出没情報メールマガジン(市内のクマ出没情報)
- ひとり親家庭への情報メールマガジン(公的支援制度の案内など)

ご存じですか？町内会・自治会の役割

問 広報課
TEL 641-1212(内線231) FAX 641-2535

町内会・自治会は、「住民により自主的に組織された住民のための自治組織」です。一定の区域内に住んでいる人たちが、お互いを理解し、協力しながら快適で住みよい地域社会を実現するため、環境の整備や住民福祉の向上など、さまざまな地域課題に取り組む活動をしています。

現在、山形市内には、500を超える町内会・自治会などがそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくり活動を展開しています。

▶ 主な活動事例

- 親睦活動(夏祭りや盆踊りなど)
- 安全対策活動(防犯、防火、防災、交通安全活動など)
- 地域福祉活動(青少年健全育成、敬老会など)
- 環境美化活動(清掃、ごみ集積所の管理、花壇作りなど)
- 防犯活動(公衆街路灯の管理など)
- 広報活動(回覧板での広報、会報の発行など)
- 集会施設の維持管理

※加入についてのお問い合わせは、お住まいの地区の町内会・自治会へ。町内会・自治会が分からない場合はお問い合わせください。

▶ 自治活動への支援

町内会などの自治活動を支援するため、市は、地域集会所建設などに対する補助、公衆街路灯の管理に対する補助、一斉除・排雪作業に対する報償金の支給などの支援を行っています。

市民の声を市政に

問 広報課

TEL 641-1212(内線231) FAX 641-2535

▶ 自治推進委員制度

地域内の自治活動の推進、広報・広聴活動を実施してもらうために、各町内会・自治会などの長に自治推進委員を委嘱し、市民と市政のパイプ役を果たしていただいています。

▶ 市政懇談会

市と地区自治推進委員などが協力して、市長を囲む市政懇談会を開催しています。地域の課題から市政全般について話し合い、まちづくりへのご意見を市政に反映していきます。

▶ パブリック・コメント制度

市の計画などに市民の皆さんの意見をお聞きし、反映させる制度です。

▶ 施設見学会

市の施設が果たしている役割を理解し、市政に対する理解を深めていただくため、5～11月毎週火～金曜日に、団体を対象にバスで市の施設の見学会を行っています。

市民活動支援

管理職による出前講座～出前の達人～

問 公民連携室

TEL 641-1212(内線223) FAX 623-0703

市の管理職が地域に足を運び、市の施策などについて市民の皆さんと意見交換を行う出前講座を実施しています。希望に応じて、直接情報を提供するとともに、市民ニーズを把握し、市民の皆さんと行政が連携して地域の発展を図ります。

山形市コミュニティファンド

問 公民連携室

TEL 641-1212(内線223) FAX 623-0703

行政が皆さんからの善意の寄付の受け皿となり、市民活動へ補助する仕組みです。いただいた寄付は、市民活動団体が行う公益活動に対する補助を通じて、さまざまな地域貢献に活用されます。

● 寄付の受け入れ

分野希望寄付、団体希望寄付は5,000円から、一般寄付は1,000円からお受けしています。寄付をする場合には、各種税制控除が適用されます。

寄付の種類	概要
分野希望寄付	「山形市発展計画2030」の内容に則した分野の中から寄付者が選んだ分野に、寄付金を積み立てします。10万円以上寄付する場合、希望により自ら愛称を設定した個別ファンドを設けることができます。山形市で設置している「やまがたde愛ファンド」にも積み立てることができます。
団体希望寄付	寄付者が希望した市民活動団体(登録団体に限る)ごとに積み立てします。
一般寄付	特定の分野や団体の希望がない寄付は一般寄付として積み立てし、一般補助の原資として活用します。

● 補助

寄付を原資に、3種類の補助により市民活動を支援しています。

補助の種類	概要
分野補助	各分野の目的に合致する公益事業を支援します。
団体補助	山形市コミュニティファンドに登録された市民活動団体の活動を支援します。
一般補助	市民活動団体が地域課題解決に向けて、新たに取り組む公益事業を支援します。

※詳しくは、山形市コミュニティファンド公式ホームページをご覧ください。



市民活動支援センター

TEL 647-2260 FAX 647-2261

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル22・23階)

概要 市民活動に関する講座や情報発信、NPO法人・市民活動・ボランティアに関する相談や支援などを行っています。

主な施設 ミーティングコーナー、印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックス、図書・資料コーナー、高度情報会議室(100人)、会議室A(15人)、会議室B(20人)

主な事業 市民活動・ボランティアに関する各種相談や情報発信、各種講座の開催

利用時間 午前9時～午後9時
会議室、印刷・作業コーナーは午後10時まで(事前予約制)

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

利用方法 印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックスを利用する場合は、利用登録団体としての登録が必要

消費生活

消費生活センター

TEL 647-2201 FAX 647-2202

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル3階)

概要 消費者トラブルに関する相談や消費者の啓発などを行う施設です。国や県、各種業界団体などからさまざまな情報の収集・提供、施設の貸し出しなども行っています。

主な施設 相談室、研修室、展示コーナー、幼児ルーム、消費者活動室

利用時間 午前8時30分～午後5時15分
(消費生活相談は午前9時～午後5時)

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も)、年末年始

利用方法 研修室、展示コーナーは利用日の1か月前の月の初日から申し込むことができます。子育て中の方も参加しやすいように幼児ルームを備えています。消費生活センター登録証の交付を受けている団体は、利用日の2か月前の月の初日から申し込むことができるほか、消費者活動室を利用することができます。

男女共同参画

男女共同参画推進条例に基づいて市民の皆さん、事業者などの皆さんとともに男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画センター「ファアラ」を拠点施設として、さまざまな事業を実施しています。

男女共同参画センター「ファアラ」

TEL 645-8077 FAX 645-8055

所在地:城西町2-2-22(総合福祉センター4・5階)

概要 男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆さんの学習や活動を支援し、相談・交流する施設です(相談事業は [P44](#)参照)。

主な施設 研修室1、研修室2・視聴覚室、会議室、保育室、相談室、ワーク室、交流コーナー、情報コーナー

主な事業

- 男女共同参画に関する講座・イベントの開催
- 広報事業
- 市民活動支援事業
- 相談事業(一般・法律・女性の健康)
- 情報提供事業(図書の貸し出しなど)



利用時間 午前9時～午後10時

休館日 祝日、振替休日、年末年始

利用方法 男女共同参画に関する活動に利用できません(営利目的利用は不可。貸館は団体利用)。利用申し込みは利用日の1か月前の月の初日から受け付けますが、使用登録団体として登録すると、利用日の2か月前の月の初日から申し込むことができます。交流コーナー、情報コーナーはどなたでも利用できます。

国際交流

国際交流センター

TEL 647-2275 FAX 647-2278

所在地:城南町1-1-1(霞城セントラル2階)

概要 国際交流の推進および多文化共生社会の実現のため、市民の国際交流、国際協力、国際理解活動に対する支援、友好姉妹都市などとの交流や情報提供、在住外国人支援、民間団体活動室の貸し出しなどを行っています。

主な施設 国際交流センターラウンジ、友好姉妹都市逸品展示コーナー、民間団体活動室1(45人)、民間団体活動室2(36人)

開館時間 午前9時30分～午後6時

休館日 月曜日、祝日(月曜日と祝日が重なった場合はその翌日)、年末年始

利用方法 国際交流センターラウンジはいつでも利用できます。民間団体活動室の利用は、国際交流などに関する活動で、利用日の1カ月前の月の初日から申し込むことができます。

民間団体活動登録証の交付を受けている団体は、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。

情報公開・個人情報保護

問 市民相談課

TEL 641-1212(内線254) FAX 624-8418

情報公開制度

▶ 行政文書の公開

市が作成または取得した文書(行政文書)を、どなたからの求めにも応じ、個人に関する情報など一部の情報を除き原則として公開します。

請求の窓口、請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。郵送やFAX、メール、電子申請による請求もできます。

公開・非公開の決定

公開するかどうかは、請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、その後、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

公開の方法

行政文書の公開(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせする日時・場所で行います。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。

▶ 付属機関などの会議の公開

審議会や懇話会などの付属機関などの会議を、原則として公開しています。

付属機関などの名称、開催日時、場所、会議の内容については、情報公開窓口、山形市公式ホームページの「審議会等の公開」でお知らせしています。

公開された会議の会議資料・会議録は、各担当課の窓口、山形市公式ホームページの「審議会などの公開」からご覧ください。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報を個人情報の保護に関する法令などにより適切に取り扱い、保護しています。また、自分の情報について開示、訂正、利用停止を求める権利を保障しています。

「個人情報」とは、住所、氏名、生年月日、職業、学歴、財産など、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

▶ 個人情報を適切に取り扱うためのルール

保有に関する制限

法令・条例で定められた事務を行うために必要な範囲内で個人情報を保有します。

不適正な取得の禁止

偽りその他不正な手段で個人情報を取得しません。

利用・提供の制限

個人情報を事務の目的の範囲を超えて内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則、行いません。

その他適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失などのないよう適正に管理します。また、不要となった個人情報は速やかに廃棄します。

▶ 個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人がその開示を請求することができます。開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときはその訂正を、取り扱いのルールに違反して取り扱われているときは、その利用停止を請求することができます。

請求の窓口、請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。マイナンバーカードや免許証など本人であることを証明するものがが必要です。郵送による請求もできます。本人であることを証明する書類の写しおよび住民票の写しを請求書と併せて送付してください。代理人による請求も可能です。(委任状のほか代理人の本人確認書類が必要です)

開示・不開示などの決定

開示請求の場合は、請求を受けた日の翌日から14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は、請求を受けた日の翌日から30日以内に開示するかどうかなどを決定し、その後、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

開示の方法

個人情報の開示(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせします。ご希望の方法などについて申し出てください。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。



市の施設

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
市立図書館		
本館	小荷駄町7-12	TEL 624-0822 FAX 624-0823
中央分館	七日町1-2-39 (アズ七日町5階)	TEL 631-0170
東部分館	小白川町2-3-47 (福祉文化センター1階)	TEL 631-4090
北部分館	宮町4-17-13 (北部公民館1階)	TEL 641-6215
霞城分館	城西町2-2-15 (霞城公民館1階)	TEL 644-3332
公民館		
中央公民館	七日町1-2-39	TEL 623-2150 FAX 633-9804
東部公民館	小白川町2-3-47	TEL 642-5181 FAX 625-2150
西部公民館	箆田1-2-23	TEL 645-1223 FAX 645-8330
南部公民館	小荷駄町7-110	TEL 641-6701 FAX 641-9945
北部公民館	宮町4-17-13	TEL 623-9073 FAX 625-7617
江南公民館	江南1-1-27	TEL 684-4428 FAX 684-7397
霞城公民館	城西町2-2-15	TEL 643-2687 FAX 643-2784
元木公民館	元木3-4-8	TEL 631-6551 FAX 631-9037
コミュニティセンター		
鈴川コミュニティセンター (鈴川ふれあい館)	山家町2-4-48	TEL 641-3275 FAX 635-0461
千歳コミュニティセンター	落合町1087-1	TEL 622-2860 FAX 635-0509
飯塚コミュニティセンター	横道7	TEL 644-3479 FAX 644-0949
樺沢コミュニティセンター (くぬぎざわ交流館)	金石田8-2	TEL 644-5652 FAX 644-3710
出羽コミュニティセンター	千手堂404-1	TEL 684-7030 FAX 684-1265
金井コミュニティセンター (金井地区交流センター)	陣場903	TEL 684-5900 FAX 684-2352
楯山コミュニティセンター (たてやまなかま館)	風間1181-1	TEL 686-2001 FAX 687-2072

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
滝山コミュニティセンター	上桜田1-17-26	TEL 622-3401 FAX 635-0967
東沢コミュニティセンター (マジャーレがんど)	妙見寺4	TEL 622-5480 FAX 635-0982
高瀬コミュニティセンター (高瀬紅花ふれあいセンター内)	下東山1360	TEL 686-3341 FAX 687-2076
大郷コミュニティセンター	中野543	TEL 681-1351 FAX 684-2843
南沼原コミュニティセンター	南館西19-11	TEL 644-3212 FAX 644-3712
明治コミュニティセンター	渋江979	TEL 684-7333 FAX 684-2899
南山形コミュニティセンター	松原203-1	TEL 688-2001 FAX 688-3045
大曽根コミュニティセンター	上反田811-2	TEL 643-2054 FAX 644-4167
山寺コミュニティセンター (やまであら館)	山寺517-1	TEL 695-2001 FAX 695-2164
蔵王コミュニティセンター	蔵王半郷1028	TEL 688-2120 FAX 688-7455
西山形コミュニティセンター	柏倉3776-3	TEL 643-3104 FAX 644-1956
村木沢コミュニティセンター (あじさい交流館)	村木沢1672-1	TEL 643-2050 FAX 644-8401
本沢コミュニティセンター	長谷堂1070-1	TEL 688-2310 FAX 688-7463
児童遊戯施設		
べにっこひろば	樋越22	TEL 674-0220 FAX 674-0221
シェルターインクルーシブ プレイス コパル	片谷地580-1	TEL 676-9876 FAX 676-9878
その他の施設		
市民活動 支援センター	城南町1-1-1	TEL 647-2260
道の駅 やまがた蔵王	表蔵王79-1	TEL 676-6868 FAX 676-8844
男女共同参画センター 「ファアラ」	城西町2-2-22	TEL 645-8077 FAX 645-8055
市民会館	香澄町2-9-45	TEL 642-3121 FAX 642-3124
清風荘(茶室宝紅庵)	東原町2-16-7	TEL 622-3690 FAX 622-3690
山寺芭蕉記念館	山寺字南院 4223	TEL 695-2221 FAX 695-2552

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
最上義光歴史館	大手町1-53	TEL 625-7101 FAX 625-7102
郷土館	霞城町1-1	TEL 644-0253 FAX 644-0253
やまがたクリエイティブシティセンターQ1	本町1-5-19	TEL 615-8099 FAX 615-8098
総合スポーツセンター	落合町1	TEL 625-2288
きらやかスタジアム (総合スポーツセンター野球場)	落合町1	きらやかスタジアム TEL 687-1789
流通センター野球場	流通センター2-1	
西部運動広場	沼木字新田948	
立谷川運動広場	立谷川2-959	
鑄物町運動広場	鑄物町24	
アリオンテック 蔵王シャンツェ (蔵王ジャンプ台)	蔵王温泉768	TEL 694-9876
ネッツえがおフィールド (あかねヶ丘陸上競技場)	あかねヶ丘2-4	TEL 644-4850
流通センター庭球場	流通センター4-2	総合スポーツセンター テニスコート TEL 625-2630
鑄物町庭球場	鑄物町24	
西部庭球場	沼木字新田948	
山形市球技場	薬師町2-22-72	TEL 674-7096
山形市弓道場	霞城町1-6	総合スポーツセンター TEL 625-2288
蔵王体育館	蔵王温泉103	TEL 694-9876
福祉体育館	小白川町2-3-33	TEL 635-1771
南部体育館	小荷駄町7-110	TEL 641-6705
江南体育館	江南1-1-27	TEL 684-4296
沼の辺体育館	沼の辺町4-33	総合スポーツセンター TEL 625-2288
コンフォート ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 (山形市グラウンド・ゴルフ場)	樋越51-1	TEL 684-9870
南石関グラウンド・ ゴルフ場	南石関57-1	山形市スポーツ協会 TEL 647-4175
北市民プール	桧町3-10-1	TEL 684-8265
みなみ市民プール	南一番町8-5	TEL 622-4990
福祉文化センター (1階 希望の家、2階 小白川やすらぎ荘、 3階 働く女性の家)	小白川町2-3-47	TEL 642-5181
山形テルサ	双葉町1-2-3	TEL 646-6677 FAX 647-0123
産業歴史資料館	鑄物町10	TEL 643-6031 FAX 643-6030

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
山形まるごと館 紅の蔵	十日町2-1-8	TEL 679-5101 FAX 679-5116
山形国際交流プラザ (山形ビッグウイング)	平久保100	TEL 635-3100 FAX 635-3030
観光案内センター	城南町1-1-1 (霞城セントラル内)	TEL 647-2266 FAX 647-2267
古竜湖キャンプ場	蔵王山田字 羽竜813-1外	観光戦略課 TEL 641-1212 (内線426) FAX 641-1899
農業研修センター	東古館145	TEL 644-1622 FAX 644-0011
公設地方卸売市場	漆山1420	TEL 686-5314 FAX 686-2432
野草園	神尾832-3	TEL 634-4120 FAX 634-4121
馬見ヶ崎 プールジャバ	小白川町字 川原1237	TEL 633-8989 FAX 633-8990
西公園 (屋内多目的コート・ 屋外テニスコート)	門伝字落合河原 3114-10	TEL 643-2450 FAX 643-2456
学校給食センター	沼木字下河原 1139-19	TEL 644-4325 FAX 644-4326
市営駐車場		
中央駐車場	旅籠町2-2-13	TEL 631-6807
香澄駐車場	香澄町2-9-46	TEL 642-8535
大手町駐車場	大手町1-61	TEL 623-4171
山形駅東口 交通センター駐車場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前駐車場	七日町1-3-1	TEL 624-1357
山形駅西口 駅前広場駐車場	双葉町1-509	TEL 647-2208
市営駐輪場		
山形駅東口 交通センター駐輪場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前地下駐輪場	七日町1-3-16	TEL 624-1357
霞城セントラル 駐輪場	城南町1-1-1	TEL 647-2208
山形駅南駐輪場	幸町地内	TEL 641-1212 (内線524)